

平成27年第392回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

平成27年11月27日 開会

平成27年12月7日 閉会

矢 吹 町 議 会

平成27年第392回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (11月27日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
会期外付託案件調査報告	6
議員派遣報告	9
町政報告	9
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案の上程、説明（議案第62号～議案第64号、議案第66号～議案第78号）	13
散会の宣告	17

第 2 号 (11月30日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
鈴木隆司君	21
薄葉好弘君	30
藤井精七君	37
熊田宏君	43

佐藤幸市君	49
発言の訂正	53
散会の宣告	54

第 3 号 (12月1日)

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
職務のため出席した者の職氏名	56
開議の宣告	57
一般質問	57
安井敬博君	57
加藤宏樹君	69
青山英樹君	77
総括質疑	90
議案・陳情の付託	90
散会の宣告	90

第 4 号 (12月7日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	94
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
職務のため出席した者の職氏名	94
開議の宣告	95
議事日程の報告	95
議案第62号、第63号、第66号、第67号、第68号、第70号の委員長報告、質疑、討論、採決	95
議案第64号、第71号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	99
議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	102
議案第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号の委員長報告、質疑、討論、採決	104

議案第 7 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 7
日程の追加	1 0 9
同意第 4 号の上程、説明、採決	1 0 9
諮問第 2 号の上程、説明、採決	1 1 0
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
閉会中の継続調査の申し出について	1 1 4
議員の派遣について	1 1 4
閉会の宣告	1 1 4
署名議員	1 1 7

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

平成27年第392回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成27年11月27日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案第65号 矢吹町名誉町民条例

日程第 6 議案の上程

議案第62号・第63号・第64号・第66号・第67号・第68号・第69号・第70号・
第71号・第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
8番	大木義正君	9番	熊田宏君
10番	栗崎千代松君	11番	角田秀明君
12番	吉田伸君	13番	柏村栄君
14番	藤井精七君	15番	鈴木一夫君
16番	諸根重男君		

欠席議員(1名)

7番 竹元孝夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
企画経営課長 阿 部 正 人 君	総 務 課 長 藤 田 忠 晴 君
税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君	町民生活課長 氏 家 康 孝 君
保健福祉課長 泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君
都市建設課長 福 田 和 也 君	上下水道課長 小 針 良 光 君
教 育 次 長 兼 学校教育課長 佐 藤 豊 君	会 計 管 理 者 兼出納室長 白 坂 惠 悟 君
生涯学習課長 兼中央公民 館 長 梅 原 喜 美 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫	主任主査兼 次 長 角 田 哲 也
----------------	----------------------

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第392回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、7番、竹元孝夫君より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 角 田 秀 明 君

12番 吉 田 伸 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第392回矢吹町議会定例会が、本日11月27日に招集となりましたので、それに先立ちまして11月25日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、それぞれ協議をいたしました。その結果、会期を本日11月27日から12月7日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は17件であります。そのうち条例の制定議案1件については、全体審議といたします。次に、条例の一部改正による議案3件、制定による議案5件、指定管理者の指定による議案2件及び11月20日までに受理いたしました陳情1件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別

委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。

第1日目、本日の会議では、監査委員、常任委員会などの諸報告及び町政報告を行い、続いて条例の制定議案1件について全体審議とし、採決いたします。日程第6で、議案第62号から第78号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の11月28日、3日目の29日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の30日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の12月1日火曜日も午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、陳情の付託をいたします。

6日目の12月2日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。午後1時から第1、第2予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

7日目の3日木曜日も、水曜日に引き続きそれぞれ午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

8日目の4日金曜日については、報告書の作成のため休会といたします。

9日目の5日、10日目の6日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の7日月曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い本定例会は終了となります。

そのほか会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開かせていただき、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時から「観音湯」において町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をお願いいたしまして報告といたします。

以上です。よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日11月27日から12月7日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月27日から12月7日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより、諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成27年度定期監査結果報告書、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（諸根重男君） これより、例月出納検査結果及び平成27年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び平成27年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成27年度8月分を9月25日に、平成27年度9月分を10月21日に、平成27年度10月分を11月24日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成27年7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月23日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成27年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間であります、平成27年11月5日、6日、9日、10日、11日、12日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、証拠書類等を照合、審査した結果、事務処理、事業の執行はおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります、初めに、経費の削減等についてであります。現下の日本経済状況は、政府において経済回復を最重要課題として、東日本大震災からの復旧・復興を加速されるとともに、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の一体的な推進により、景気は穏やかな回復基調にありますが、消費税率の引き上げに伴う反動減からの回復過程等には注視する必要があります。

また、本県経済においても、震災による復旧・復興関連需要が高く、厳しい状況の中で持ち直しが見られるが、原材料価格等の上昇に伴う収益環境の悪化が懸念されます。

こうした背景から、町の財政状況においては、地方交付税の減額のほか、引き続き復興関連予算に伴い財政規模が大幅に増加しており、さらに、新たなまちづくり計画や社会保障関連予算、老朽化する公共施設の改修など、今後も大変厳しい状況が続くものと思料するため、引き続き経常的経費等の節減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります、厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の取り組

みをお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。今後も指定管理者制度に基づいた全施設の管理運営については定期的に全庁的な連絡調整の機会を設け、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果及び27年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（諸根重男君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を、委員長から報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

閉会中の所轄事務調査の結果報告について。

第390回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したのでその結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務常任委員会所轄事務調査結果報告書。

1から6までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7、調査結果。三芳町は、首都圏30キロメートルに位置し、埼玉県入間郡の南部、武蔵野台地の北東部にあり、面積は15.33平方キロメートルでその形状は東西6.9キロメートル、南北4.2キロメートルにわたり西から東へと緩やかに下る傾斜を持つ、関東ローム層に覆われたおおむね平坦な台地です。東には志木市、富士見市、南東には新座市、南西に所沢市、北にふじみ野市、川越市と隣接しています。

三芳町は、徳川家康の関東入国以降武蔵野台地の開発が進み、元禄7年川越藩主、柳沢吉保による「三富新田開拓」が実施され、長期間にわたり純農村地帯として歩んできた自然豊かな町です。

現在、東に国道463号、西には関越自動車道が通る恵まれた交通環境を背景に、工業団地や流通拠点としての倉庫群を連ねております。また、関越自動車道三芳パーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されています。

町の人口は、3万8,218人、世帯数は1万5,784世帯であります。

三芳町役場を訪問し、公共施設マネジメント基本計画の策定に至った経過や策定後の進捗状況、現状の課題や今後の取り組みについて、町政策推進室長から説明を受けました。

まず初めに、平成24年度に東洋大学教授1名と職員5名による公共施設マネジメントのワーキングチームを立ち上げ、施設カルテの作成、各課ヒアリングを実施して、更新費用を試算し基本方針案の作成を行いました。

また、平成25年度には5つの基本方針をまとめ、1つ目として予防的修繕や改修計画などによる施設の長寿命化、2つ目として学校施設の地域拠点化、3つ目として他町村との広域利用を視野に入れた施設の複合化と機能集約、4つ目として適正な人員配置や運営コストを意識した効率的な運営手法、5つ目として民間活力の

導入に向けた公民連携の推進を大きな柱とし、基本方針を策定したとの説明がありました。

また、無作為に抽出した住民9名と公募による住民11名のワールドカフェを開催し、お茶を飲みながらリラックスした雰囲気の中で自由な意見交換を行ったところ、公共施設の複合化を図り、効率よく利用を行っていかねばならないのでは、というような意見が出ましたとの説明がありました。なお、参加者のうち5名が10代であったとのこと。さらに、基本方針に住民の意見を反映させるため、住民800人を対象に住民アンケートを実施し、町民の意見を方針に反映する形をとったとのことでした。

平成26年度には、基本方針をより具体的に進めるために基本計画を作成し、個々の公共施設の概要や機能、運営状況、利用状況、さらには大規模改修または建てかえ更新を行った場合の費用の試算を行っております。また、平成27年度には総務省が示す「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」に基づき、基本方針と基本計画を統合し、公共施設等総合管理計画として位置づけるべく改訂を行っております。

さらに、三芳町が管理する施設は71施設あり、かなり老朽化が進んでいる施設もあるとのことでした。各公共施設の改修費用や更新費用の試算方法についても、説明がありました。まず、国が示す公共施設更新費用試算ソフトにより、1年あたりに必要な更新費用は23億1,000万円かかるとの試算結果が出ました。その結果に対して、町では過去5年間の既存施設更新と新規整備の経費の平均額を試算したところ、15億5,000万円という結果となり、7億6,000万円ものギャップが生じているため、そのギャップを圧縮するために大変苦慮しているとの説明がありました。

基本計画策定後の進捗状況については、道路長寿命化計画及び橋梁長寿命化計画の策定、そして小・中学校、役場庁舎、文化会館、総合体育館、公民館等の簡易劣化診断及び長期修繕計画を策定し、今後は藤久保地区という場所の拠点施設を整備するため、ワークショップの開催をすると予定しているとのことでありました。

なお、基本計画作成に当たっての課題については、組織体制として専門部署の設置が望ましいが、職員数の関係で配置が難しいこと。また、基本計画では目標額を設定しているが、財政状況が大変厳しいこと。さらに、上下水道施設については比較的新しいが、上下水道における長寿命化計画の策定が必要になってくるとの説明がありました。

今後の取り組みとしては、固定資産台帳と連動させ、公共施設マネジメント機能を持たせること。各施設の短期計画を策定し、一元的に管理運用体制を目指すために、検討をしていきたいとのことでありました。

最後に、計画を策定する上で重要なことは、公共施設における長寿命化の必要性及び重要性を町民の方へ説明し、町民と役場が一体となって取り組む必要があるとのアドバイスを受けました。

当町においても、三芳町と同様に老朽化による道路、橋梁、公共施設等の安全性を確保する上で、施設の廃止、複合化、公民連携による民間活力の導入、さらには施設の広域的利用等を含めた検討が早期に必要であると感じました。

以上、報告いたします。

○議長（諸根重男君） 次に、産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会より、報告をさせていただきます。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第390回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1番から5番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

6番、調査経過。なお、ミスプリントがございます。3行目の農地となっているところを、地を業にかえていただきまして、農地を農業に訂正をお願いをいたします。

阿智村は、長野県下伊那郡の西南に位置する人口7,000人弱の、山々に囲まれた小さな山村です。

以前は、農業のほかこれといった産業もなく、特別有名な観光地や特産品等もない、ごく普通の特徴のない村でした。また、若者は学校を卒業すると村外へ就職を求めることが大半で、村の人口も年々減少傾向が顕著でありました。

このような現状を打破しようと立ち上がったのが、アイデアマンとして知られた岡庭前村長を中心とした地域のプロジェクトチームでした。

村再生の発想の原点は、「地域資源を活かした村づくり」でした。

まず1つ目に、村には約40年前に旧国鉄の路線ボーリング調査中に湧き出し、発見された昼神温泉の積極的活用でした。これを、昼神温泉エリアサポート事業として大々的に展開したのです。

2つ目に、山合いの村ゆえに空気が澄んで星がきれいに見えたことから、日本一の星空、天空の楽園と銘打って取り組んだスターヴィレッジ構想です。

この2大テーマの成功の要因は次のとおりです。

①村や村民が、観光事業として共通の認識を共有し、阿智村だけではなく近隣の市町村を広域的な観光資源として捉えたこと。

②JTBやJRの観光事業部への積極的売り込みと、首都圏や中京圏への継続的な情報発信を大々的に行っていたこと。同時に、タイムリーなツアー企画を提供し続けていること。

③星空のきれいな村として、環境省から認定を受けたとともに、村の高台にある富士見高原を恋人の聖地として認定を受けるなど、知名度を全国的に拡大すると同時に冠をつけたことにより、よりグレードアップが図られたこと。

その結果として、若者のカップルが継続的に来村する効果に結びついていったこと。

以上の2大テーマの取り組みに成功したことにより、今では年間約130万人が来村し、そのうち約80万人が宿泊するという実績を築いている。

村内には、20軒もの観光ホテルや宿泊施設が立ち並び、税収アップはもとより雇用の拡大、地元商店の活性化や農産物の売り上げ増大に大きく寄与する効果を生んでいる。

矢吹町においても、隠れた地域資源の掘り起こしを積極的に行うとともに、さらなる産業の振興に向けて阿智村の地域活性化戦略を大いに参考とし、町の産業発展に努めていきたいと思います。

以上のように報告をいたします。

○議長（諸根重男君） 以上で、各委員会からの報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長（諸根重男君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第392回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第392回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。災害公営住宅整備事業につきましては、町内全体で52戸の建設を予定しております。

中畑公民館脇の中畑地区4戸については、昨年12月に工事を着手し、本年7月末に工事完了、8月12日より入居を開始しております。

円谷呉服店跡地の中町第一地区14戸については、本年2月に工事を着手し、現在、木工事及び内外装工事を施工中であります。

商工会館跡地の中町第二地区23戸については、本年3月に工事を着手し、現在、木工事及び内外装工事を施工中であります。

山口靴店跡地の中町第三地区11戸については、本年8月から工事を着手し、現在、基礎工事を施工中であります。

なお、平成28年3月末までには、町内52戸全ての完成を目指し、事業を推進するとともに、進捗状況にあわせた入居説明会及び内覧会等を随時実施し、入居開始に向けた準備を進めてまいります。

第1区自治会館整備事業につきましては、東日本大震災により被災した第1区自治会館を復興交付金を活用し、移転により再建する事業であります。本年9月に建設工事を発注し、10月10日には建設予定地において安全祈願祭が開催されました。現在は基礎工事を進めており、平成28年3月末の完成、供用開始を目指し鋭意施工中であります。

次に、除染関係についてであります。堰の上仮置き場につきましては、10月初旬に仮置き場内全12ステージの造成工事が完成しており、うち10ステージで搬入、保管が完了し、残り2ステージにおいて保管業務を鋭意施工中であります。

矢吹地区の住宅除染につきましては、北町から新町地区及び大池から田町地区までの除染514カ所中、11月

6日時点で379カ所の除染が完了し、今後135カ所の除染を実施してまいります。

また、中畑1次地区である西長峰、東長峰、松房、松倉、上敷面、諏訪清水地区の住宅除染につきましては、合計85カ所中、11月6日時点で53カ所の除染が完了し、今後32カ所の除染を実施してまいります。

さらに、8月に発注いたしました、中畑2次地区に弥栄、文京町、大久保、根宿、中畑、中畑南、鍋内、寺内西、寺内南、寺内東、寺内、平鉢、住吉、上の前、前久保地区及び三神地区の住宅除染につきましては、合計116カ所中、11月6日時点で16カ所の除染が完了し、今後100カ所の除染を実施してまいります。

なお、これら住宅除染事業及び仮置き場造成・管理事業については、平成28年3月末までに完了する予定となっております。

道路の除染につきましては、町道のモニタリング測定調査が7月に完了し、基準値を超えている箇所については、道路側溝などのホットスポット除染を実施し、平成28年3月末の完了を目指し、事業を進めております。

公園の除染につきましては、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えるホットスポット詳細調査を実施し、順次除染業務を発注してまいります。

教育施設汚染土運搬業務につきましては、学校施設等の放射線低減対策として、平成23年度から平成25年度にかけて、子供たちを放射線による健康被害から守るため、町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の除染作業を実施いたしました。その際発生した汚染土壌については、除染関係ガイドラインの基準に基づき、各教育施設内に一時的に保管し、仮置き場が整備された後、計画的に運搬業務を実施してまいりました。今年度は、中央、中畑幼稚園の2園と善郷、中畑、三神小学校の3校に保管していた汚染土壌の運搬業務を、平成27年9月に開始し、平成27年11月17日に作業が完了いたしました。これにより、学校教育施設等に保管されている汚染土壌は全て仮置き場に搬出することができました。改めて、ご協力とご理解をいただいた行政区の皆様へ感謝申し上げます。

次に、米の全量全袋検査についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の汚染により、県内農産物の出荷制限や風評被害など深刻な状況を受け、消費者の関心が高い米について安全性を確認するため、平成26年度に引き続き、町内の4カ所の検査場で平成27年産米の検査を実施中であります。測定結果であります。11月4日現在16万6,520袋を検査し、測定下限値未満が16万6,517袋、25ベクレルから50ベクレルが3袋ありましたが、国が定める一般食品の基準値である100ベクレルを超える米は検出されませんでした。

4ページをごらんください。

次に、矢吹町表彰式についてであります。去る11月20日、町文化センターにおいて平成27年度の矢吹町表彰式を開催し、多年にわたり行政区長として自治行政の推進に寄与されました小林忠勝様、町文化スポーツ振興基金運営委員会委員として教育行政の推進に寄与されました大森保子様、三神赤十字奉仕団員として社会福祉の向上に尽力されました太田アサエ様、町文化保護審議会委員、社会教育指導員、中畑公民館職員として地域文化の振興に寄与されました大久保武様、同じく町文化保護審議会委員、社会教育指導員として地域文化の振興に寄与されました故・佐藤隆様、多年にわたり町消防団員及び団長として消防活動、防火啓発等の推進に尽力されました故・小磯勇様の6名を功労者として、県鳥獣保護員として自然環境保全に寄与された吉川守様、県自然保護指導員、県産業廃棄物不法投棄監視委員として自然環境保全に努められている星圭司様を善功者と

して表彰いたしました。

また、それぞれの職種においてこの道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、さらに技術の向上に努められている薄葉一男様、星幸一様、佐久間年次様の3名を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております小針一郎様、豊島清治様の2名を農業功労者として表彰いたしました。

さらに、平成26年度全国肉用牛枝肉共励会第一部乳用去勢牛及び交雑去勢牛の部において最優秀賞を受賞されました佐藤茂様、第36回全日本短歌大会において文部科学大臣賞を受賞されました小池サチ子様、平成27年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール中学生の部において入選されました柏村美帆さん、平成26年度全日本卓球選手権大会カデットの部に県代表として出場し、優秀な成績をおさめられました栗城大輔さん、第31回全国小学生陸上競技交流大会女子走り高跳びに県代表として出場し、優秀な成績をおさめられました橋本綺羅さん、第19回全国着物デザインコンクールデザイン部門ジュニア中学生の部に出品され京都府知事賞を受賞されました小林奈緒さん、第63回統計グラフ全国コンクールにおいて第一部で佳作を受賞されました柏村沙綾さん、同じく第二部で佳作を受賞されました小澤秀輝さんに町民特別褒章を贈り、その栄光と健闘をたたえました。

受賞者の皆様方には、今後ともますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

次に、やぶき復興産業祭の開催についてであります。 「さわやかな田園のまち・矢吹から全国に向けて元気発信!!」をテーマに、東日本大震災からの復興と放射能による風評被害を払拭するため、9月13日矢吹球場をメイン会場として町、商工会、JA東西しらかわ、JAしらかわ、やぶき経営懇話会を主体とした実行委員会により、やぶき復興産業祭を開催いたしました。

当日は、約1万4,000人の来場者があり、メインステージでは、ふるさと矢吹パフォーマンスショーと題し、太鼓演奏や光南高校チアリーディング部によるダンス披露、しゅんらんガールズショーなどが披露されたほか、子供たちが喜ぶイベントやふくしまFM特別番組「元気発信やぶき復興産業祭」の公開収録、トマト早食い選手権、フィナーレでは復興餅まき、お菓子まきが行われるなど、盛りだくさんのイベントが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

出展ブースにおいては、農業、商業、工業関係団体など100を超えるテントが出展し、町内外の特産品販売や各団体での展示、PRが行われました。

次に、子ども議会についてであります。10月31日矢吹町議会議場において平成27年の子ども議会を開催いたしました。

子ども議員20名が選出され、うち8名の議員から、子供からお年寄りまで町民が集まれる複合施設の整備、未来くるやぶきの利用年齢の拡大、矢吹駅売店の利用時間の延長など、大人顔負けの一般質問がありました。

子ども議員以外の6年生児童は交代で傍聴席に入り、自校議員の一般質問を傍聴いたしました。

次に、町民文化祭あゆり祭についてであります。9月27日あゆり祭開催式を文化センター大ホールで開催いたしました。開催式終了後の第3部では、全国的に有名な講談師神田紅さんによる矢吹が原物語が行われ、第6部のあゆり姫物語の発表までにぎやかに行われました。

なお、あゆり祭主催事業の音楽祭を11月3日に文化センター大ホールで開催し、町内の小・中学校を初め、音楽愛好者のコーラスや器楽演奏などの発表が行われました。

また、11月8日には「唱、琴、舞、華の祭典」が行われ、民謡、舞踊、カラオケなどの発表がにぎやかに行

われました。本年度は63団体の参加のもと、9月27日の開催式から2カ月間にわたり、中央公民館をメイン会場に文化センター、ふるさとの森芸術村等において、各種展示会及び発表会が行われております。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から7点について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの17項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第392回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

森林再生事業について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

第65回福島県統計グラフコンクール表彰式について。

永年勤続職員の表彰について。

矢吹町消防団秋季検閲式及び秋季火災防衛訓練について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

職場職域ソフトボール大会について。

田んぼの学校について。

町営住宅管理運営事業について。

町道整備事業について。

矢吹駅周辺地区土地再生整備計画事業について。

教育委員会表彰式について。

矢吹小学校大規模改修について。

市町村対抗による各種大会について。

町民体育祭について。

第35回さわやか健康マラソン大会について。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で、町政報告は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

（午前10時41分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前10時53分）

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第65号 矢吹町名誉町民条例を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

それでは、提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議案65号の説明の前に、先ほど町政報告の中身において一部記載誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

子ども議会の説明の中で、子ども議会の開催日を10月31日と記載してありましたが、正しくは10月30日でありますので、訂正のほうよろしくをお願いいたします。おわび申し上げます。

それでは、説明させていただきます。

議案第65号 矢吹町名誉町民条例についてであります。本案は本町の社会文化の交流に寄与し、その功績が卓絶で町民の深い尊敬を受ける方に対して、名誉町民の称号を贈りその栄誉を顕彰するため、本条例を制定するものであります。

名誉町民の要件としましては、町内に居住している、居住していた方、本町にゆかりのある方で地方自治、産業経済、保健医療、福祉増進、芸術文化、スポーツ振興に寄与または貢献された方とし、議会の同意を得て推挙するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第65号 矢吹町名誉町民条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第62号～議案第64号、議案第66号～議案第78号）

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第62号、第63号、第64号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第62号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は現在策定中の新たな本町の再上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画が平成28年度から始まることから、その遂行に際し、効果・効率的な組織機構改革を実施するため、矢吹町課条例の一部を改正するものであります。

組織機構改革に当たっては、厳しさを増す財政事情の中で、東日本大震災はもとより地方分権、地方創生、少子高齢化、人口減少問題等社会環境の激しい変化にも適切に対応し、本町が自主・自立性を発揮しながらみんなで支える地域づくりを推進できる組織体制の構築を目指し、検討を深めてまいりました。特に、総合計画の実現に向け、効果的な組織、各種政策、施策、事務事業が効率的に行える組織、町民にとって便利でわかりやすい組織を3つの重要な視点とし、具体的には現在の12課体制から10課体制に再編するものであります。

なお、組織再編につきましては、平成28年4月1日を予定しておりますが、町民の皆さんへ事前周知を十分に行い、ご不便やご迷惑がかからないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第63号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成27年9月30日付で公布された地方税法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、平成27年3月31日付で公布した、矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆるマイナンバー制度の開始に伴い、地方税当局へ提出する申告書等の様式に、提出者等の個人番号または法人番号を記載する欄等を追加するものであります。

次に、議案第64号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する、通知カード及び個人番号カードについて、紛失や消失または著しく損傷した場合に再交付する際の手数料を定めるものであります。また、住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードの交付が平成27年12月末で終了することから、交付手数料を廃止するため、あわせて所要の改正をするものであります。

なお、施行期日につきましては通知カードの再交付手数料に関しては、公布の日から、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの交付手数料の廃止については、平成28年1月1日としております。

次に、議案第66号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてであります。本案はマイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で指定された、業務以外に町独自に個人番号の利用が見込まれる業務を指定するとともに、役場組織内での個人番号を活用した個人情報の利用及び提供を可能とさせるため、本条例を制定するものであります。

同法並びに矢吹町個人情報保護条例においては、個人番号がつけ加えられた個人情報、いわゆる特定個人情報

報は、個人番号による個人が特定されることから、その情報を目的外で使用することを厳しく制限しており、本条例を制定し、町独自の個人番号利用業務を明らかにすることで、適正な管理に努めるものであります。

また、自治体が保有する個人番号は、各所属間で連携することにより事務の効率化が見込まれるため、同法では役場組織内の特定個人情報の利用及び提供を条例で制定することにより、情報を連携することが可能と定めていることから、本条例案を制定するものであります。

次に、議案第67号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてであります。本案は平成26年7月4日付で、総務省通知臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等についてにおいて、各種任用制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件を確保し、任用根拠を明確にした職員採用とする行政内容を踏まえ、多様な任用、勤務形態の活用による最適な人員構成を実現し、より質の高い効率的な行政サービスの提供を行うため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

任期付職員制度は、高度の専門的知識経験等を有する者を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合や、一定期間内に終了することが見込まれる業務、または一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務において、公務の能率的運営を確保するために必要である場合等に、3年または5年の任期を定めて採用することができるものであり、臨時的補助的な業務に従事する臨時的任用職員、一般職非常勤職員とは異なり、一定の本格的業務に従事することを想定した制度であります。

正規職員を中心とした行政運営を原則としつつ、法に基づく多様な任用形態を制度化することにより、適正な人事管理を行い、最少のコストで最も効果的な行政サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第68号 矢吹町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例についてであります。本案は議案第67号と同様に多様な任用、勤務形態の活用による最適な人員構成を実現し、より質の高い効率的な行政サービスの提供を行うための一形態として、本条例を制定するものであります。

一般職非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員、または同法第22条第5項に規定する臨時的任用職員のどちらの要件にも該当しない場合において、同法第17条の規定に基づき、補助的・補完的業務に従事する非常勤職員を任用するものであります。

これまでも、本町においては嘱託職員制度により、専門職、労務職などに嘱託職員を配置しておりましたが、総務省通知の趣旨を踏まえ、臨時非常勤任用制度の適正化を図るものであります。正規職員を中心とした行政運営を原則としつつ、法に基づく多様な任用形態を制度化することにより、適正な人事管理を行い、最少のコストで最も効果的な行政サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第69号 矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例についてであります。本案は元所有者の屋形裕之様よりこのほど譲渡を受けました、本町地内に所在する旧屋形医院、通称大正ロマンの館について、来年11月の供用開始を目指し現在改修事業を進めており、当該施設を矢吹町中心市街地活性化推進施設として、設置条例を制定するものであります。

施設の運営に当たっては、指定管理者による管理運営を予定しており、来年1月からの管理者の募集を開始することとしております。

つきましては、今議会において同館を公の施設として設置条例を制定し、スケジュールにのっとった指定管

理者の公募、審査、決定を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第70号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてであります。矢吹町集会施設につきましては、平成18年度から平成27年度までの2期10年間、地元の行政区を指定管理者として施設の管理運営をしていただいております。町といたしましては、集会施設の役割や性質及び使用許可の手続等、地元行政区とのかかわりが大きいことを考慮し、集会施設34施設について、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により引き続き、地元の31行政区を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてであります。矢吹町福祉会館につきましては、東日本大震災の影響を受け、被災した施設の改修工事等を実施するなど、施設の利用を中断した平成23年度、平成24年度を除き、平成18年度から平成27年度までの3期8年間、矢吹町シルバー人材センターを指定管理者として、継続した施設の管理運営をしていただいております。地域福祉活動の拠点として利用されております。

町といたしましては、指定管理者制度の導入により利用者の利便性、管理運営の効率化が図られていることから、矢吹町福祉会館について、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募により引き続き、矢吹町シルバー人材センターを指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,566万7,000円を追加し、総額を94億5,982万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方消費税交付金3,400万6,000円、県支出金1億1,360万6,000円、寄附金1,010万9,000円、繰入金6,479万1,000円、町債1,353万4,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料207万3,000円、国庫支出金1,299万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金基金原資積立金等により6,914万3,000円の増額、民生費が障害者自立支援事業等により3,213万円の増額、衛生費が放射線対策事業等により8,760万4,000円の増額、農林水産業費が機構集積協力金事業等により1,389万5,000円の増額、教育費が子ども・子育て支援新制度による事業費組み替え等により2,851万2,000円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金事業等により1,061万3,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、臨時財政対策債を1,543万4,000円、農業施設災害復旧事業債を130万円それぞれ増額し、一般補助施設整備等事業債を320万円減額するものであります。

次に、議案第73号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本

案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ51万3,000円を追加し、総額を24億7,749万円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金42万3,000円、共同事業交付金2,206万5,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税890万1,000円、繰入金1,307万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費27万3,000円、保険事業費24万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第74号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります、本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ144万8,000円を減額し、総額を5億5,687万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金135万5,000円、繰越金9万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費15万3,000円を増額し、事業費160万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第75号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ46万2,000円を追加し、総額を1億9,867万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金46万2,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費46万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第76号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,820万3,000円を追加し、総額を13億1,721万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料2,070万8,000円、国庫支出金56万5,000円、県支出金322万4,000円、繰入金128万6,000円をそれぞれ増額し、支払基金交付金758万円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費2,000円、保険給付費1,028万3,000円、諸支出金791万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第77号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります、本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ227万3,000円を追加し、総額を1億5,313万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料227万3,000円、繰越金16万5,000円をそれぞれ増額し、繰入金16万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金227万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第78号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります、本案は、収益的収入につきましては、既定の額に126万7,000円を増額し、収入予算総額4億1,441万5,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に296万円を増額し、支出予算総額4億6,185万5,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益66万円、営業外収益60万7,000円をそれぞれ増額し、支出の内容につきましては、営業費用296万円を増額するものであります。

以上であります。

よろしくご審議お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。本日はご苦労さまでございました。

（午前11時16分）

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日（月曜日）

（ 第 2 号 ）

平成27年第392回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成27年11月30日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教 育 長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	氏家康孝君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長	佐藤豊君

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 白 坂 恵 悟 君

生涯学習課長
兼中央公民館
梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、12番、吉田伸君より午前中の会議は欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問等の時間、回数の制限について確認させていただきます。

時間の制限については質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については1問につき3回以内であります。

また質問、答弁の制限時間3分前にはそれぞれの予鈴を1回鳴らし、通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いいたします。

なお、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても質問及び答弁は打ち切りとしますのでご承知ください。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 鈴木 隆 司 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

今定例会最初の一般質問をさせていただきます。

また、早朝から傍聴に来ていただいております皆さん、大変ありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

それでは、通告書に従いまして順次質問をさせていただきますが、質問の順序を2番、3番、1番に訂正を、変更させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、採択されている請願・陳情について。

議会定例会において、毎年多くの陳情等が採択されておりますが、未実施、未実行の数がどんどんふえている現状にあります。よって、次の3点について質問をさせていただきます。1つ目、道路整備及び街路灯整備要請の現時点においての採択された未実行の数はどのくらいあるのでしょうか。2つ目、そのうち未実施、未実行の期間が一番長く古い順からの受け付け内訳をお伺いをいたします。3つ目、予算や財政の状況との兼ね合いもありますが、今後この実施、実行についての方針をお伺いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。道路側溝の汚泥の処理についてでございます。

側溝の汚泥につきましては、先の定例会でも申し上げましたとおり、放射能汚染数値が極めて高いことが予想されております。東京電力から自粛要請が出ていると聞いておりますが、以下３点についてお伺いをいたします。１つ目、地区によっては住民の手によって汚泥処理が実施されていますが、これまでに任意で実施された件数と汚泥の量は把握しているのでしょうか。２番目、そのうち汚泥の汚染数値はそれぞれ何ベクレルあったのでしょうか。そしてどのようにして、どこへ搬送されたのでしょうか。３番、任意イコール自己責任、自治体の責任と役割をどう考えているのでしょうか。また、汚泥処理問題の今後の解決策をお伺いをいたします。

３つ目です。町内小学校校舎耐震性の再確認についてです。

震災前、各小学校の耐震補強工事が実施されました。しかし今般、矢吹小学校の西校舎大規模改修におきまして、工事中にコンクリートの劣化等が発見されております。以下、次の３点についてお伺いをいたします。耐震強度の測定方法について、当時どのような方法で行われたかをお伺いをいたします。２つ目、強度検査は何メートルスパンで、間隔で行われたのかをお伺いをいたします。３つ目、耐震強度について、別な手法及びスパンを細分化した方法ではかり再検査すべきではないかと考えますが、町の考え方をお伺いをいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様大変ご苦労さまでございます。

それでは、５番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、道路整備及び街路灯設置要請について、現時点での採択された未実行の数は何件くらいあるかのおただしであります。初めに道路整備要望等の件数は、平成27年11月現在158件あります。そのうちの整備済み件数は95件であり、未整備は63件であります。未整備の期間が最も長い順からの受け付け内訳についてありますが、未整備路線63件の内訳は、年度別に平成13年度１件、平成15年度２件、平成16年度１件、平成18年度２件、平成19年度４件、平成20年度３件、平成21年度５件、平成22年度10件、平成23年度１件、平成24年度１件、平成25年度14件、平成26年度14件、平成27年度５件であります。要望年度の古い地区より事業着手しているため、特別な理由を除いて古い順から未整備地区は少なくなっておりますが、特に震災以降については道路整備の地区要望が多く、未整備地区の件数はふえている状況であります。

今後の実施、実行計画方針についてであります。実施計画につきましては４カ年の実施計画に記載し事業を進めております。道路整備における実施予算は、原則国の補助を活用し事業に取り組んでいるところでありますが、近年補助金の交付率が要望額の50％と低下しており、交付金の低下も整備が進められていない大きな要因になっております。特に整備要望の多い道路拡幅を行わない生活道路整備事業の現道舗装工事につきましては、砂利道の解消、環境改善に努め、道路利用者の利便性の向上を図るため計画的に事業を進めておりますが、実施予算である農業基盤整備促進事業の補助金の本年度の交付率が要望額の10％程度と低く、事業を進めていく上で非常に厳しい状況であります。

道路整備の方針についてであります。優先順位につきましては隣接戸数、利用者数、要望年度、緊急性等を重視し、総合的な判断により地区ごとに偏りが出ないように決定しております。来年度以降の実施予算につきましても、平成27年度同様の交付率が予想されますが、県と連携し国に対して補助事業の予算確保に向け強く要望し、未整備地区を早期に整備し住民の要望に応じられるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、街路灯の設置要望についてであります。毎年度約15件程度の新たな設置要望が行政区または住民の皆様から寄せられております。要望箇所につきましては、速やかに現況確認を行い設置の必要性の有無を判断し、必要な箇所については速やかに施工業者に発注しております。

街路灯の設置基準であります。通学路や防犯上必要な箇所及び住宅地において、おおむね100メートルに1カ所を原則に状況に応じて設置しております。しかし、近くに電力柱がなく引き込みができない箇所や、設置間隔が狭いまたは土地所有者の承諾が得られない等の理由により設置できない箇所もございますが、設置基準を満たしている箇所については、できるだけ速やかに設置を行っております。

今後の街路灯の整備計画であります。現在町全体では2,127基の街路灯を維持管理しております。本年度の街路灯の維持管理経費は、新設工事費として50基250万円、修繕費に約500件300万円、電気料金として780万円、合計1,330万円の予算を計上しております。昨年度42基の街路灯を新たに設置いたしましたが、年度後半より、省エネかつ長寿命でランニングコストに優れているLED街路灯を設置しております。街路灯は、防犯の観点からも防犯灯としての機能を確保することが必要であると考えておりますので、特に通学路の街路灯につきましては、LED化の推進も含め適切な維持管理に努めてまいります。

議員おただしのとおり、道路整備や街路灯の整備につきましては、地域の生活環境、生活基盤の改善、向上に大きく寄与する重要な事業であると認識しております。また、地域の安全安心、防犯等の観点からも計画的な整備が必要であると考えております。今後、これらの事業の確実な整備に向け財源の確保、新たな整備手法の調査検討に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道路側溝の汚泥処理についてのおただしであります。道路の除染につきましては歩道の中心付近など、人が多くの時間を過ごす場所で地上1メートルの空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所が実施対象となります。除染の方法については、放射線量の分布や測定値に応じて道路やのり面、側溝の土砂、堆積物の除去等を実施しております。

議員おただしの、地区や住民により任意で実施された道路側溝の汚泥処理につきましては、平成26年度、平成27年度のクリーン作戦により、2カ年で撤去された土砂は約32トンであります。また、3区及び4区行政区では、側溝の流れが悪い箇所があるため約16トンの土砂を撤去いたしました。これら道路側溝については、いずれも除染対象の基準である地上1メートルの空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルトに達していない側溝であります。なお、今回の土砂撤去に当たっては空間放射線量率による測定でありベクレルでの測定ではありませんので、数値測定はしていません。

これら撤去した土砂につきましては、土のう袋に入れフレコンバッグに格納し、除染事業で発生した汚染土壌等とは分けて、堰の上、仮置き場に一時仮保管をしております。道路側溝の基準値以下の土砂撤去の取り扱い、処分につきましては、県内の多くの市町村での課題であり、現在も道路側溝の土砂撤去、処分の実施及び財源確保等に向けた対応を国・県等の関係機関に要望、要請しているところであります。

次に、大雨時に側溝があふれている箇所の対応策につきましては、一般的に道路側溝は降雨、降雪等による雨水等を路面に滞留させることなく速やかに排水し、道路の通行、歩行機能を確保するため、さらに道路の隣接地である宅地等からの排水及び敷地からの土砂等の道路への流出を防止するための道路施設であり、計画雨量及び流域面積や道路勾配等により流量計算を行い、その断面が決定されております。

近年、ゲリラ豪雨等の影響により集中的な豪雨が多発しております。一般的に道路側溝の断面設計は5年確率、つまり白河地区で5年間に1回の確率で1時間降り続けた場合の時間雨量を想定し断面を決定しておりますが、ここ数年流下能力不足による道路及び住宅地の冠水等の被害が拡大している状況にあります。このことから、局所的に発生するゲリラ豪雨の場合、想定される設計雨量を超える降雨が発生し、側溝の流下能力を超え冠水、浸水等の被害が発生していると考えられます。また、長年の土砂の堆積による側溝の断面が不足していることも大きな原因であると考えられます。

いずれにしても冠水、浸水対策は、安全で安心な住環境を確保するために優先的に取り組むべき課題であると認識しております。現在冠水、浸水対策としましては、地域の要望を踏まえ豪雨時のパトロールによる冠水箇所、冠水状況の把握、改善策の調査検討等を行っており、具体的な対応策としては、土砂の堆積率に応じた排水路の土砂撤去工事及び改修工事を実施しているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

5番、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

各小学校の耐震補強工事についてのおただしであります。本町では耐震診断の指針である建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、昭和56年6月の建築基準法施行令改正による新耐震設計基準が定められる前に建築された学校教育施設を対象に、耐震診断を平成9年度と平成20年度に実施したところであります。

耐震診断を行った学校教育施設は、昭和41年から昭和55年にかけて建築された矢吹中学校、矢吹小学校西校舎、中畑小学校北校舎、善郷小学校体育館、中央幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園、あさひ保育園の合計8施設であり、矢吹中学校を除いた7施設については平成22年11月までに耐震補強工事を全て完了いたしました。なお、矢吹小学校東校舎、中畑小学校南校舎、善郷小学校、三神小学校、矢吹幼稚園については昭和56年6月以降の新耐震基準に基づく建築であるため、耐震診断は実施しておりません。

耐震診断の例として、矢吹小学校西校舎は耐震壁と呼ばれる地震などで発生する揺さぶりに抵抗する構造的、耐震的に効果のあるコンクリート壁の一部を円筒形にくり抜くコア抜き法、またコンクリートに打撃を与え、返ってきた衝撃により強度を推定する反発硬度法であるシュミットハンマー法を採用しております。強度検査については、500平方メートル当たり3カ所程度測定する基準に基づき、各フロアで耐震構造上重要な耐震壁を選定し、コンクリートの圧縮強度について1階から3階にかけてコア抜きを全7カ所、シュミット法による検査を全10カ所実施し、合計17カ所の測定を実施したところであります。

耐震診断の結果、建物の耐震性能をあらわす構造耐震指標いわゆる I_s 値は、矢吹小学校西校舎が0.38であ

ることが判明し、学校施設の基準値0.70を下回るものでありました。この耐震診断の結果を受けて、平成22年3月から9月にかけて学校教育施設の耐震補強工事に取り組んだところであります。

耐震補強の具体例を挙げますと、矢吹小学校西校舎においては地震の際に柱と梁の接合部が変形することを防ぐため、既存建物のフレームの中に枠つき鉄骨ブレース補強を8カ所行い、また建物の耐力不足を補うため既存建物内に新たに耐震壁を4カ所増設するなど、建物の耐震性を高める補強工事を実施しております。これらの補強工事により矢吹小学校のI s 値は0.72まで向上し、学校施設の基準値0.70を上回り建物の耐震性を確保したところであります。

なお、耐震補強工事を施行するに当たり耐震補強設計を行い、その耐震改修内容については一般社団法人福島県建築士事務所協会が設置している22名の委員から成る福島県建築物耐震改修計画評価委員会から適正であると評価を得ており、承認いただいております。この承認された実施設計に基づく耐震補強工事を実施したことにより、平成23年3月の東日本大震災では各小学校は建物の倒壊や柱の崩壊等の大きな被害がなく、最小限の被害であったものと認識しております。

以上のことから、耐震診断は適正な診断がされており耐震補強工事も確実に施工されていると判断し、耐震強度について再検査をすることは現在考えておりません。また、矢吹小学校大規模改修工事1期工事において変更契約をした内容は、耐震性に問題があることに起因するものではなく、建物の経年劣化により各教室等の柱、梁、壁等に発生したひび割れ補修等の内容であります。

平成27年6月に議員の皆様へ視察していただいた1期工事西校舎部分については、予定どおり平成27年10月30日に完成したところであり、また東校舎改修、体育館改修、太陽光設備設置を行う2期工事については9月定例会において工事請負契約の締結について可決をいただき、平成28年9月末の完成を目指し計画的に工事を進めております。2期工事についても1期工事に引き続き児童の安全確保及び授業環境への配慮を最優先に施工してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず、採択された陳情等につきましてでございますが、今ほど町長から答弁をいただいたとおり、一番古いものは平成13年ということで、もう14年前なんです。先ほど幾つかずっと内訳をお伺いしましたが、10年を超えているものも幾つか多数あるという現状でございます。これは町長答弁のとおり、財政や予算の問題の兼ね合いが非常に大きいことでございますから、なかなかできることでもないことは重々承知でございます。

しかし、私が今回この問題について取り上げた経緯につきましては、地域や地区の方からどうしてもこの地区にこういった問題があるということで陳情や請願が上がってくるわけです。それを担当常任委員会で採択をして執行部に上がるわけでございますが、採択を受けた地域住民、地区の人たちは、当然よく採択していただいたと、町も考えていただいたということで大変喜ぶわけです。しかしその採択を受けて喜んでおるのもつかの間、1年たち、2年たち、3年たち、4年たち、5年たち、一向に実施がされていない。そうしますと一体議会は何を採択しているんだ、何をやっているんだ、町長は一体何をやっているんだという声にかわってくる

わけです。これは私申し上げたとおり、もう予算との兼ね合いがありますから、決して全く考えていないわけではございませんが、事実そういった住民感情になってくるわけでございます。

そこで、いつまでもこういった状況をずるずるとやっておくわけにはいかないと思ひまして、私は今回この質問をさせてもらったわけでございますが、これは矢吹町にかかわらずどの市町村でも抱えている問題だと思います。そこで、私は実はこの問題につきまして3カ年計画で、例えば受け付けを、例えば年間4回定例会があるわけですから2回、2回、陳情・請願の受け付けを年間2件にこの3カ年のうちとどめておくと。どうしても当然陳情・請願はたくさん上がってくるんですけれども、そのうち2件ぐらいにとどめておいて、この3カ年の間にどんどん未実行、未実施の案件を実行していくということで、この3年間のうちに実行されていない案件につきましてどんどん実行していくということで、3カ年計画で調整してはいかがかなというような考えを持っております。これにつきまして、町長の考えをお伺いをいたします。

2番の汚泥処理についてです。町は、東京電力からの要請を受けて自粛だと言っております。しかし、任意で個人や団体がやる分にはいいんだと。また、除染としての汚泥処理は自粛であるが、大雨時に側溝が、土砂があふれたり水があふれたときの取り除きがいいんだと。やっていいんだと。ですから、ここに私は大きなグレーゾーンがあると思うんです。町がやるのはだめで民意でやるのはいい、除染としてやるのがだめで大雨で冠水したから取り除くのはいいって、同じ汚泥なんです。

先ほど、地上1メートルからの測定で毎時0.23マイクロシーベルト以下だから大丈夫だというんですが、この汚泥というのは空間線量ではなくて処理するためには汚泥そのものをさわるわけです。ですから、地上1メートルで0.23マイクロシーベルト以下だから安心・安全だという理論は、私はこれはちょっとおかしい理論だと思います。実際汚泥にさわったり汚泥が体についたりする作業になりますよね、この取り除きというのは。この辺は、国の基準がこうだからこうなんだという理論であります。現実問題としてこの辺の国の考え方も私はおかしいんだと思っておりますが、町長の考え、それから今後この問題に対して町が国や東京電力にどのような要請をしていくのかということで、お伺いをいたしたいと思ひます。

それから、町長の町政報告によりますと、平成23年度中にはこの0.23マイクロシーベルト以上のところのホットスポットの汚泥の取り除き、道路側溝の除染をやるんだということでございますが、そのホットスポットだけやられるというのもわかります、理解はできます。ただこれはホットスポットだけじゃなくて、さまざまな、全部やらないと先ほど言った冠水にもつながってくるし、実際近隣の人がもうずっと震災以降5年も汚泥泥上げをやっていないので、ボウフラが湧いたりいろいろ衛生面上もよくないという声も上がっております。ですから、平成28年度中にホットスポットだけを完了しますという考え方もわからないわけではないですが、これは先ほど申したとおり、やっぱり国、東電に強く要望してもらって全部やるという方針でやっていただきたいと思うんですが、この町政報告の平成28年度中にホットスポットだけやるという考え方についてもお伺いをいたします。

それから学校の耐震についてでございますが、教育長から説明をいただきました。この中で今まで実施した工法というのはコアのくり抜きとハンマーによる殴打、叩いてやるんだというような方法で、これは指導があった工法だということは重々承知でございますが、これは余りにもちょっと初歩的な工法だと思うんです。今、私思うのに。今は超音波ではかったり、透視、いわゆるレントゲンのような検査、こういった近代的な科学的な工

法が現実にあるんです。それで1つ質問ですけれども、このコアのくり抜きで先ほど何メートル間隔、何メートルスパンかというような間隔のお話がなかったので、これ1点、何メートル間隔でコアをくり抜いて調査をしたのかということでお尋ねをいたします。

それから、さきの定例会で何度か出ていますが、今後学校の統合や再編が今のところ考えていないという現状なんです。そうしますと、例えば中畑であったり善郷であったり、かなり古い校舎がいまだに残っていて、これがきちんと震災前に耐震審査をしたんで大丈夫なんだということでございますが、現実には矢吹小学校に施工されいろいろ工事をやってみたら数カ所に劣化箇所が見られたということで、原発と同じく決して安心・安全だということは断言はできないと思うんです。

ですから、今国も例えばトンネルであったり道路であったり橋であったり、既存のそういった施設がかなり劣化しているので、これをきちんと調査してこういう工事を進めていくんだというのが今の安倍政権の重要な取り組みの一つになっております。現実には、トンネルからコンクリが落ちたとか橋桁からコンクリが落ちたとかという問題が報道されてもおります。

ですから矢吹町の小学校、幼稚園に関してはきちんと耐震しているから安心だということは、私は一概に言えないということを申し上げたいんです。現実には大丈夫なはずの西校舎、きちんと補強したはずの西校舎を壁とかいろいろやってみたら劣化箇所が数カ所も出てきたということです。ですから、もっと先ほど申し上げた初歩的な検査でなく近代的な科学的な検査があるわけですから、こういった方法でもう一度やっていただけるのが安心・安全につながるのかなというような考えでおりますので、もう一度今の件につきましてお伺いを申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ございましたが、まず1点目の道路等の陳情案件で採択されたものについてなかなか整備が進まない、鈴木隆司議員のほうから3年で整備をしてはどうかというようなご提案がございました。今現在は63件未整備の地区、未実施地区があります。3年間といいますと、採択の件数を提案によれば2件ぐらいつつに抑えてということになりますと3年間で6件、あわせて69件、これを3年間で整備をするということについては数量、物理的にも大変難しい問題だというふうに考えております。

町は、従来から年間5件程度というようなことで整備の方針を打ち出しております。したがって、先ほども答弁させていただきましたように、財政等を鑑みながら4年計画でもって5件程度ということでございますが、鈴木隆司議員の要望でもございますので、できるだけ件数をふやせるようなそんな整備計画、計画的に実施してまいりたいと思います。なおかつ整備に当たっては優先順序、総合的に判断してまいりたいと思っております。

ただ、町もただ単に手をこまねいているわけではなくて、陳情を受けた際、また再度そうした要請があった場合は区長さんを中心に丁寧な説明をし、なぜ今この整備がおくれているのかというようなことの理解を深め

る、そうした努力もさせていただいております。ただ、そうした努力が万全かということについては、まだまだというところもございますので、より丁寧に理解していただけるように、そうしたことを努力してまいることをお約束をさせていただきたいと思います。

汚泥処理の件でございますが、除染としてやるのはだめで、それぞれが任意でやるのはいいという、そうした判断を町自身が判断しているわけではございません。これについては、鈴木隆司議員も十分にご理解をいただきたいと思っております。任意でやっているものについては、それぞれの団体、それぞれの行政区が自主的な判断で実施している。それらについて、任意であるから町のほうは一切関与をしないということではなくて、それらについての資材、そうしたものについては県の支援をいただいたり町自身の支援をしたりということで、汚染土壌の仮置き場の、仮々置き場への搬送法も含めて支援はこの後も続けていきたいというふうに思っております。

さらに関連して、住宅除染についてのお話もされておりました。0.23マイクロシーベルト以上については約束どおり住宅除染の終了を平成27年度末、平成28年3月までには終わらせたいということを常々話をさせていただいております。ただ0.23マイクロシーベルト未満ということになると、先ほども答弁をさせていただきましたように国の基準があって、国は自粛もしくは予算を含めてそうしたものの措置については全く今のところ考えていないと、そういう状況にもありますので、これについては汚泥の処理の問題につきましても、さらには0.23マイクロシーベルト未満の住宅除染等の問題についても先ほども答弁をさせていただきました。今後も国への要望をすることについては、やぶさかではございませんので、そうした要望活動をさらに強めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり耐震補強を行いました。それでも絶対に安全ということは確かでないわけでございます。そこでこの矢吹小学校の耐震診断において間隔、どのくらいでの検査かということでございますが、それについては何メートル置きとかということには、ちょっとお答えが難しいところがございます。と申しますのは、基準では500平米当たり3カ所程度行うということになっておりまして、矢吹小学校でもその基準に従いまして検査をしていただきました。特に建物の東西方向、それから南北方向へそれぞれ検査をいたしまして、その検査の数は先ほど答弁の中で申し上げましたが合計17カ所で行いました。

矢吹小学校の西校舎では劣化部分が出たわけですが、しかしそれはいわゆる壁にひびが入っていたとかそういうことではございますが、それは構造上の問題ではなくて経年劣化であるということではございまして、そこに溝を埋めるものを入れまして、それでその後の工事には差し支えなく、また安全上もそれでその部分に構造上の問題があるからブレースを入れなければならないとか、新たな強化策を取らなければならないというものではなかったということではございます。

それで、その超音波の検査あるいはエックス線等による透視による検査をさらにすべきではないかというご指摘をいただきましたが、そういう方法もあるというふうには思いますが、しかしこのさきの大震災の折にも

補強工事をして、しかしそれでもひびが入ったとかということはございませんでした。建物の構造自体には、特に影響はなかったということでございます。ただし、体育館のガラスが落ちてきたというようなことはございました。そのことまで含めるともちろん全て安全というわけではありませんが、この耐震補強は構造上に影響がないように、建物崩壊とか壁が崩れるとか柱が折れるとか、そういうことのない補強工事でございます。それで、ご指摘いただきましたが、超音波それからエックス線等による透視検査というのは、今のところ必要ないのではないかなというふうに考えております。

以上で、鈴木議員への再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

5 番。

○5 番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

1 番の、採択された未実行の道路整備や街路等の整備についてでございますが、ちょっと私の先ほどのニュアンスと町長の受け取り方がちょっと違うのかなと。3 年で残っている全てを全部やるんだというのではなくて、3 カ年計画で、ここで数の調整をしてみたいかというような質問提案でございます。年間定例会が4 回あるわけですから、2 回に1 件の陳情・請願の受け付けをして年間に2 件、この3 年の間にできるだけ、全てではなくてできる数だけこなして数の調整を進めてはいいかなというような質問でございましたので、その点をよろしくお願いいたします。

それから、この汚泥の処理につきましてですが、0.23 マイクロシーベルトというのは決して私、住宅除染のことを申し上げたのではなくて、例えば今定例会の町政報告の2 ページに記載がされておりますとおり、基準値を超えた箇所につきましては道路側溝のホットスポットを平成23 年度末までに完了したいんだというようなことが記載をされておりますので、私が申し上げたいのはホットスポットをやっていただけるのは結構なんです、地上1 メートルではかつて、汚泥の箇所をホットスポットとみなすのはいいかなものかなと。というのは、先ほどから言ったとおり、これはやっぱりベクレルで、当然その物体を、これを取り除くためには物体をさわったり物体が体に染みついたりするものですから、空間線量ではかるのはいいかなというような話でございますので、この辺の見解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

最初に、道路、街路等の未実施の解消法についてでございますが、陳情件数を、陳情を受ける場合そうした数の調整をしてみたいかどうかということでございますが、これについては議員さんの判断にお任せをさせていただきたいと思います。私のほうから陳情の回数をふやす、減らすという判断については控えさせていただきたいと思います。

さらに、汚泥処理を含めて除染の方法等についてでございますが、住宅道路についてのホットスポット除染については、国の基準に基づいて平成28 年3 月末をもって終える予定でおります。ただ、道路にしても住宅に

しても、空間放射線量0.23マイクロシーベルト以上という国の基準がございまして、ベクレル検査については国の基準というものが道路、住宅除染については示されておられません。したがって、繰り返しになりますが、そうしたことも含めて除染の方法としてベクレル検査による測定によって、それを上回る除染も必要だということについてはさらに県・国のほうに要望していきたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で、鈴木隆司議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午前10時47分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前10時58分）

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告2番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦勞様でございます。

それでは、通告した一般質問でございますが、同僚議員からも同様な質問項目もありますが、私なりの視点で4項目ほど質問させていただきます。

先月TPPの締結交渉の大筋合意を得て影響が大変懸念されているということで、各県でも影響額の試算をしております。かんきつ類で有名な和歌山県では、かんきつ類の年間の産出額で35億円が減少するというようなことで、生産性の向上や高品質化などの強化対策に、関税撤廃の8年目までに約183億円の予算が必要だというふうなことで、今後国に支援を求める方針を出しております。

各国が来年早々にもTPPに署名すれば日本も国会で承認手続に入るようであるが、通常国会では関連法の改正とともに審議させる見通しであり、早ければ来年中にもTPPの締結、発効する予定もされております。これにより年明けの通常国会、政府ではTPPへの農業関係の対策費として3,000億円の補正予算を計上する予定でありますので、最初に環太平洋経済連携協定TPPについて質問させていただきます。

TPP締結交渉で10月5日に12カ国の閣僚会議にて大筋合意に達しましたが、米、麦、乳製品、砂糖、牛肉・豚肉の重要5項目以外の食品834品目のうち、400品目の関税がなくなると農林水産省が発表しております。町の品、野菜の生産品目でもあるトマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー、キャベツなどは関税が即時撤廃されます。町として、この発表を受けて影響等についてはどの程度品目の把握と影響額の試算をしているのかをお尋ねいたします。

2つ目に、県南3JAの合併について質問させていただきます。

平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力の原発事故の影響により、県内のJA、JAそうまとJAふたばが債務超過に陥り破綻になってしまうということで、今後の県内のJAが合併するという条件つきで各JAに100億円ずつ国より支援を受けました。これを受けて、県内を4つのJAに合併するというのが、平成24年11月16日に開催されました第38回JA福島大会において、平成28年3月1日に合併することで正式に決定いたしました。これにより、県内4JAが来年3月に合併することで進めておりましたが、8月にJA東西しらかわが突然合併延長を求めたために、県南の3JAにより10月の合併予備調印式が実施され、その後3JAの臨時総代会において合併が承認されました。

町内の2JAも合併すれば一本化されると思われましたが、大変残念です。当分は合併がないとすれば、今後の町の農業振興と農家の営農向上も見込めず農家には不利益になるのではないかと思います。合併しないことに対して町はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

3つ目に、住宅除染について質問させていただきます。

平成24年度から、町の除染実施計画により住宅の除染事業は、住宅の生活空間線量率0.23マイクロシーベルト以上により、現在まで除染を実施しております。全員協議会での進捗状況による説明ですと、平成28年3月末には全て終了するというものでありました。町長の町政報告でも、今後の住宅除染として矢吹地区135カ所、中畑1次地区は32カ所、中畑2次地区、三神地区では100カ所を実施するという報告がありました。町の除染に従事している関係者からのお話では、実施予定の住宅の持ち主と連絡が取れない方がいて除染が実施できないということをお聞きいただきましたが、実際にはこのような住宅があるのか、あるとすれば対象区ごとに現在までに何件ほどあるのかをお尋ねいたします。

最後に、集会施設のスロープの整備について質問させていただきます。

町内の各集会所も高齢者によるふれあい・いきいきサロンの開催や、選挙の際の投票所としても19カ所が使用されております。スロープもない集会所もあるようで、利用者から使用する際に不便であるとの声もお聞きいたします。今回の議案に集会施設の指定管理者の指定について議案がありますが、町内の34施設については身障者や高齢者が利用する際に使用できるスロープが設置整備されていない施設は何施設あるのかをお尋ねいたします。また、設置されていない集会施設については今後整備する予定、計画があるのかをお尋ねいたします。

以上4項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、環太平洋経済連携協定についてのおただしであります。TPP環太平洋パートナーシップ交渉参加12カ国は、TPP交渉閣僚会議において協定の大筋合意に至りました。TPPの交渉に当たっては、衆参両院の農林水産委員会の決議をしっかりと受けとめ、我が国の農林水産業や農林漁村に悪影響を与えないよう政府一丸となって粘り強く交渉に取り組んでいただいたものの、一部懸念が残る結果となりました。この結果、関税撤廃を原則とするTPP交渉にあっても、米、小麦、乳製品、砂糖、牛肉・豚肉の重要5品目を中心に、関

税撤廃の例外に加えて国家貿易制度、関税割り当ての維持、セーフガードの確保、関税削減期間の長期間化等の有効な措置を獲得することができましたが、その一方で一部の品目については、生産者の皆様の経営に影響が及ぶのではないかと懸念もあります。

政府は、総理を本部長として全閣僚を構成員とするＴＰＰ総合対策本部を設置し、政府全体で責任を持ってでき得る限りの総合的な対策を実施していく旨の表明がありました。県でも知事が本部長となり、ＴＰＰ協定に関する情報共有及び今後の対策等について全庁的に協議する組織として、福島県ＴＰＰ協定対策本部を設置し、農林水産業の不安や懸念をしっかりと受けとめ県全体で対策に取り組むことになり、現在県内の大規模農家を中心に聞き取り調査を実施し、ＴＰＰ協定における農産物に対する影響や今後どのような対策を期待するかなどの意見をまとめ、国の影響評価の動向を見ながら県における品目ごとの定量的な影響評価を行っているところであります。

品目の把握と影響額の試算についてのおただしであります。特に影響が懸念される米については、ＴＰＰ交渉の中では高い関税や国が義務的に輸入するミニマムアクセスという制度等の輸入枠組みはこれまでと変更はございませんが、ＴＰＰによってアメリカとオーストラリアから合わせて年間７万８,０００トンの輸入枠が新たに設けられることにより、国産の米価格が下落する可能性が想定されます。野菜においては、特に当町に係るトマト、ブロッコリーなどについての３％関税が協定発効後直ちに撤廃されるため、長期的には国内産の価格が下落する可能性も想定されます。

農林水産省が２０１３年に行った試算によりますと、ＴＰＰ交渉参加国に対する関税が全て撤廃された場合、国内農林水産物の生産額は約３兆円減少するとしております。町の影響額の試算については現段階ではまだ行っておりませんが、できるだけ速やかに試算を行っていきたいと考えております。この状況を踏まえ、町としましては今後新たに発表される国や県の影響評価額を参考にし、各種対策を最大限に活用しながら、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って経営に取り組めるよう農林水産業の振興策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県南３ＪＡの合併についてのおただしであります。平成２８年３月を目標に現在県内に１７あるＪＡを４つに、県南地域ではＪＡすかがわ岩瀬、ＪＡあぶくま石川、ＪＡしらかわ、ＪＡ東西しらかわの４つのＪＡを１つに再編する方向で合併に向けて話し合いが進められていたところでありましたが、８月下旬にＪＡ東西しらかわより、合併事業計画の検討が不十分等の理由により平成２８年３月の合併延期を求めたことを受け、ＪＡすかがわ岩瀬、ＪＡあぶくま石川、ＪＡしらかわの３ＪＡの組合長及び理事会で意見を集約した結果、合併期日は延期せず、４ＪＡの協議会を存続させつつもＪＡ東西しらかわを除く３ＪＡによる合併協議を先行して進めるべきとの意見が調い、１０月７日にＪＡしらかわにおいて３ＪＡによる合併予備調印が行われたところであります。この結果、引き続き本町には２つのＪＡが存在し、２ＪＡはそれぞれの方針で農業施策を推進していくこととなり、農家の皆様は同じ町にしながら異なる営農活動をする事となります。

町でも、本来合併により町全体が統一された農業施策を推進し、わかりやすい営農支援の実践を期待しておりましたが、合併が先延ばしになったことにより、さまざまな面で困惑することが想定されます。本町においては、当初の予定どおり４ＪＡで合併することが望ましいと考えておりましたが、それがかなわない状況となっていました。しかし、町農業振興発展のためには当初の計画どおりいち早く４ＪＡを合併し、統一さ

れた農業政策を推進することが矢吹町の発展ひいては県南地方、県全体の農業の発展につながると考えておりますので、この後の合併推進協議会での４ＪＡの早急な合併に向けた協議を見守ってまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住宅除染についてのおたかしであります、住宅除染の進捗状況につきましては、11月6日現在で矢吹地区514件中379件が完了し進捗率73.7%、中畑１次地区85件中53件が完了し進捗率62.4%、中畑２次及び三神地区116件中16件が完了し進捗率が13.8%となっております。未完了の267件の中には、それぞれの理由により除染に取りかけられない世帯があります。その内訳と件数については、未同意によるものが52件、除染実施の辞退が24件、同意後の地権者死亡などの特殊な事情によるものが6件で合計82件となっており、その全てが矢吹地区の案件であります。

町といたしましては、これらの未完了案件のうち辞退による24件を除く58件について、既に発注している住宅除染管理業務委託から切り離し別途発注することで、その未完了原因に応じ、迅速かつ適切な対応等を行い、平成28年３月までに住宅除染が完了するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、集会施設のスロープ整備状況についてのおたかしであります、町内34の集会施設のうちスロープが設置されている施設は17施設であります。本町も高齢化社会を迎えている状況にあることから、高齢者や障害者に対応した公共施設や集会施設への対応が求められ、集会施設のスロープや手すり等については改修等の必要があると認識しており、現在進めている公共施設総合管理計画において各施設ごとの改修項目を取りまとめている状況であります。

このような中、平成26年度及び今年度については、役場庁舎の１階トイレの一部洋式化を図り、今後は役場庁舎玄関スロープの手すり設置工事の発注を予定しており、今後は17集会施設のスロープや手すり等についても平成28年度以降の指定管理者と協議を進めながら優先順位を定め、年次計画により整備を進めてまいる考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、２番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

２番。

○２番（薄葉好弘君） 再質問をいたしたいと思います。

まず、ＴＰＰの農業交渉の件でございますが、町長の答弁にもありますように、町もかなり影響が懸念されるというふうな状況でございます。国のほうでも安倍政権になってアベノミクスの３本の矢の成長戦略の中に農業分野も入っているというふうなことで、これが現実的にＴＰＰ交渉の大筋合意にも至ったのかなというふうに考えておりますが、私もこの成長戦略の考え方はいいと思いますけれども、農業分野で付加価値をつける、あと競争力により利益を優先するというのが、国会とかマスコミ等でも取り上げられて議論されております。日本のような四季折々の季節感があるということは当然気候変動も激しいというふうなことでございまして、これが大きな脅威で、なかなか農業については本来金もうけに固執すべきなのかという部分も多々あるのではないかなというふうに私思いますが、人間を養うための食料を安定供給するというのが、やはり農業の一番の目的でございますので、町としてもこの部分で地産地消のさらなる推進、また矢吹町のこの緑豊かなさわやかな田園の町を崩壊させないというふうなための取り組みも含めて、国や県のＴＰＰへの対策とは別に町独自

の対策支援を行うことや、取り組みの考えがあるかをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

次に、県内JAの3JAの合併についてでございます。私も先ほど質問した内容にありましたように、大変合併ができなかったというふうなことで残念に思っているわけですが、今回県内の3JAが合併することにより、福島県の市町村では白河市と矢吹町が1行政区に2つにJAが存在するというふうなことになるわけでございます。先ほどもTPPの話がありましたように、今後の農業にとりましては転作補助金の廃止や米の生産調整の廃止、そこにTPP問題というふうなことで、農業者としては当然、JAの広域合併によりまして営農の向上と生産コストの削減も含めて、早期に合併が必要だと私も思っておるわけでございます。今後、町としてJA東西しらかわの合併を進めるような合併協議会への働きかけ等はする予定があるのかどうかも含めて、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

続いて、住宅の除染でございます。先ほどお聞きしたところ、現在82件、矢吹地区で82件がなかなか実施できないというふうなことで、まず3月までに実質連絡がとれて実施できるかどうか。できないとすれば、平成28年度以降も実施するようにやっていくのか。あと24件の方が拒否していると、辞退というか、これが法的に問題ないのかどうか。近隣住民の方で、やはり空間線量が高くて除染が必要だというふうな状況で辞退しているというふうな部分、これについてはどうなのかを含めて、再度どのような町としては対応を考えているのかをお尋ねしたいと思います。

あと、スロープの整備でございます。年次計画で今後実施していくというふうなことで、お聞きいたしますと34施設で17施設ということで、半分ほどしかまだスロープが実施されていないというふうなことです。本当に、いきいきサロンも現在19カ所ぐらいで実施されているというふうなことで、そこは、やはり投票所にもなっておりますし、投票率のアップも含めて高齢者や身障者の投票を上げるのには、やはりスロープの設置は私は必要不可欠ではないのかなというふうに思います。そういうふうな部分で、仮に投票所とか関係ですと国・県とかそういう補助がないのかどうか、手すりでなくてこういうスロープ設置については補助とかないのかどうかも含めてご質問をさせていただきたいと思います。

以上、4点につきまして再質問いたしますので、ご答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点ほどございました。

1点目のTPPでございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、今回の大筋合意については町での影響が大変心配でございます。薄葉議員のおただしのように、成長戦略含めて農業、収益だけを求めているのかということについては私も同感でございます。農業の持っている多面的なそうした機能を含めると、農業を守ることというのは大変重要なことだというふうに思っております。農は国の基、昔から言われていることでございます。そうしたことも含めて、矢吹町におきましても農業を基幹産業という位置づけに変わりはございませんので、農業、農村発展のために今後もさまざまな手段を講じながら農家の保護育成に努めてまいりたい。なおかつTPPの影響につきましても、この後十分に試算を踏まえながら、町として農家に対してどのような

支援が直接的にできるのか、そうしたことについても早期に把握をしながら早期に農家の支援策についても示していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。地産地消、緑豊かな郷土、これこそが矢吹町のスローガンでございますので、そうしたことに全力を傾けさせていただきますので、よろしくご協力のほうも願ひしたいと思います。

合併については、非常に私も残念でございます。農業を取り巻く環境が厳しい。したがって今今回の合併によって新たな展開ができるのではないかという、そういう期待もございました。私自身はこのＪＡ東西しらかわが４つのＪＡの合併から離脱する際、組合長のほうからも合併する理由等について直接話を伺いました。また、ＪＡしらかわの組合長もお見えになって、ＪＡ東西しらかわが離脱するその理由についてもお伺いしました。双方に多少認識の違いがあったというような私の受けとめ方でございますが、いずれにしてもＪＡしらかわにはＪＡ東西しらかわの合併を３つの農協でぜひ食いとめていただくこと、さらにはＪＡ東西しらかわには離脱しないで合併する方向で協議に継続して参加していただくこと、こうした要望をその時点でもさせていただきました。今後におきましても機会あるごと、この後の４つのＪＡの合併の推進協議会というものも当然開催されるんでしょうから、その中でも一協議会会員として私の考え方を、今言ったようなことを含めて４つのＪＡの合併に向けたそうした取り組みを早急にしていただくよう要望していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に除染の問題でございます。現在８２件が矢吹地区において未実施、これらについて、２４件については辞退をしている。５８件については、平成２８年３月末をもって全て完了できるようにこの後鋭意努力をしまいたいというふうに考えております。ただ、５８件と辞退をしている２４件については、平成２８年にずれ込むことも想定されるのではないかとということでございますが、平成２８年３月末をもって完了するよう努力をしまいたしますが、それでも理解を得られずに未実施の世帯が出た場合については、平成２８年度また丁寧に説明をしながら除染に同意していただき、そして除染も速やかに実施していきたいとこのように考えておりますのでよろしくお願ひします。なお、辞退した２４件について法的に問題がないのかというようなおただしてございますが、これらについては私現在了解しておりませんので、この件については町民生活課長より補足説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに４点目の、失礼しました。３点ではなくて４点でしたね。４点目のスロープについては、１７件がまだ未整備でございます。議員おただしのよういきいきサロン、非常に今、お年寄りの方を含めて盛んに会合が開催されておりますし、また投票所としても大変重要な役割を担っている集会所でございますので、計画的な整備を図っていくということについては、また再度お約束をさせていただきたいというふうに思っております。

補助の件でございますが、投票所としての補助はございませんけれども、スロープ自体の整備の補助があるかどうかについては今後調査検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、薄葉議員の再質問に対する答弁とさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町民生活課長、氏家康孝君。

〔町民生活課長 氏家康孝君登壇〕

○町民生活課長（氏家康孝君） それでは２番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

除染につきましての法的拘束力あるいは強制力についてであります、その分につきましては、はっきりとしたお答えができませんので、その部分につきましてはお調べをしてお答えをいたします。なお、除染につきましては、その所有地、敷地の土を、土地を削るということでその方が持っている資産の形状を変えらるということでありますので、もちろん同意あるいは承諾は必ずいただかないと除染の事業はできないと認識しております。全て除染の同意をいただいた方にのみ除染を実施している状況でありますので、その実施基準に基づきまして、今後も平成28年3月末の除染完了を目指して除染の事業を実施していきたいと。平成28年3月末を目指して努力してまいりますので、よろしくお願いいたしましてご答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 再々質問をさせていただきます。

まず今答弁ありました住宅の除染で、辞退するというような24件の方ですが、せっかく線量が高いので除染をしてやるというのに辞退するという考えがちょっと私もわからないのですけれども、辞退をした24件の理由、どういうふうなことで実質辞退するんだかをちょっとお聞かせ願いたいというふうに。せっかく出向いて行って調査員が線量をはかって、当然高いので安全・安心になるように除染をするというふうなことで、これは国でも取り組んでいるわけですから、それをせっかく、逆に線量が低くて除染してもらえなくて除染をしてくれという方はかなりいるわけなんです。だけど線量が高くて除染をするというのを辞退するというのがちょっと私も考えられないので、その理由がわかればお願いしたいと思います。

あと、連絡が取れない方なんです、まず町外にいて連絡取れないのか、あと空き家になっているとか、法定相続人の関係でわからないとか、そこら辺もどういうふうな理由で連絡が取れないのかもあわせてわかればご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の除染で、なぜ辞退をするのか、除染をしていただけるのに除染をしなくてもいいというようなそんな理由がわからない、辞退の理由についてお聞きしたいという1点目でございますが、これについては多くの理由があるんだろうというふうに思っております。私も何件か辞退をされた方の話を聞いておりますけれども、これら詳しい内容等につきましては町民生活課長から、また連絡が取れない理由についてもさまざまな理由があるんだろうというふうに思っております。この詳しい理由等についても、町民生活課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町民生活課長、氏家康孝君。

〔町民生活課長 氏家康孝君登壇〕

○町民生活課長（氏家康孝君） それでは2番、薄葉議員のご質問にお答えをいたします。

辞退の主な理由といたしましては、まず0.23マイクロシーベルトをちょっと超えるぐらいでポイントが1カ所しかない、敷地、やる面積が少ないからうちがいいですという方が主でございます。まあそのほかに1件ですけれども、希少の植物、珍しい植物がそこに生えているので、そこを掘るとその植物がだめになるというんですか、という方もお1人いらっしゃいました。あと同意いただけない方は、ほぼ矢吹町の方です。通知は送ったんですけれども、返事がないというそういう方です。町外につきましては3件おりますが、その方については今所有者の住所を調べて再度送るような手続をとっております。なお、返事のない方につきましてはいろいろな方法を取りながら同意いただけるように手続きをとっていきたいと思いますので、そのようなことで除染のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告3番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の方々本当にありがとうございます。

先ほど同僚議員から同じようなご質問内容がありましたが、私なりにその件を質問したいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問いたします。

道の駅の整備計画、今後の取り組み状況、またこれから急速にふえてくる買い物難民をなくす、そういう計画も考える時期と思うがということで伺います。道の駅構想は野崎町政誕生時の大きな公約の一つでしたが、こうした公約が町長3期目の終盤、そして来月12月15日告示になりますが、町長選挙4期目に入るか入らないかちょっと考えたんですけれども、選挙がありますから、しかしそういうことを抜きにして質問します。

なぜ道の駅と買い物難民なんだろうと思いますが、私も小中学校の同級会を来年2月、古希の同級会を予定しておりますが、最近高齢者の考えられないような交通事故が大変ふえております。だんだん車の免許の更新も難しくしてくるんじゃないか、そんな考えもいたします。車に乗れなくなったら買い物をどこでしょう、近くの店と思っても近くには店がないのが今の私たちの三神の現状でございます。また、町内の店の方もこれまでの行きがかり上、困る人が出るからと、余り利益も出ないのに店を閉めずにやっているところもあると思います。

こうした今日の商店の衰退には、私たちが車による買い物を一般化させたという事実があります。そうした点で、自分の近くの店が閉店したのも責任を感じずにはいられません。前にも言ったように、車に乗れなくなったときに必ず来ます。ある日突然来るというより、その日を意識しつつそろそろ乗らない方がよいと判断する。あるいはほかのもの、他者によってそう判断される日が必ず来ます。私の近くの知り合いも、買い物が大変だからと町内の店の近くに引っ越した人もおります。こうして引っ越しできる人はいいいでしょうが、ほとん

どの人はこういう引っ越しなどできません。また、矢吹町の新しい商店街通りには多くのスーパーがあり、道の駅も決して楽だとか容易だとは思われません。団塊の世代が70歳を迎える今、この道の駅がこれからふえてくる買い物難民と呼ばれる私を含めた多くの人たちの何か手助けにならないかという、そういうふうに私は考えております。道の駅の運営、どのようにしていくのかはこれからの問題でございますが、ぜひ頑張っている町うちの商店街の人、そういう人を潰さないでというか共存共栄、そういう姿勢で道の駅の建設に進んでもらいたいと思います。町長の考えを伺います。

次に、以前より走りづらくなったと声がある三神地区の矢吹石川線、矢吹須賀川線、この交差点、県道の南沢の交差点でございますが、改良の改良は、また三神幼稚園付近の道路の改良の具体化はということで質問いたします。

私も議員になって19年9カ月近くになりますが、やっと県道矢吹石川線、あそこまで歩道が来ました。それと同時に信号機の改良も行われましたが、本当に自分で走ってみて何て矢吹から三城目方面に向かう左折が本当に容易でない、本当に走りづらくなったと、その声は当然だということを自分自身も運転して実感しております。これから凍結する時期になりますが、三城目から矢吹に向かう右折専用道路ができましたが、もしあの右折道路の前に大型車などいるとかなりきつい曲がりになります。改良の改良ということですが、そういう状態の今の交差点、不満、不安の声がたくさん聞くと聞こえております。そういう状況を町長どのように考えているか伺います。

また、先にも質問しましたが三神幼稚園付近の道路改良、この具体化は進んでいるのかいないのか、前にも質問したとき、なかなか地権者の協力が得られないという話ですが、町の強い要望に対して県ではどのように話は進んでいるのか、現在の町が知っている状況を町長に伺います。

次に、本議会に矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例2案が、2つの議案が提案されましたが、この条例に該当する職員数は、また私も再三質問しておりますが退職者数、新採用者の見込みはということで質問いたします。

行政サービスの恒常的、安定的な提供を、量、質の両面において確保するには何よりも適正な職員の数の確保が基本となります。そうした行政サービスの量及び質の確保の観点からしても、また正規職員が絶対数不足の自治体では行政需要に対するには臨時、非常勤職員の仕事、力に頼るようになってきます。特に東日本大震災、原発事故に対する対応ということで、福島県内の市町村はいろいろと仕事、事務量に対応していかなければならない、そういう諸問題がまだまだ山積しているものが実情と思います。

今回出されました議案67号、議案68号はそうした職員のこの試用勤務条件等の条例制定で何が変わることがあるのか、職員、臨時職員、非常勤職員に不利益はこうむらないのか。また、こうした議案等に該当する職員もかなりいると思うが、職員数を伺います。また、さきにも何回か質問しました職員の早期退職者の数の多さに驚いて心配して質問しましたが、人は一時では育たず、時間と経験が必要です。退職者数と新採用の見込みはどのようになっているか伺います。

先ほども同僚議員からＴＰＰの問題、質問がありましたが、ＴＰＰ協定が大筋合意により農家の不安は増大するばかりですが、解消策はということで質問いたします。

去る11月22日、私が会計をしております神田動力組合という昔ながらのもみすり、いわゆるするす組合です

が、この組合は私も農家を継いで50数年になりますから、多分その組合、80年以上になると思う組合です。そうした総会の席上でも、昨年より大幅な減収そして低米価、私たちの組合組織も高齢化になっておりますからそういう高齢化の問題、そして大きな話題となったのがT P Pの話でした。ここ数年の生産者価格の暴落がそして米の輸入、ミニマムアクセス米を輸入しながらまた新たな輸入をする、輸入枠をふやした今政府が管理する備蓄米として7万8,000トン进行管理するわけですが、何が何だかわからない政府の農業政策と今の政府に対して不信感が増すばかりだという、そういう声も上がりました。

この私たちの組合の組合長、76歳になり組合長を辞退したいという言葉もありましたが、農家は生涯現役という組合員の意見で、じゃ、また頑張って来年も組合長をやりますと言ってくれましたが、その席上、T P P合意によりますます不安が増した、いつでも田んぼ、米づくりをやめる覚悟はできているという言葉、跡継ぎに農業をやれという兼業農家という、そういう農業形態の希望も見出せない今の低米価の現在、私はその言葉に返答も見当たりませんでした。今議会にもT P P協定に関する要望書が福島県町村議会議長会から出ておりますが、こうした切実な声を政府に対し、いかに届けていくかという、声の一つ一つが私は不安の解消策にもなると思います。こうした声をいかに届けていくか、不安解消につながる町長の声、考えを伺います。

○議長（諸根重男君） ここで、答弁を求める前に昼食のため暫時休議いたします。

（午前11時50分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（諸根重男君） ここで、12番、吉田伸君が出席しましたので報告いたします。

それでは、午前中に引き続き、14番、藤井精七君の一般質問の答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅整備計画の取り組み状況、買い物難民についてのおただしであります。道の駅につきましては去る10月7日に第1回の（仮称）道の駅やぶき整備検討委員会を開催し、座長兼学識経験者に東京農業大学農学部教授の長島孝行氏に就任いただき、町内の商工団体、農業団体、住民代表、民間金融機関、行政機関の参画のもと、今後の道の駅の整備計画について検討を始めたところであります。

本町における道の駅整備の考え方につきましては、幹線道路に道の駅を整備することにより農産物の販売促進や地域の特産品のPR、地域のイメージアップや知名度の向上、地域商業の活性化や雇用創出など地域経済への波及を目指し、地方創生の目玉となる事業として内外から活力を呼び、地域を元気にする道の駅を目指してまいりたいと考えております。

今年度は、道の駅整備計画の基本構想として基礎調査を行った上で、道の駅整備方針を定めるとともに、施設整備計画及び事業推進方策の基本計画を定める予定であります。現在、候補地として3カ所を示しておりますが、今後道路管理者との協議を行い幹線道路からの利用動線、敷地面積規模、導入機能、事業費など、事業

可能性としての比較検討により候補地を選定してまいりたいと考えております。

また、今回検討委員会では、11月に道の駅あいづ湯川、会津坂下と道の駅ばんだいを視察し、今後道の駅を検討する上で駅長の役割、道の駅の経営、防災や弱者対策など整備後の実際の運営が重要になってくることを再確認することができました。

このようなことから、来年度以降は役場組織の体制を整え、ハード事業、ソフト事業について十分な調査検討を行うとともに検討委員会についても部会を設置し、より具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。また、議員ご指摘の増加傾向にある買い物難民についてであります。町では来年度以降、交通弱者対策として町内を容易に移動できる交通手段であるデマンド交通について、広域事業としての可能性も探りながら調査検討してまいりたいと考えております。経済産業省によると買い物弱者、いわゆる買い物難民について食料品等の日常の買い物が困難な状況にある人々のことと定義されており、その数は700万人程度と推計しております。町といたしましても、地元の近くにあった商店が閉店している状況を踏まえ、今後高齢化により買い物弱者がふえてくることが予想されますので、他の事例を参考にしながら、道の駅の整備の中でもデマンド交通の巡回を検討するなど、買い物弱者対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三神地区の矢吹石川、矢吹須賀川県道の南沢の交差点改良についてのおたかしであります。議員おたかしの交差点は、県道石川矢吹線と県道須賀川矢吹線が交差する箇所であると思われ、福島県の施行のもと平成25年度から改良工事が行われ、本年8月に工事完成、供用開始をしております。改良される以前は、三城目方面から矢吹方面を右折する車両が減速せずに交差点内に進入できる交差点であったことや、交差点内に車両を誘導する路面標示もなかったことから、沢尻方面から直進する対向車両との接触事故がたびたび発生しておりました。

今回の交差点改良では、進入速度を落とすことを目的に交差点角を道路構造令で定められている直角またはそれに近い角度で交差するように設計されております。また、交差点内は区画線により車両の走行車線を確保し、さらに右折レーンも設置したため、より安全な交差点に整備されております。本交差点は多くの児童生徒が利用する通学路であり、事故を防止するための対策のもと整備されました。交差点が完成した後、事故が発生したとの報告はありませんが、利用者の安全な通行を確保するためにどのような対策が必要か県と協議し、さらなる安全対策を図ってまいります。

次に、三神幼稚園付近の道路改良の具体化についてであります。議員おたかしの道路は県道須賀川矢吹線であり、福島県県南建設事務所が所管し管理しております。本路線は三神小学校の通学路に指定されており、児童生徒の登下校時には非常に危険な状態にあるため、町でも県に対して継続的な整備要望を行っております。現在の進捗状況についてであります。本年度につきましては設計業務を進め、道路線形の検討を行っているところであり、来年度以降に県と連携を図りながら地元行政区と協議を進め、地権者との交渉、さらなる事業の整備促進を図ってまいりたいと考えております。今後、本路線を通行する児童生徒及び住民の安全を確保するため、県道の整備促進につきましては県に対し引き続き要望してまいります。いずれにしましても、道路整備につきましては積極的に事業を推進し、生活環境の向上と安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今議会に提案させていただきました矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等について、また退職者及び新採用者の見込みについてのおたかしであります。地方自治体の職員は、任期の定めのない、いわゆる正規職員を中心として公務への専念、持続可能な行政サービスの提供が求められるため、安定した雇用環境というものが必要であります。このような中、平成26年7月4日付総務省通知臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等についてにより、正規職員以外の職員については各地方自治体において任用根拠の明確化や任用から勤務条件等に関する事項の適切な制度化が強く求められております。正規職員を中心とした行政運営を原則としつつ、多様な任用、勤務形態の活用による最適な人員構成を実現し、より質の高い効率的な行政サービスの提供を行う必要があるということでもあります。

そのため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び地方公務員法第17条に基づく矢吹町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の2つの条例を制定し、任期付職員制度については高度の専門的知識経験等を有する者を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合や、一定期間内に終了することが見込まれる業務、または一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務において、公務の能率的運営を確保するために必要である場合等に、3年または5年の任期を定めて採用することができることとしたものであります。

任期付職員に該当する職員数とおたかしであります。条例第2条の規定による高度の専門的知識経験等を必要とする業務については現在のところ想定しているものはございませんが、制度として上位法に基づき制定しておくものであり、第3条の任期付職員、第4条の任期付短時間勤務職員については正規職員、非常勤一般職、臨時職員との権衡を考慮しながら活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

一般職非常勤職員につきましては、本町においては正規職員の補助的・補完的役割を担うものとして、矢吹町嘱託職員の雇用に関する基準により一般行政事務系の嘱託職員を雇用しておりますが、これらの職員についても現在1年契約により雇用し、次年度の組織体制として必要な場合でかつ勤務評価等により優秀であった場合には、本人の意向を確認した上で次年度も再度の雇用があり得るという形態で雇用をしております。

これら事務系、労務系の嘱託職員につきましても、地方公務員法に基づいた適切な任用をすることが国・県の指導等により求められており、今回一般職、非常勤職員として任用をしていく方向で検討を進めております。職種、担うべき業務の軽重等を勘案し、組織的に必要とする箇所に予算の範囲内で補助的・補完的業務を担う非常勤職員として任用していく考えであり、1年の任期とはなりますが必要性に鑑み再度の任用は妨げないものであります。なお、今年度の嘱託職員は33名、臨時職員は85名であります。

次に、今年度末の退職者数につきましては定年退職者は5名であり、内訳としましては一般行政職が3名、資格職が2名であり、早期退職はおりません。これに対し平成28年度新採用職員につきましては退職者補充を原則としておりますが、現段階ではまだ確定しておらず答弁はできかねますので、ご了承いただきたいと思います。いずれにしても、今後におきましては町民のために適正な人員の確保を図り、良好かつ効率的な行政サービスの提供を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、TPP協定の農家不安の解消策についてのおたかしであります。2番、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、TPP環太平洋パートナーシップ交渉参加12カ国はTPP交渉閣僚会議において協定の大筋合意に至りました。TPPの交渉に当たっては、衆参両院の農林水産委員会の決議をしっかりと受けとめ、我が国

の農林水産業や農林漁村に悪影響を与えないよう、政府一丸となって粘り強く交渉に取り組んでいただいたものの、一部懸念が残る結果となりました。農家の皆様の不安については重要な問題と認識しており、これらの不安を払拭する農業振興施策を町としても十分に検討してまいりたいと考えております。

新聞報道等での情報では、ＴＰＰ協定妥結により農家が不利益にならないよう、現行の経営所得安定対策のさらなる充実及び強化や、災害あるいは病虫害等の補助のみではなく、農産物の価格下落に伴う減収となった場合、農業者からの保険料の拠出に加え国からの負担による減収補填、収入保険制度により農家を支援することを検討するなど農業者の不安を払拭するためにさまざまな対策を検討しているところであります。

町といたしましても国や県の対策を最大限に活用しながら、本町において必要な農林水産業の振興策を講じ将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って経営に取り組めるよう、環境整備に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど再質問します。

今臨時職員、そして嘱託職員の数が町長から答弁がありましたが、かなりの数になると思います。やはり行政サービスは休みがありません。町長なども土曜日、日曜日、各種の事業、行事そして催しなどいろいろ出席しながら休みがないような状態と思います。また、職員の方もある部署は代休はあると思いますが、土曜日、日曜日の事業が多いです。そうした職員の意識というか腰を据えてやるという、そんな形でもやはり将来的には臨時職員そして非常勤職員の力をかりるでなく、やはりきちんとした正職員の数を整えていく、そういう行政が大事だと思いますが、町長のその辺の考えを伺います。

次に、ＴＰＰの関係で質問します。結構農家というか我々はトップ、町長のやる気という気持ちについていくところがあるんです、やっぱり。けさの福島民報にＴＰＰ合意全国首長アンケートという新聞がありましたが、福島県内では反対52.5%、こうしたアンケートに対して町長の態度はどうでしたかお伺いします。やはりこうした矢吹町の農業を守るためにもトップが全力でこれには懸念を示し、そして農家の維持、将来的に持続可能なこういう農業を矢吹町は続けていくという、そういう町長の姿勢、これがかなりの農家の皆さんのやる気、そうした元気にもつながります。今、先ほど前に質問しましたが、本当に兼業農家でやっていくというようなそういう気力も失われかねない、そういう今農家は状況です。やはり地域を守っていくのには兼業農家も十分農家を続けていく、そういう形態で続けていくという姿勢が大事だと思いますから、その辺ＴＰＰのアンケート調査による町長の回答はどうでしたか、伺っておきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

職員についてのおただしでございますが、先ほども答弁させていただきました。臨時職員、嘱託職員も含めて任期付きの職員の採用についてはさまざまな要因があることについては答弁のとおりでございます。良質な

サービスを提供しなければならない、また専門的な職員を必要とする場合も出てきます。一時的に業務量が増大、例えば今回のような東日本大震災並びに原発事故に伴う除染業務、こうしたものについては将来的にわたって容易に想定できるものではない、そんなことの場合には臨時職員あるいは嘱託職員の採用についてはやむを得ないことだというふうに考えております。

ただ、おただしのように正職員の数をふやすことについては非常に大事な視点だというふうに私自身も思っております。職員の適正管理計画というものがございまして、震災前についてはかなりの経常経費の中でも人件費のウエイトが高いということで、数を減らすことも一つの大切な視点であろうという考え方もありましたが、今回の東日本大震災並びに原発事故に伴って職員の採用等についても計画を見直すに至っております。

今までに3年間の間に職員の退職者は23名でございました。しかしながら、正職員の採用については27人ということで数をふやしている、そうした傾向にあることについてもご承知おきいただきたいと思います。この後におきましても適正な人員配置、そうしたものを考え正職員の雇用についても十分に配慮してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

また、T P Pについては首長のリーダーシップ等々も含めて非常に大切なものだろうということで、私もそのように考えております。アンケートについては、私自身はT P Pについては三角、どちらともいえないというような立場を取らせていただきました。確かに不利益はあります。しかし、物事には表と裏がある。常に物事には表と裏がある。この成り行き等については十分に見守っていく必要があると思ひますし、またこれをピンチというふうに捉えるのであればそれはそれでマイナス思考に陥ってしまう。このピンチをチャンスに捉えるということであれば、さらに農業が飛躍拡大するというような考え方もできるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしてもメリット、デメリット、十分に検討していきながらT P Pに影響を受けない、もしくはT P Pが本格的に履行されたといえども、さらにそれに打ちかつような農業政策というのを矢吹町自身が頑張っていかなければならない、そういうことだろうというふうに思っておりますので、これについては先ほどから答弁させていただきましたように、このT P Pの問題もただ単に不利益というふうに考えるのではなくて、矢吹町の将来の農業をどうするかという最大のチャンス、契機だというような捉え方をしながら十分に対応を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 以上で、14番、藤井精七君の一般質問は打ち切りです。

◇ 熊 田 宏 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告4番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、通告に沿いまして質問をさせていただきます。

質問事項で3点、要旨について1点、3点、3点で合計7点になります。よろしくお願いします。

質問事項の1点目であります。町内公共施設の杭打ち工事についてということで質問させていただきます。

横浜市のマンションの杭打ち不正が報道され、工事の不正なデータ流用が問題となっています。当町で過去に建設された公共施設において、同様の事実がないか調査したか否か伺います。したのであれば、結果等について伺います。町内では、矢吹中の改築が比較的新しい建築物であると記憶しておりますが、その屋内プールにおいて建設工事の際に不正な鉄筋が使用されて大量の降雪により屋根が損壊したということが発覚し、その不正な鉄筋の使用が発覚してしまったということがありました。まさに他人事とは思えない事件でありますので、ご答弁をお願いします。

質問事項2点目です。街灯の設置要望についてということで、同僚議員とかなり重複しますが、私なりの視点で質問させていただきます。

①近年、町民の方から街灯の設置要望や問い合わせを受ける機会が多くなってきました。現在、町には何件の要望がきているかということであります。また、②番、今後の設置の計画について伺うと。③番、設置の財源として、ふるさと納税制度の使い道の新たな事業として、設置の迅速化を図ってはどうかということであります。請願・陳情等の受け付け等については先ほど同僚議員から新たな提案がなされておりますが、私の提案としては、採択されている案件で未実施のものを速やかに実施していくという方向の提案をさせていただきます。これによって、近隣市町村に並ぶ街灯の設置や道路の舗装率の向上につながればという思いであります。

3番、ふるさと納税制度についてということであります。

①本町のふるさと納税制度のシステム変更以来、寄附金がふえているということですが、現在の寄附金額、そして今後の目標額、今後の計画について伺います。②寄附金の使い道は、現在町のほうとしては大きく4点挙げてあります。その4点に限らず、もっと具体的で魅力的な事業を挙げてさらに寄附金額の増加を図ってはどうかと思いますが、新たな事業は計画しているのかということで質問します。

町のホームページには4つの使い道、（１）ふるさと未来を担う子どもの教育・育成対策事業、（２）ふるさと自然・環境の保全に関する事業、（３）動物の愛護及び管理に関する事業、（４）その他、上記に掲げる事業以外でまちづくりに関する事業となっておりますが、主なものは3点だというふうに受けとめますが、そのほかに例えば2番目の街灯の設置についてもそうですが、明るく安全なまちづくり事業とかいろいろ具体的な事業を挙げて寄附金によってまちづくりに参加できるという仕組みをアピールして、より多くの寄附金を頂戴されてはいいかというふうに思います。

③寄附をしていただいている方に来町していただく機会をつくり、新たな寄附金と町内産品の購買増加、また移住する契機としてはどうかというふうな質問ですが、以前同僚議員からも町の空き家の有効利用により町の人口増を図ってはどうかというような提案がありました。そのようなこと、ふるさと納税制度をきっかけに人口増、まちづくり等いろいろやっていけることがあるのではないかと。しかも、その財源確保はそこからできるということですので、答弁のほうよろしくお願いします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内公共施設の杭打ち工事についてのおただしであります。横浜市中で発生したマンション傾斜をめぐる問題では、マンション建設に際しくい打ち施工を請け負った旭化成建材によるデータの改ざんや流用が明らかとなりました。この事案は、現場担当者が地盤の強度や杭の先端を補強するコンクリート量のデータの管理ミスなどを隠すためくいデータを改ざんし、結果的に深度が不十分だったことからマンションの傾斜に至ったものであり、全国的に大きな問題となっております。国土交通省では今回の事案を重く受けとめ、同社が過去10年間で関与した全国3,040件について緊急に調査をし、その結果、横浜マンションの現場責任者が担当した41件中、19件のデータに改ざんの事実があったことが明らかとなっております。さらに、同省は業界全体に対しデータ偽装の自主点検の状況などについて速やかに報告するよう指示しているところであります。

本町における対応としましては、国土交通省や他の自治体が過去10年間を対象に調査を行っていることを踏まえ、まずは10年以内に整備した公共施設等について調査を行いました。対象となる施設は、教育委員会部局の平成21年度から平成25年度に整備した矢吹中学校改築工事と、平成26年度に整備した屋内外運動場整備工事となりますので、工事の詳細等については教育長から答弁いたします。また、町部局については過去10年間でくい打ちした公共施設はありませんが、直近でいいますと平成12年度から平成14年度にかけて町営小池住宅1号棟と2号棟を整備しております。この施設は、いずれも基礎工法としてくい基礎の中でも支持ぐいといわれる先端を支持層に到達させ、その先端支持力によって荷重を支える横浜市のマンションと同様の方法で施工しておりますが、工事関係書類等により施工状況を調査した結果、データの流用は確認できず、くい打ち工事は建設地の地盤調査により支持層18.25メートルを確認し、これに対し長さ20メートルのくいを打っており、適正な施工管理がされておりますので、改ざん等の事実は確認できませんでした。さきの東日本大震災では、不幸にも本町は震度6弱の強い揺れに襲われましたが、震災前に完成した矢吹中学校の校舎や体育館を初め、町営小池住宅等においては被害を受けることはありませんでした。このような状況を見ても、適正に工事がなされたものと確信しております。

町といたしましては、施設管理者として町民を初め公共施設を利用される方の安全・安心を確保することが第一でありますので、今後の事態を注視しながら情報の把握に努め、引き続き適正な施工管理、施設管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、街路灯の設置要望についてのおただしであります。街路灯の要望件数につきましては鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、年間約15件程度の新規設置が要望されております。要望箇所につきましては、速やかに現地調査を行い設置基準に基づき対応が必要な箇所につきましては、要望後できるだけ早期に設置しております。しかし、設置基準を満たさない箇所、設置が困難な箇所につきましては、要望時または現地確認後、設置ができない、難しい旨を要望者に回答しております。また、複数箇所の要望等、十分な予算化が必要な箇所につきましても、その旨を回答しております。

次に、今後の設置計画であります。現在町全体で2,127基の街路灯の維持管理をしております。内訳は、蛍光灯が1,887基、ナトリウム灯が32基、水銀灯が100基、LEDが108基であり、全体の約88%が蛍光灯タイ

ブの街路灯であります。年間の維持管理費であります。昨年度の実績として既存の街路灯の球切れ、故障等による修繕件数が535件、修繕費が約325万5,000円、新規の街路灯の設置が42件、工事費が258万円、また、月平均約65万円、年間約780万円の電気料金が発生しております。これまで街路灯の新設は、機器費用の安価な蛍光灯の街路灯設置を原則としておりましたが、近年LED照明機器の低価格化により、将来発生する球切れや修繕、電気料等のランニングコストを考慮しても十分有利であるとの判断により、昨年度後半より新設については全てLED照明を採用しております。今後は、新設同様機器交換等の修繕工事においても積極的にLED化を推進し、機器の長寿命化とメンテナンス回数の低減により、電気料金も含め長期的な維持管理費の節減を図ってまいりたいと考えております。

また、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、街路灯は防犯の観点からも防犯灯としての機能も有しております。特に、通学路の街路灯につきましては、LED化の推進も含め適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税の新たな使い道として街路灯設置事業を位置づけ、設置の迅速化を図ってはとのおただしであります。本町のふるさと納税の状況につきましては、この後詳細な説明を申し上げますが、ふるさと納税という特典や特産品が話題となることが多い状況にありますが、本来自治体への寄附であり、その使い道こそが重要であると考えております。本町のふるさと納税の使い道については、ふるさとの未来を担う子どもの教育・育成対策事業、ふるさとの自然・環境の保全に関する事業、動物の愛護及び管理に関する事業、その他前述の事業以外でまちづくりに関する事業の大きく4つに分類し寄附を募っております。

議員おたしの街路灯の設置については、4つ目のまちづくりに関する事業に含まれるものであり、具体的には第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づく各種事業を使い道としております。当該計画では20の政策を掲げ、くらしの柱の中で安全で安心な町、生活基盤が整備された町を掲げており、まさしく街路灯設置事業もその重要な事業の一つとして位置づけられております。なお、寄附金の使い道については議員ご指摘のとおり、寄附者が具体的にイメージしやすく、かつ共感が得られるものであることが寄附金増加につながることから、街路灯設置事業も含め新たな使い道となる事業を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ふるさと納税についてのおただしであります。ふるさと納税は生まれ育ったふるさと、応援したい自治体への貢献の気持ちを寄附金としてあらわす制度として、平成20年度の税制改正により創設されたものであります。これまでの寄附金額につきましては、制度が創設された平成20年度から本年11月20日現在で293件、総額で1,316万588円となっております。そのうち今年度は9月からの謝礼品事業を開始したこともあり、187件540万6,000円と、寄附金額が大きく増加しております。

ふるさと納税につきましては、全国の各市町村において魅力ある特産品を謝礼品として準備したことや、平成27年税制改正において寄附金控除の限度額が1割から2割に引き上げられたこともあり、本年は多くの方が寄附をされている状況にあります。寄附金控除については、本年12月31日までの寄附金額が当該年の所得税や翌年度分の住民税から控除されることから、年末に向けて申し込みが増加する傾向にあり、本町においても12月に向けて新聞や情報誌等でのPRの強化に努めているところであります。

本年度の寄附金目標額につきましては、9月定例議会においても答弁させていただいたとおり1,000万円を

目標としており、残り4カ月となりますが、その達成に向けPRの強化とともに魅力ある謝礼品の開発と寄附者が共感できる使い道の検討を継続的に行ってまいりたいと考えております。

なお、寄附金の使い道については、寄附者の意思に基づき各種事業に活用させていただくものであり、新たな使い道の事業の検討に当たっては、寄附者にとって魅力的な事業であることはもちろんのこと、本町が目指すまちづくりに向けた各種事業について、いかに寄附者にご理解をいただき共感していただけるかが重要であり、本町にとって効果的な事業の財源として有効に活用させていただけるかが今後の財政運営においても大きな鍵となると考えております。

また、本町への寄附者については北は北海道から南は沖縄県まで全国各地から寄附をいただいております、今回の寄附をきっかけに矢吹町を初めて知った方や矢吹町を訪れたことがない方も多くいらっしゃるかと推測いたします。議員ご指摘のとおり、ふるさと納税を通じて矢吹町を知っていただき、来ていただき、住んでいただけるまさしく地方創生の起爆剤となり得よう謝礼品の開発や特典等の検討を含め、寄附金による財源の確保だけではなく、流入定住人口の増加に向けた新たな仕組みづくりの検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

杭打ち工事における不正データ流用についてのおたかしであります、平成27年10月中旬にくい打ち工事の不正報道があった直後に、該当する案件がないか調査を実施いたしました。過去10年間に於いて学校教育施設の整備に伴い、くい打ち工事を行ったものは、平成21年度から平成25年度にかけて整備した矢吹中学校改築工事及び平成26年度に整備した屋内外運動場整備工事の2件であります。両工事のくい打ち工事では、現在問題となっている横浜市マンションのくい打ち工法であるダイナウイング工法とは異なる別の工法を採用し施工しております。

具体的には、矢吹中学校改築工事のくい打ち工事におけるくいの使用本数は、校舎Ⅰ期はくい140本、校舎Ⅱ期はくい25本、プール武道場はくい112本、体育館はくい80本を使用しており、合わせて357本のくいがハイパーメガ工法により施工されております。ハイパーメガ工法とは、地盤の支持層までくいを打ち、支持層に達した先端部に支持力を高める部分にコンクリートミルクを流し込み、支持層に定着させる工法であります。

屋内外運動場整備工事のくい打ち工事におけるくいの使用本数は、体育館棟は103本、付属棟は29本、フットサルコートネットフェンス支柱基礎部分に64本使用しており、合わせて196本のくいがアットコラム工法により施工されております。アットコラム工法とは、さきに説明しました中学校のくい工事のように支持層までくいを打ち込む工事とは違い、セメント液をまぜる土壌改良を行いながらくいを打ち込むもので、高摩擦力により支持力を高める工法であります。両工事とも、確実に設計書及び図面のとおり施工するため、実施設計を委託した業者に工事監理を委託しております。工事監理者は、工事期間中現場確認するとともに監督員とともに工事状況、資材の材質、数量等の確認及び施工状況の進捗等について定期的に工程会議を開催し、適切な助言を行い現場との調整をしてきたところであります。

また、矢吹中学校は完成して4年8カ月、屋内外運動場においては完成して8カ月が経過しておりますが、建物自体の傾斜やひび割れ等のふぐあいは目視による確認作業を行ったところ発生箇所はありません。さらに、矢吹中学校改築工事と屋内外運動場整備工事のくい打ち工事について、当時施工にかかわった施工業者及び工事監理者への聞き取りを行うとともに、書類や写真によりくいの直径、くいの長さ、くいの最終定着深度、材料の注入量や電流測定等の施工記録、くい打ち作業中の写真、配置図等について確認作業を行った結果、いずれの建物とも設計書どおりであり、施工面に支障はなく安全性が確保されていることを確認しております。

なお、国土交通省及び文部科学省から福島県教育庁財務課を通し、データ改ざんを行った業者が公表した過去10年間にわたるくい打ち工事については、福島県内87件の中に学校施設13件が含まれますが、本町では該当する施設がないとの連絡を受けております。

以上、説明しましたとおりくい打ち工事の施工方法の違い、目視点検の状況、書類調査と施工業者や工事監理者からの聞き取り、国が公表した情報に本町が含まれていないことなどから、施工上も現在の状態の安全上も支障ないものと認識しております。今後、子供たちの安全と安心を最優先に適正な工事の監理監督のもと、学校教育施設等に係る工事を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 公共施設の工事と街灯については今後もしっかりとやっていくということなので、ふるさと納税についてのみ1点再質問をさせていただきます。

町のホームページに、ふるさと納税のPRをもっと大きくバナーをつくって出してはどうかということについて質問します。

今本町のホームページを開きますと、左側に町長の顔があって、町長の部屋と、その下何段目かにふるさと納税という文字があるだけですが、その真ん中のバナー6つか8つあるところの上あたりに一発ばんとまちづくりに参加するとか寄附金でまちづくりとか、ふるさと納税こちらみたいな、何かなとクリックしたくなるようなことをされてはどうかというふうに。じゃないと、せっかくホームページを見た方がふるさと納税のあれに触れないで行ってしまうと、機会の損失になっているんじゃないかと思いますので、町のホームページを見た方は必ずそこを見ちやうような仕掛けをつくって、見ちゃったついでに寄附しちやうような、そんな仕組みをしていただいて、それらのきっかけで10年後には矢吹町に住んでいたと、そんなことがあればというふうに思いますので、その辺、町のホームページのところにふるさと納税のバナーの追加等をして、ふるさと納税に触れるチャンスをふやしてはどうかということでご答弁いただければと思います。お願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税については、非常に大切な考え方ということで先ほど答弁させていただきました。ありとあらゆる可能性というものが詰まっているんじゃないかなというふうに、私自身も思っております。したがいま

して、この後ふるさと納税、さらに全国にPRするためにも今ほど熊田議員のほうからホームページの表示のあり方、これについてご提案をいただきました。ご案内のとおり、今年度末をもってホームページのリニューアルということを今作業中でございます。したがって、熊田議員の今の提案も含めてぜひ熊田議員の提案、そうしたものを具体的にお聞かせいただきながらリニューアルの方法についても検討してまいりたい。見た瞬間に納税したいと、そういう画面をぜひつくっていききたいと思いますし、よろしくお願ひしたいと思います。本当に貴重なご提案ありがとうございました。

なお、明るく安全な町、これはいいなというふうに思いましたので、このロゴについても検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

○9番（熊田 宏君） ありません。

○議長（諸根重男君） 以上で、9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午後 1時48分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時58分）

◇ 佐 藤 幸 市 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告5番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告によりまして、最終質問ですけれども、質問させていただきます。

1つ目、中心市街地復興まちづくり事業についてお伺いいたします。中心市街地復興については再三質問してきましたが、町長も言っているとおり、我が町の運命を左右する大きな課題と申しております。まさにそのとおりだと思いますので、またまた質問させていただきます。

1つ目、東邦銀行跡地のある中心市街地は矢吹町の顔として繁栄を続けた場所です。特に東邦銀行跡地は多くの町民が西側商店街の復興の拠点と考えておりますが、地盤が軟弱のため計画が中止となりました。今後の利用計画をお伺いいたします。

2つ目、東邦銀行跡地複合施設計画は、中心市街地復興の中心拠点として各種団体、町職員プロジェクトチーム等により人が集まる拠点となる公共施設の整備、中心市街地に人を呼び込む施設の必要性を協議検討を進めてきた場所だと思われます。そこで、場所の変更は重要な課題だと思われますので、変更場所をどのように考えているのか、お伺いいたします。

3つ目、災害公営住宅1区自治会館、大正ロマンの館、複合施設等建物に関しての計画は順調に進んでいますが、奥州街道、駅前通り、石川街道等、道路に関しての計画、協議状況はどのようになっているのか、お伺

いたします。

4つ目、1区山車収納展示施設は新1区自治会館に整備されていますが、町の文化遺産、歴史的財産である2区の屋台の収納展示施設の整備改革は検討されているのでしょうか。

以上4点お伺いします。

2つ目、地方創生事業、（仮称）（株）まちづくり矢吹事業についてお伺いいたします。

1つ、多元化の受け皿として一部業務の受託者、複合施設の指定管理者、③道の駅の運営、④まちづくり支援、⑤太陽光発電会社などを想定した株式会社を設立しますとの内容ですが、①ないし⑤の事業、一つ一つそれぞれ経営する総合的な会社なのでしょうか。それとも管理会社、企画会社、どのような形の会社なのか具体的に説明をお願いいたします。

2つ目、多元化の受け皿とは地産地消推進事業、地域ブランド化推進事業、第6次産業推進事業等、その他地方創生事業が株式会社としてその受け皿となると理解してもよろしいのでしょうか。

3つ目、設立計画ではなく設立しますとしていますので、決定事業と理解してもよろしいのでしょうか。

以上3点、町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の質問にお答えします。

初めに、複合施設計画が中止となった東邦銀行跡地の今後の利用計画について及び複合施設の新たな建設候補地についてのおただしは関連しておりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

さて、東邦銀行跡地を中心とする市街地は、にぎわいを取り戻すための重要な場所であり、複合施設に期待する気持ちが佐藤議員からもひしひしと感じております。

まず、議員の皆様はすでにご承知と存じますが、これまでの経過について説明させていただきます。東日本大震災からの復興及び中心市街地活性化を目的に、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金における矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業が今年度採択され、地域交流センター及び子育て支援センター等、いわゆる複合施設を東邦銀行跡地に建設することを筆頭に、防災公園の整備や大正ロマンの館の改修、奥州街道の景観計画策定に向けたまちづくり団体への支援等が盛り込まれております。東邦銀行跡地に関しましては、建設のための土質調査の結果、地下40メートルまで粘性土や砂系の軟弱地盤で構成されていることが判明し、基礎工事に関する費用がかさむことから、費用対効果と照らし合わせ建設を断念し、新たな候補地を検討することとしました。

さて、議員おただしの東邦銀行跡地の今後の利用計画であります。この場所は東邦銀行が建つ以前は役場庁舎が建っていたこともあり、古くから市街地の中心として町のにぎわい、発展に大きく寄与してきた場所です。そうしたことから、複合施設を建設することで再びにぎわいを戻そうと当初計画いたしましたが、前述のとおり断念したところであります。しかし、町といたしましては大変重要な場所であるとの認識は変わっておらず、市街地ににぎわいを戻すにはどういった施設が適しているのか、連携協定を締結しております東大生産技術研究所やまちづくり団体、住民ワークショップなどから意見をいただきながら、具体的な方向性を

決定していくこととしております。

また、複合施設の新たな候補地についてであります。事業名にもあるとおり矢吹駅周辺、特に中心市街地の復興、にぎわいを取り戻すことを目的に建設するものであるため、東邦銀行跡地を含む駅中心市街地の奥州街道沿いの適地を候補地とすることを前提に考えております。10月に開催されましたまちづくり団体街ナビやぶき主催のワークショップにおきましても、複合施設に関するさまざまなご意見をいただいております。その中でも建設場所については駅周辺が望ましいと考える方が多かったようであります。しかしながら、用地を確保するためには所有者との合意が必要であることから、今後も慎重に候補地の選定を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、奥州街道や駅前通り、石川街道等の道路整備に関する検討状況についてのおたしであります。駅前通りにつきましては県道矢吹停車場線を指していると思われませんが、この路線は都市計画道路にも指定されており、県に確認したところ多少幅の差はありますが両側に歩道も設置されているため、今後の整備予定はないとのことであります。奥州街道につきましては、東大生産技術研究所から提案を受けました矢吹町中心市街地復興まちづくり計画等をもとに、無電柱化など歩きやすい道路整備、歩く人をふやすための景観整備などを連携させながら検討を進めてまいります。なお、整備時期については意見の集約や町の財政状況等を十分に見きわめる必要があるため現時点で明言はできませんが、町発展の重要な路線と位置づけておりますことをご承知おきください。

また石川街道につきましては、災害時の輸送路、避難路として重要な路線であることから、復興道路と位置づけたうちの一つであります。東日本大震災直後は、復興交付金を使っていち早く整備する予定でありましたが、復興交付金には該当しないと国から判断されたことから財源の確保ができていないため、住民の皆さんに対し事業着手についてお知らせできない状況となっております。しかしながら、さきにも述べさせていただきましたが、石川街道は町の東部と国道4号を結ぶ重要な路線として位置づけております。加えて一部区間が震災後更地のままであることなどを考慮し、今年度内に道路整備計画を検討し、早期に測量設計に着手し事業に先行して用地を買収するなど、速やかに事業が着手できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の文化遺産、歴史的財産である2区の屋台の収納、展示施設の整備計画についてのおたしであります。議員おたしのとおり、2区の大屋台につきましては文化的、歴史的に大変価値のあるものと認識しております。しかしながら、現在建設中の1区自治会館のような屋台の収納、展示する施設の整備について具体的な計画はありません。今後、地元行政区の方々や関係者の皆様と協議、検討を行うとともに、町文化スポーツ振興基金等を活用しながら保存伝承を行っていただき、後世に伝えていただければと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地方創生事業、（仮称）株式会社まちづくり矢吹事業についてのおたしであります。今回策定しました、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本町における人口の現状と将来の展望を示した矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを踏まえ、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものであります。総合戦略の目的としては、国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や政策5原則である自立性、地域性、将来性、直接性、結果重視をもとに、本町における人

口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を矢吹町から目指すものであり、これらの目的を達成するため、具体的な事務事業については最上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画と整合性を図ることとしております。

さて、議員おただしの、（仮称）株式会社まちづくり矢吹事業についてであります。この事業は第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づける新規事業であり、今回職員提案の優秀提案として新たに取り組む事業であります。具体的な事業計画については来年度以降検討することとなっておりますので、事業概要で示した一部業務の受託者、複合施設の指定管理者、道の駅の運営、まちづくり支援、太陽光発電会社については、あくまでも想定として例示したものであります。したがって、議員おただしの地産地消推進事業、地域ブランド化推進事業等についても、株式会社まちづくり矢吹が受け皿になることは現時点では未定ではありますが、売り上げを上げるという面では株式会社として前向きに検討できるものと考えております。また、事業概要中の「設立します」との表現についてであります。具体的には来年度以降になりますので、設立を目指すということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、平成25年12月に策定しました矢吹町自立まちづくりプランでは、行政活動の多角的提供やアウトソーシングによる町民との協働を実践していくことが基本方針となっており、このような考え方が、まちづくりにおける多元化の基本的な方向となります。このようなことから、株式会社の実現性については、例えば道の駅の運営については多くの道の駅で第三セクターによる株式会社を設立していることや、三鷹市では株式会社まちづくり三鷹を設立し、さまざまなまちづくり支援を行っておりますので、今後のまちづくりのあり方として十分検討できると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再質問をさせていただきます。

中心市街地復興まちづくり事業についてお伺いします。

中心市街地の商工業者の減少、空き店舗問題、コミュニティ機能の低下、地域内での経済循環の低下の対策として人が集まる拠点、人を呼び込む施設等を考えて複合施設が提案されていると思われます。そこでこのうち中央公民館、老朽化が進み利用者が減少し図書館の利用者数も減少しております。また社会体育施設も利用者の減少も大なるものでございます。その減った原因として、一つが立地の場所が原因となっているとも思われますので、複合施設に組み入れていくという考えはないのでしょうか。

次に、地方創生についてお伺いいたします。

復興事業においても言えますが、創生事業計画は計画策定において子供のワークショップ、まちづくりワークショップと住民参加による計画づくりを進めておられますが、懇談会への一般参加の人数が減少していると思われます。その理由について、どのように研究をされているのか、お伺いいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤幸市議員の再質問にお答えさせていただきます。

中心市街地の復興まちづくりにおいて、さまざまな問題が出てきております。なぜこうした考え方に立ち至ったかということについては、今ほど佐藤議員からもご指摘があったように商工業者の減少、空き店舗がふえてきてしまっている。それに伴って、コミュニティが不足してしまったために地域経済が減少して縮小してしまっている。そうしたことを、またこうした中心市街地復興まちづくりにおいて議論が活発になり、さまざまな考え方に基づいてまちづくりが復興の観点からできれば、もとのにぎわいのある矢吹町の中心市街地がつくれるのではないかというふうなことで、今頑張らせていただいているところでございます。

そうした意味合いにおいて、にぎわいを取り戻すため人を呼び込むために今回考えている複合施設に中央公民館的な要素、図書館の利用者を呼び込む、そうしたことで複合施設の中に組み込んでいくことができないかということについては、十分検討の対象となり得る提案だというふうに思っておりますので、今後そうしたことも含めてさまざまな観点から複合施設の建設の計画をつくっていききたいと、そのように考えております。

今現在中心市街地復興協議会の皆さん、東大生研の皆さん、さらにはさまざまなワークショップの皆さんから意見を集約していただいておりますし、特につい最近立ち上がった街ナビやぶき、100年後のまちづくりというようなことで、そうした視点で今議論もされているところでございます。こうした考え方もその中に組み込まれていることについても、佐藤議員のほうにお知らせをしながら、そうしたことについて十分今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

地方創生において、まちづくりの中で地方創生の考え方についても子供や住民含めたワークショップが多く立ち上がって、その中で総合戦略も含めて人口ビジョンというものもつくらせていただいたことについてはご案内のとおりでございます。ただ、ワークショップの中に一般参加の人数が減少しているのではないかなというようにございしますが、これらについてはさまざまな要因が考えられるかというふうに思っております。

なお、これらの具体的なそうした要因等についても十分にこの後検討を加えまして、なぜ少なくなってしまったのか、またこの人たちを、またこうした集まりに数多く呼び戻すためにはどうしたことが必要なのか、そうしたことも踏まえて今後まとめていきたいと思っておりますし、そうしたものがはっきりとした際には議員の皆様にもお知らせをしながら、そうしたことで今後ワークショップについての運営についても考えていくということで報告をさせていただきたいと思っておりますので、そうしたことで答弁とさせていただきたいと思っております。具体的にこういうことで数が減ったというものについて、今現在の確に把握しているものはないということも含めてご理解をいただきたいと思っております。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

○4番（佐藤幸市君） ありません。

◎発言の訂正

○議長（諸根重男君） 町長、どうぞ。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 発言をお許しいただきましてありがとうございます。

今、佐藤議員から2つ目の質問に対して私のほうで若干認識不足とか理解不足があったために、そもそもの質問に対しての答弁になっていなかったということを、訂正をしながら再度説明をさせていただきたいと思います。

今地方創生に基づくまちづくりというような話をさせていただきましたが、2点目でございますが、まちづくり懇談会の人数が減ったという理解でよろしいでしょうか。大変失礼しました。まちづくり懇談会においても非常に参加者が少ない、これらについて先ほどの答弁と繰り返しになりますが、具体的な原因というものをきっちと把握しながら、今後懇談会等に人が大勢参加できるようなそんな方策も考えていきたいと思っておりますので、議員の皆様にもそうしたことでいいアイデアがあれば参考までにお聞かせいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、訂正をさせていただきながら再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 2時23分）

平成 2 7 年 1 2 月 1 日（火曜日）

（ 第 3 号 ）

平成27年第392回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年12月1日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第62号・第63号・第64号・第66号・第67号・第68号・第69号・第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号
陳情第6号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 阿部正人君

総務課長 藤田忠晴君 税務課長 三瓶貴雄君

町民生活課長 氏 家 康 孝 君

保健福祉課長 泉 川 稔 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 佐 久 間 一 幸 君

都市建設課長 福 田 和 也 君

上下水道課長 小 針 良 光 君

教育次長兼
学校教育課長 佐 藤 豊 君

会計管理者
兼出納室長 白 坂 恵 悟 君

生涯学習課長
兼中央公民館 長 梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（諸根重男君） 通告6番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

傍聴席にお越しの皆様におかれましては、高い町政への関心のもと、早朝よりおいでいただき、ありがとうございます。

それでは、本日1番目の一般質問をさせていただきます。

一般行政について4点、質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目といたしまして、再生可能エネルギーの推進と環境保護についてであります。

山梨県北杜市など、ここは日照条件が日本の中でも一番よいというところで、原発事故以降、太陽光発電所の建設が盛んに進められております。これは、この北杜市に限ったことではなくて、全国的に今進められていることであります。

当町や白河市などでも、メガソーラーなどの建設が進んでいて、これもこの北杜市などの例に即しているものであります。

太陽光発電所、メガソーラーですけれども、これは、原発事故を経験したこの福島県にとって、原発依存から脱却するためにも、再生可能エネルギーの推進というものは大変役に立つものであることではあります。また、核廃棄物の処理、その放射性物質の能力が消えるまで何十万年もかかるというもの、これもまだ最終処分場も決まっていない中、こういったものをなくすためには、大変役に立つものではあります。そういった観点からいって、再生可能エネルギーの推進自体を否定するものではないという立場ではありますけれども、今ここで、北杜市などで問題になっておりますのは、無秩序な森林などの伐採によって景観などが失われている。また、住環境なども、北杜市などは大変風光明媚なところで別荘地なども多くある、そういった場所であります。それがいきなり、緑豊かな別荘地の隣にメガソーラーが建ってしまう。精神的にもよくない。こういった問題が指摘されております。

この矢吹町でも、滝八幡地区において、今そのような問題が起きております。具体的な計画はまだ把握はしておりませんが、業者などによりますと、8メガワットの発電所を滝八幡、三十三観音史跡公園のある、大変町にとっても重要な場所ですが、その向かい側の山を切り開いてメガソーラーなどが建設される。こういう計画が持ち上がっておりまして、住民の方にとっても大変寝耳に水ということで、驚いておられるということです。

先ほども申しましたように、再生可能エネルギー、決して否定するものではありません。この町にとっても原発などのエネルギーに依存しない再生可能エネルギーを使って町が潤う、そういったことは必要であると考えますが、やはり景観を崩してしまつてまで行く、森林を伐採してまで行くものではないと私は考えます。

こういった問題に対して、長野県の飯田市などでは、再生可能エネルギーの導入に関して持続可能な地域づくりに関する条例というものを制定しておりまして、これは簡単に申し上げますと、地域の再生可能エネルギー、これは地域で優先して利用するべきものということで定めている条例。また、この飯田市以外では、先ごろ静岡県富士宮市で、富士山の麓にある市であります。ここでは、世界遺産にも指定された富士山の裾野に、やはり大規模なメガソーラーの計画が起きたときに、その麓に太陽光パネルが敷き詰められる、こういったことでは景観も台なしになるということで、これを規制する条例などもできております。

矢吹町においても、田園のまち矢吹ということ売り物にしているように、無秩序にこの田園のまちの中に太陽光パネルが建ち並ぶ、そういったことはやはり何らかの規制をするべきではないかと思っておりますので、町としてどういうお考えがあるか、お尋ねをいたします。

続きまして、しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンについてであります。

これについては、本議会の開催に先立ちまして全員協議会において、去る10月に白河市が策定したしらかわ地域定住自立圏共生ビジョンというものが提示されております。この中を見ますと、住民生活に必要な機能を圏域全体、白河市を中心市として矢吹町なども入っているこのしらかわ地域圏域全体で住民生活に必要な機能を確保していく、そして、地域資源や経済が圏域内で循環する新たなシステムを構築していくという将来像が示されております。

当町においても、産婦人科不足の問題や救急医療対策、空き家の活用、インフラの維持、地域交通の確保などさまざまな課題がありますが、これはこの共生ビジョンの中に示されていることとも課題として共通するものであります。

そこで、具体的に共生ビジョンと新たなまちづくり総合計画の今策定中でありますけれども、それとの関係や整合性などを含め、町としてはどのような構想を持っておられるのかをお伺いいたします。

3点目といたしまして、今冬の除雪対策についてであります。

平成26年度においては、大雪を受けて除雪対策の充実が図られ、住民の方からも大変喜ばれました。しかし、議会の中で実施した議会報告会、意見交換会では、柿之内の地区からは、除雪が進まない場所があった。県道、町道などからやはり奥に入っているところでは、除雪がおくれたということで、1週間ほど車を出すのにも苦労をしたというお話がありました。このことは、議会からも住民からの要望として提出しておりますので、ご存じのことかと思われます。それに対しての対策も当然されるものとは思われます。

また、柿之内地区だけではなく、先ごろ実施しました議会報告会、意見交換会で、文京地区で行われたものでありますけれども、ここでも全部の区域内が除雪されたかというところ、そうではなかったということで、一番奥まわっているところ、ほんの数十メートルなんですけれども、それが除雪がされなかったなどということもありました。

もちろん、町といたしましても県道、町道など幹線道路を優先して除雪の計画を進める、これは当然のことであると思いますけれども、こういったところをやっていく中で、除雪車がどうしても入れないような小さい細い路地、そういったところではないところについては、最初の除雪の段階で入って行って除雪をしてもらう、そういったことも必要ではないかと思われます。

そういった観点から、今冬の除雪対策、そのような新たな計画があるのかどうか、お尋ねいたします。

最後に、地方創生上乗せ交付金についてであります。

地方創生先行型交付金、上乗せ交付の内示により、矢吹PR事業の減額補正が12月の補正予算案に盛り込まれております。この先行型の交付金の上乗せ交付というものが300億円、これを、すぐれた提案をした自治体に上乗せをして配分をしていく。大体3,000万から5,000万ぐらいを上乗せして配分をしていくということでありまして、ただしこれ、本来は交付金というものは、地方の実態に即して国が適切に配分するものであって、これを、すぐれた提案をした自治体にだけ交付するというのは、本来の交付金の趣旨からは逸脱するものとは私は思います。

しかしながら、とは言え国のほうでこういったものの提示を求めてくる、計画を求めてくるというものに対して何もしないということでは、やはり地方自治体としては、住民のためにもなすべきことではありませぬので、今回も町のほうでもこの実施計画書の提出、地方総合戦略等の策定など、短期間であるにもかかわらず大変苦勞をして提出をされたと思います。全額は認められなかったものではありますけれども、一部は認められた、こういったことに対しては大変そのご苦勞に対して敬意を表するものではありますけれども、減額をされた要因等の分析、またそれによって行うことを計画していた矢吹のPR事業、こういったものの行方が今後どうなるのか、これが懸念されるものでありますので、その辺のお考えをお伺いいたします。

以上4点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様にも感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギーの推進と環境保護についてのおたしであります。さきの東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以来、国内においては原子力発電からの脱却、そして太陽光や風水力、地熱等の再生可能エネルギー導入の動きが活発化してきたことは、議員ご案内のとおりであります。

町内においても、中島村と接する中畑南地区や、丸の内地区、アローレイクカンツリー倶楽部敷地内等にメガソーラー施設が既に稼働しており、また現在、堰の上地内の矢吹テクノパーク敷地においても、メガソーラ

一施設が建設されているほか、町内の至るところに小規模の太陽光発電施設が設置されているところであります。

町といたしましても、原野等の遊休地において、こうした施設が建設されることは土地の有効利用を初め、施設の設置による固定資産税の税収増加等、メリットもあるものと認識しております。

しかしながら、発電事業者が経済活動を優先する余り、町内において今後無秩序な開発が行われれば、議員がご提示された山梨県北杜市の例にありますとおり、自然環境や景観の破壊はもとより、町民の皆様の住環境をも脅かす可能性も否定できません。

また、町内の農業振興地域を初めとする優良な農地への建設は、本町の農業振興の妨げとなるおそれがあり、農地を守る視点からも看過できないものがあります。

さらには、工業用地における当該施設の建設は、製造業等の企業進出を阻み、新規雇用という重要な機会の喪失にもつながりかねません。

このような懸念を鑑み、現在、森林を伐採する際には、1ヘクタール未満の場合には町へ、それ以上の場合には県へ届け出る義務を課す制度があり、乱開発による森林の無秩序な伐採に一定の歯どめをかけているところでもあります。

そして、ことし6月より、町内における太陽光発電設備の設置を適切に誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域やその周辺における災害を防止することを目的に矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱を施行いたしました。

これにより、設置区域の面積が5,000平方メートルを超える施設につきましては、要綱に基づいた届け出が必要となり、その届け出には設置区域に係る自治会等への説明会の実施及び理解を得るものとしております。

現在、届け出に関する協議が数件寄せられており、地元自治会との協議が済んでいるところもございます。

この要綱に法的強制力はございませんが、議員が懸念されている無秩序な開発に対する抑止力の一つになっているものと考えております。

今後は、当該要綱の制定による効果を検証し、自然環境及び歴史的景観の保全に努めていくとともに、議員がご提案された長野県飯田市の条例の導入も検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンについてのおたかしであります。定住自立圏共生ビジョンは、しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定書の締結により形成された圏域全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組みを記載するもので、中心市である白河市が策定するものであります。

策定に当たっては、関連する分野や協定を締結した各市町村の関係者など、圏域の方々の意見を幅広く反映するため、定住自立圏共生ビジョン懇談会を3回開催し、平成27年10月23日に策定いたしました。この政策は国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの一つとして位置づけされており、戦略の目的である仕事の創生、人の創生、まちの創生の中のまちの創生に焦点を絞り、広域連携による地方圏の活性化と定住の受け皿を形成することを目指しております。

今後、人口減少、少子高齢化が見込まれる中、本町単独で暮らしに必要な諸機能を整備することは困難になっていくものと見込まれます。このため、定住自立圏構想により、圏域を構成する各市町村や民間企業等が適

切に役割を分担し合いながら、定住のための暮らしに必要な諸機能を圏域全体として確保し、自立のための経済基盤の強化により全体として魅力と活力あふれる地域づくりを行ってまいりたいと考えております。

今年度はビジョンの初年度であることから、内容については、基本的に既存の事業が掲載されておりますが、今後町としましては、地域の定住人口が減少する中で人の行き来の拡大は地域経済の起爆剤であり、他市町村から人を呼び込むことで町内に活力を得る効果が見込まれることから、デマンドバスなどの公共交通網の圏域市町村との共同運行について、平成30年度供用開始予定の（仮称）矢吹・泉崎バスストップとの連携も含めて提案してまいりたいと考えております。

町では、10月の議会全員協議会で説明しましたとおり、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、長期的に続いている人口減少に歯どめをかける施策を推進し、人口減少と地域経済縮小の克服、仕事と人の好循環とそれを支える町の活性化の確立を目指すこととしております。

これらの計画としらかわ地域定住自立圏共生ビジョンの連携、また、町の最上位計画である矢吹町まちづくり総合計画に基づく各種政策により、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの人口目標の達成を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本年度の除雪計画についてのおただしであります。平成26年2月の記録的な豪雪を踏まえ、昨年度、福島県と県南地区の市町村による県南地方冬期道路交通円滑化連絡会が設立され、広域的な除雪体制の構築を含め、情報の共有及び支援体制についての連携協議が行われました。本年度につきましても、11月20日に連絡会が開催され、県南地区の国・県道及び市町村道の除雪体制と支援、協力体制の確認を行ったところであります。

初めに、昨年度の除雪状況であります。12月に1回、1月に2回の計3回、除雪基準に基づき除雪作業を行いました。さて、本年度の矢吹町の除雪計画であります。昨年同様、矢吹町建設協力会に対して除雪業務を委託する予定であり、12月4日、除雪会議を開催し、昨年度の反省点を踏まえ、除雪の出動基準、連絡体制、優先順位、地区分担等についての確認及び協議を行う予定であります。

町道の除雪に関しては、積雪が15センチメートルを超えた場合を出動基準としておりますが、基準値未満であっても、その後の気象予報等において大雪となることが想定される場合などは、事前に協力業者に対して、速やかに出動できるよう、除雪機材及び作業人員等、十分な体制を確保することを確認する予定であります。

また、除雪の作業時間につきましても、朝の通勤時間、通学時間までには、幹線道路については除雪が完了するよう、深夜、早朝の除雪作業についての作業体制についても協力業者へ依頼することとなっております。

除雪の優先順位につきましては、地域全体の作業効率を勘案しながら、緊急車両の通行確保を最優先に、主要な道路となる国道、県道、救急病院、消防署など主要な施設を結ぶ幹線道路を優先して実施することについて、県南地方冬期道路交通円滑化連絡会において県南地区の共通認識として確認しております。

議員おただしの生活道路の除雪につきましては、幹線道路の除雪が完了し、通行の安全確保が確認できた段階で速やかに除雪を実施する計画であります。通学路周辺の歩道や除雪車など大きな重機が入れない狭い道路などについては、小型の重機を投入するなどして、できる限りの対応を行う予定であります。

しかしながら、稼働台数及び作業効率に限りがあるため、除雪完了までには相当な時間を要することも想定

されますが、できるだけ早期の完了に向け業者間の調整も含め、効果的な除雪体制を整えてまいりたいと考えております。

今回、12月の広報の配布に合わせ、除雪作業に対する協力依頼のチラシを配布し、除雪作業へのご協力をお願いする予定であります。住民の皆様におかれましては、昨年同様、除雪作業へのご支援、ご協力につきまして、改めてお願い申し上げます。

きょうから12月になりました。12月に入り大雪が心配な季節となりました。今年度も想定外の豪雪に対しましても適切に対応できるよう、矢吹町建設協力会及び行政区も含め各種団体の皆さん、そして地域住民の皆さんのご支援、ご協力をいただきながら、きめ細かな除雪体制に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地方創生上乗せ交付金についてのおたかしであります。先般、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型・先駆的事业分タイプⅠの交付対象事業の決定があり、本町では「矢吹町から未来を拓く『日本三大開拓地』ブランド化推進事業」が、申請額5,000万円に対し内示額2,500万円の採択を受けることができました。本交付金は、他の地方公共団体の参考となる先駆的事业に対し、優良施策の実施を支援するものであり、外部有識者の評価により交付対象事業が決定しております。

福島県では19市町村が申請し、採択となったのは広域事業1事業、県内11市町村による単独事業の13事業、計14事業であり、総額2億8,044万3,000円の配分となりました。

先駆性の着眼点である政策間連携、地域間連携、官民協働、事業推進主体の形成の観点に基づいて評価が行われたため、本町においても2,500万円の内示となりましたが、内示額で見ますと、県内では5番目に多い額となっております。

県内に59市町村があるうち、上乗せ交付金のタイプⅠに申請したのが19市町村であり、このうち採択になったのは11市町村でありますので、厳しい競争を勝ち抜き事業提案が認められたことは、矢吹町にとって今後の政策提案の自信につながったものと考えております。

今回、政策提案にかかわった職員に対しても、その企画力、提案力に対し大いに評価しているところであります。

今回申請した「矢吹町から未来を拓く『日本三大開拓地』ブランド化推進事業」であります。事業のポイントは3つであります。

1つ目は、交通体系に恵まれた地の利を生かし、町内全域を「アグリミュージアム」とすることで、情報発信の拠点、6次化等による産業振興として交流人口の増加、雇用の創出を目指すこと。

2つ目は、日本三大開拓地のまちとして、県立農業短期大学校や県立光南高校と連携し、地域のブランド力向上と道の駅を中心とした裾野が広い復興を目指すこと。

3つ目は、「アグリミュージアム」構想の核となる「フロンティア農業者」を育成し、農業経営の法人化を推進することにより農業法人への雇用就農者の確保、経営感覚を持った人材の育成、ブランド価値のある食の情報発信を行うことであります。

すなわち、日本三大開拓地を切り口に、ブランド化を推進することで、東日本大震災によって落ち込んだ町内の活気と自信を取り戻すものであります。

今回の事業採択を受け、12月には、県立光南高等学校の学生や県立農業短期大学の学生等を交えた若い力による検討会議を立ち上げ、地域資源を最大に活用した開拓と連携によるまちづくり、事業展開を図る準備を進めたいと考えております。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、原案として「未来を拓く日本三大開拓地・さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像として掲げることになりますので、この将来像を実現するため、矢吹町の強みを生かし、職員の政策提案、政策形成能力を高めながら、来年度以降の地方創生の新型交付金事業にも果敢に挑戦する、チャレンジする組織づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

まず1点目といたしまして、再生可能エネルギーの推進に関することなんですけれども、環境の保護という立場で、そういった規制の条例等も検討していく、そういったお答えであったと思いますけれども、やはり、なかなか全国的に見ても、こういう条例をつくっているところは少ないということで、やはり後手後手になってしまうところが多かったというところがあります。

矢吹町は、これからやはり営利とかを目的とした業者というのが狙ってくるものと思われますので、やはり早急につくる必要があるのかなと思います。

また、これまでこういう規制する条例はありません、今の段階ではありません。要綱というものは設置されたということで、地元住民の方には説明をするということ、こういったことはありますけれども、法的規制がないということで、既に持ち上がっている計画に対して、これを規制するというのはなかなか難しいことと思われますけれども、やはり企業の側としても、企業責任投資などの考え方からいきますと、やはり地元の住民の方の利益を失するようなこと、そういったことはなかなかできなくなっているということもありますので、やはりこれから条例をつくって規制する方向はありますけれども、そこまでの間をどうするかということが、やはり今対策として求められるのかなと思います。

なかなか住民の方が企業と対等に渡り合うというのは難しいことであると思います。やはり町としてそこを、企業との間を取り持つようなこと、そういったことができないかなということをお聞きしたいと思います。

続きまして、しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンについてでありますけれども、計画がまだ始まったばかりということで、具体的なところ、これから築いていくのかと思います。特に、先ほども矢吹・泉崎バスストップなども設けまして、首都圏からの交流などもふやしていく、そういったことも、矢吹町としては、この中に提案していくのかなと思います。

ただ、そういう広域のことも大事ですけれども、きのうも同僚議員からも質問がありましたけれども、買い物弱者対策ですとか地域の交通、そういった対策ということでは、例えば今、白河市の大信地区の自主運行バスというものが、矢吹町の中、1日に2往復ぐらい通っているのかなと思います。こういったものが回ってきている。そのバスの路線をこの矢吹町の中でも拡大してもらおうとかする、こういったことも考えられるのかなと思います。

今やはり、生活困難な方々がこれから高齢化などでふえてきますので、そういった施策については、特に白河市に対して、町長としても強く推していただく、こういったことをやっていただきたいと思いますが、その辺のお考えを改めて伺いたいします。

また、今冬の除雪対策についてでありますけれども、住民の方がやはり懸念されていることは、生活道路のほうやはりちょっと遅くなると、自分たちでも努力をして除雪をしたりとかされているんですけども、それでも柿之内地区などのように、坂が急なところですか、あと、そのご指摘のあった路線というのは住んでいらっしゃる軒数が少ないということで、そういったことからいっても後回しになっている。後回しという言い方はちょっと言い方を間違いましたけれども、優先順位からしたら少し下がっているということだと思っておりますけれども、そういったところは、個人の努力とかそういったものではなかなか除雪の作業ができないというところがありますので、ぜひ行政区などとも計画を立てるときに話を聞いてやっていくということですので、やはり全行政区についてそういった、どうしても住民の力だけではできない路線があれば、そこはもう優先度を上げていただく。そういった話し合いをしていただくということが可能かどうかということをお伺いいたします。

最後に、地方創生上乗せ交付金についてでありますけれども、本当に5,000万円の申請をしたところで2,500万円認められたというところ、大変それはご苦労もあって、それが認められた。それは職員の方の能力の高さを物語っているのかなと、私も思うところであります。

実は私、町長に対して申し上げることではないとは思いますが、やはり国が、先ほども私言いましたように、本来地方に対してきちんと配分すべき交付金を、こういった優秀な提案をしたところだけに配分するというやり方は、ちょっと国のやり方として間違っているのかなとは、私は個人的には思うところであります。ただ、そこに対して果敢に挑んでいただいて、この2,500万獲得していただいた、これは大変評価されることであります。

ただ、これはやはり来年度以降もこういった交付金とかが続くのかどうかといいますと、今の国の財政事情を考えますと、なかなか難しいのではないかなと思います。

とはいえ、交流人口をふやしたりとか、人口維持を図っていく、こういったことは続けていかなくてはいけないことでありますし、きのうの同僚議員からの質問にもありましたように、ふるさと納税などを活用していく。そういったもので来町していただく機会をつくるということもありました。

ぜひその辺も続けてやっていただきたいということでもありますけれども、なかなか資金面、財政的には厳しいところもあると思います。そこでやはり、PPPやPFIの活用というところにはいかざるを得ないのかなと思います。PPP、PFIといっても、単に民間丸投げとかそういうことではなくて、今まではそういうPPPやPFIを推進するなんていいますと、そういったことに対して民間丸投げじゃないかなんて誤解のあるような言葉も出てきたところもありましたけれども、実は、私は活用はやるべきじゃないかなと思っています。

今までの質問でも、東洋大学の公民連携スクールなど、こういったところを活用してはどうかということを提案させていただきましたけれども、自治体の職員であれば、この講座というのは割引で受けられるということもあります。これから職員のほうも、こういった企画とかを専門にやる人材を育てていくということ、大変重要かと思っております。

また、例えば商工会ですとか、まちづくり団体さんですとか、そういった中でそういう講座を受けてもらう方、人材育成という立場からいっても民間の人材を育成するということも大切かと思しますので、やはりそういういったところに補助を出していく。それによって将来のまちづくりを担う人材を育てていくということ、必要なと思います。その辺のお考えはないか、お尋ねをいたします。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、安井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

再生可能エネルギーについてでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、自分たちの資源、地元の資源、太陽さらには水、土、空気も含めて矢吹町にも良好な自然環境をつくる上で大変重要な資源だと思っております。そうした資源があつてこそ初めてすばらしい良好な環境が形成されている。これを破壊するような、そうした乱開発については防ぎたい。これは、安井議員と私の考えは全く同感でありますし、町民もひとしくそのように感じているのではないかなというふうに思っております。

これを、今現在の6月に制定した要綱では、規制を、法的に効力を発揮することはできないということは承知しておりますので、この後、飯田市の例を含めてさまざまな条例が各市町村で制定されているというふうに聞いておりますので、矢吹町におきましても、できるだけ速やかに条例制定に向けて努力を傾注していきたいと、そうしたことを約束させていただきたいと思います。

さらには、2点目のしらかわ地域の定住自立圏の共生ビジョンについてでございますけれども、これについても、本当に今、まちづくりをする上では大切な視点であるというふうに理解しております。

先ほども説明させていただきましたさまざまな事業連携をしながら地域づくりをしていこう。現在は既存の事業を中心にとということで、そのビジョンには掲載されているんですが、今後、より具体的な中身、詳細な中身を連携していきたい。どの市町村でどういう事業を実施しているのか、細かい事業を実施しているのか。例えば今ご提案いただいた大信村の通行バス、中島村でもデマンドバス等々ございますので、それ一つとっても、さまざまな形で今後連携が図られるのだらうというふうに思っております。それによって、それぞれの市町村の負担についても軽減されますし、また、利用する方には大変喜ばれると、そうしたこともございますので、そうしたことで、今後、より具体的な中身を詰めていきたいと、そのように考えております。

次に、除雪、非常に難しい問題でございます。安井議員が言われるように、連檐する建物がある町場であれば、自分の庭先だけ除雪をすれば、それで通行に支障がなくなる。しかし、人が少ない地域では、物理的に不可能。ひとりで何キロメートルも除雪すると。通学路、そして通勤する方の道路のために。そういう思いがあっても体力的にも難しい面がある。それをどうやってカバーするのかというところでございますけれども、これについては公助もありますし、自助、共助、公助ありますけれども、町自体もそうですが、努力はしますが、さまざまな人たちの協力を得る、そうした組織体制を整備することが今急がれているのかなというふうに思っております。

先日も、小学校のPTAの役員さん、幼稚園、保育園のPTAの皆さん、役員さんが来ました。要望してき

ました。それ以上に、今矢吹町はこういう形でまちづくりをしています。したがって、そうした要望、例えば除雪についても、PTAの皆さんに、学校方針、幼稚園、保育園の方針というような観点から、そうした体制を構築していただいて、除雪していただくこと、そうしたこともお願いできないかというような話もさせていただきまし、この後も、育成会や自治会、さらには除雪協力隊なるものを含めて、さまざまな組織体制と整備に向けて協議を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

いずれにしても、町は最大限の努力をさせていただきます。そのほかにも自分でできることは自分で、力を合わせてやらなければならないことはやっておくこと、そうした意識を徹底しながら、除雪も含め、そうした課題に対応していきたいというように考えておりますので、そうしたことも議員の皆様にもご協力をよろしくお願いしたいと思います。

地方創生上乗せ交付金、安井議員の、本来国がやるべきそうした事業、国が本来ひとしく交付すべき補助金、そうしたものについて、それを競争させるのはいかがなものかというようなことについて、私も全く同じ考え方で、さまざまな場面でそうした発言をさせていただきました。平成12年地方主権というようなことで、三位一体改革が出ました。そのほかにも、地方応援プログラムなるものも出てまいりました。しかし、そうしたことで頑張っているか頑張っていないかという判断は、どのように国の皆さんは考えているんだというような意見もさまざまな機会を話をさせていただきました。

ただ、国がそうした考え方を持っている以上、考え方を改めない以上、やはり国の考え方に沿った、そうした行動、そうした組織力の強化を図っていかなければならない、これは自明の理でございます。したがって、今回も職員の提案ということで、上乗せ交付金についても素晴らしい企画力、素晴らしい発想力に基づいて提案が認められて、上乗せ交付金を交付していただいたというのは大いに評価していきたいというふうに思っております。

この後も、安井議員が話をされていますように、職員の能力、組織力を挙げて人材育成に全力を傾けていきたいと思ひますし、職員ばかりではなくて、やはり矢吹町には多くの人たちが、有為な人材がたくさんおります。そうした人にも活躍していただけるような、そうした応援プログラム、補助のあり方等についても考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

財政の問題についても話をいただきました。PPP、PFI、さまざまな手法を検討していきたいというふうに考えておりますが、東洋大の話もいただきました。実は、東洋大は矢吹町も縁が深く、中学校やさまざまな公共施設、東洋大学の長澤教授という先生にお世話になって、いろいろとアドバイスを受けております。そうしたネットワークもないわけではございません。今、ご提案いただいた建物関係について、安井議員が持っているそのネットワーク等についても、さらに詳しくお聞かせいただいて、そうしたネットワークも活用しながら今後の素晴らしいまちづくりに貢献していただくように、町としても要請していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、PPP、PFIについても、今勉強中でございます。この内容等については今、東邦銀行と勉強会を開催していることは、安井議員さんも含めて議員の皆様ご承知いただいているかと思いますが、さまざまな手法がございます。PPP、PFIばかりではなくて、どんなことが矢吹町にとって財政負担を軽減化を図りながらできるかといったものについても、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしま

す。

共感できる部分が非常に多くございました。なお、さまざまな形でご提案いただいたもの、課題として、また、さらに協議を深めていかなければならないもの、そうしたものについては全町を挙げて解決に向けて頑張っていきたいというふうに考えておりますので、今後一層のご支援をよろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

1点、質問の中で抜けてしまったことがございました。

メガソーラーの開発に当たって、住民任せではなく企業との間を町が取り持つべきではないかというようなおたしでございましたが、これらについては法的な手続の中で進めていくしかございませんけれども、問題が発生した場合には法的な手続の中で進めていくしかないわけでございますが、町民の意図については十分酌んで、町が何ができるかということについては、町民に寄り添って業者との間を取り持っていきたいというふうに考えておりますので、寄り添って取り持つことについて町として考えておりますので、その点についても追加で答弁をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） 2点ほど再々質問させていただきます。

ただいまの太陽光発電の規制についてでありますけれども、規制というか、既に今ある要綱ではこの規制は難しいので、やはり住民との間、取り持っていただく、こういったことも考えていきます、やっていきますというご答弁いただいたんですけれども、ぜひ積極的にやっていただきたいなと思います。特に、矢吹町にとって重要な景観と歴史的な遺跡があるところですから、ここをやはり景観を崩すようなことがあってはならないと思います。

また、企業のほうも単に営利だけではないと思うんです。やはりこの矢吹の中で事業をやるからには、企業責任投資という、そういったことも十分考えている企業であると思われますので、規模の縮小を図るなんていうことはなかなか難しいと思いますけれども、単に住民との間で企業側からの理論だけを押しつけるのをこまねいて見ているのではなくて、ぜひ、町にとって重要な景観である、場合によってはこういった業者さんに協力していただいて、電力の自由化もされることですから、町の遊休耕作地なんかの活用なんかというところで、そういったところに代替地として建設いただく。景観保護のために規模縮小した分を、そういったところをあっせんするとか、そういったこともできると思いますので、その辺をぜひ積極的にやれる考えはないかどうか、改めてご質問いたします。

もう一点でありますけれども、最後の質問なんですけれども、東洋大学、これは一例にすぎません、私が出したのは。企画力というのは大変素晴らしいと思うんです。職員の方も、若い職員もふえてきて、発想もいろいろ育ってきているということで。ただ、これが実際に実行される計画段階になると、やはりファイナンスの問題ですとかキャッシュフローの問題、こういったことというのは専門の知識を持った人、東邦銀行さんとも一緒に勉強されているということで、専門の方の助言もいただいているとは思いますが、やはりこういった人材、職員の中ですとかまちづくりを担う団体の中に育っていく、そして、将来のまちづくりに生かし

てもらおうということ、これが必要ではないかなと思います。今までのまちづくりって、全国でいろいろやられてきましたけれども、やはり失敗例というのは、キャッシュフローですとかファイナンスのことを考えていないという。言うなれば補助金ですよ、補助金があって、補助金が切れたらもう計画を縮小してしまった、そういったところがほとんどではないかなと思います。

そういったことを防ぐためにも、ぜひ積極的にこういう専門家を育てるというようなことをやっていただけたらと思いますけれども、その辺のお考えないか、改めてご質問いたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1 点目の再生可能エネルギーについてでございますが、業者と住民ということで、その間を取り持つべく積極的なかわりというようなおただし、これらについてはでき得る限りの対応を速やかにとらせていただく。それもまた、約束をさせていただきたいと思います。

景観を壊さないで、それで事業もうまくいく、そうしたことについては、非常に大切な視点。これらについて、今出ている三十三観音史跡公園の対岸に予定されているところについても、これがまさしく景観を守る自然愛好会の皆さんと業者との間での一番大きな問題ではないかなというふうに思っております。これらについて、法的な規制というものは、今矢吹町の段階ではできませんが、これらについてお互いが納得いくような、そんな間の取り持ち方、そうしたことに腐心しながら鋭意努力させていただきたいと思います。

2 点目についてでございます。

地方創生上乗せ交付金の絡みで、まちづくりにおいては非常に専門的な知識を持った人が必要であろうということでございます。確かに、さまざまな団体があっても、成功例、失敗例、幾つも見てきました。その中身を見ていくと、まさしく今、安井議員が言われたことに尽きるんだろうというふうに思っております。情熱を傾けてずっとずっとそのふるさをつくっていききたい、すばらしいふるさをつくっていききたいという、そういう熱い思いと行動力に裏打ちをされる、その思いは誰もがそうした団体の方が持ち得るもの。ただ、お金がやはり難しい問題だというふうに私自身も感じております。一過性のもの、補助金で事業を展開したが、なかなか継続して運営していくのは難しい。それはやはり、お金の切れ目がその事業の切れ目みたいな状況になっているところもございますので、自分たちで自主的に運営できる、再生産ができる、再運営が継続してできるというような、そんな体制をずっととっていただけるような仕組み、さらにはそこに携わる人間を育てることが必要だろうということは、私も強く感じている部分でございますので、そうした有為な人材を育てるべく努力を傾けていきたいなというふうに思っております。

ただ、矢吹町にそういう成功事例がないかといえ、あるわけございまして、そういう人たちのノウハウをかりながら、また、アドバイスを受けながら、今後さまざまな既存の団体がありますし、また、新しく立ち上がる団体があると思いますので、そうした人たちに倣って、矢吹町でどういった支援ができるか等についても、強く、そして一生懸命真面目に考えていきたいと、取り組んでいきたいと思っておりますので、それにつ

いてもさまざまな立場からご支援をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、1 番、安井敬博議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午前 10 時 55 分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前 11 時 06 分）

◇ 加 藤 宏 樹 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告 7 番、3 番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

3 番。

〔3 番 加藤宏樹君登壇〕

○3 番（加藤宏樹君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴者の皆様、お忙しい中、お越しいただきまことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

前回も同様の質問をいたしました、三区自治会不正請求事件についてでございますが、多くの町民から、ちょっと理解しがたいということで、再度質問をさせていただきます。

まず、町は補助金等を交付に当たり、管理・監督、さらには指導する重い立場にあり、適切に行使させる義務があったと思いますが、町の所感をお伺いいたします。

今回の事件の問題点として、領収書がコピーでいいと。コピーの添付で報告書が作成されたことにありと思われれます。そこで、全ての補助金交付に対してもそのような扱いをしていたのかと疑問を抱くこととなりますが、補助金交付に際して、同様な取り扱いをしていたのかをお伺いいたします。

さらに、この事件は刑事事件として取り扱うのが相当と考えられます。本来であれば、検察や司法の判断を仰ぐことが必要と思われれますが、前回の町答弁からは、町が独自に判断し、告発できない理由が述べられ、三区自治会の独自の問題であると。また、反省や謝罪をしていると。三区自治会役員は告発を望んでいない等の理由が挙げられ、町が検察と司法の判断を下したようにも解釈できる内容に思われれます。町が検察と司法の判断をする能力と権限があるのかを改めてお伺いします。

次に、源泉徴収制度についてでございますが、3 月議会で報告があり、9 月議会で収束の報告も受けております。ただ、源泉徴収義務者の中には、当然官公庁も入っていたはずでございますので、なぜ町がこの源泉徴収をしていなかったのかをお伺いいたします。

次に、今回 5 年分の修正申告と言ったほうが正しいのかどうか分かりませんが、修正申告に至った経緯を時系列を含めて理由をお伺いいたします。

次に、第 6 次矢吹町まちづくり総合計画等についてでございますが、アンケートの中に、「矢吹町は町民と役場が一体となった町だと思う人」という割合が 18%と低率だった。町長が考えられる理由をお伺いいたしま

す。

次に、基本方針の中で、行政運営の考え方に関して、公共施設の維持管理等による財政の圧迫ひいては町民への負担圧迫は大きな課題として着目されるべきであるが、公共施設の更新費用縮減への取り組みが明確に示されておりません。町の考えなど、まちづくり総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略等についてお伺いをいたします。

ご答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、三区自治会不正請求事件についてのおただしであります。交付した補助金に関する町の管理・監督の義務につきましては、まず基本的に補助金の交付を受けた団体等が責任を持ってその補助目的に沿った運用を適正に行う責務があると考えております。

また、町としましては、補助金を交付する立場として、その目的に沿った運用が適正に行われているか実地調査や書類審査等により確認する責務があり、本件に関しても実績報告で提出された書類等により適正な審査を行っております。

しかしながら、今回このような結果になったことは私自身も大変遺憾であり、改めておわびを申し上げるとともに、再発防止に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、領収書等のコピーについてのおただしであります。今回の線量低減化活動支援事業では、補助金実績報告における支出内容の確認を領収書のコピーにより行いました。他の補助金においては、補助金の支出内容が確認できる書類や、町が指定した書類で審査を行っており、その中には、今回のように領収書のコピーで対応する場合もあり、その補助金の内容によって、支出内容を確認するための書類は異なる場合があります。

また、本件が検察や司法の判断を仰ぐ案件かどうかに関しましては、町顧問弁護士の専門的な見地からのアドバイスを踏まえ、町は調査する権限のみで、捜査する権限はないため、事実の確認をさせていただいたところであります。

町の最終的な判断につきましては、不正請求補助金額が全額返還されていること、今回の件について当時の役員が非常に反省し謝罪していること、また今後、再発のおそれがないことなどを総合的に勘案し、三区自治会の総会における住民の意思を見きわめながら慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、源泉徴収制度についてのおただしであります。所得税は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる申告納税制度が建前とされておりますが、これとあわせて、特定の所得については、その所得の支払者が支払いの際に所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されております。

これにつきましては、所得税法第204条において、「報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際に所得税を徴収し、翌月10日までに国に納付しなければならない」と定められており、自主申告

を建前としても、支払時に天引きすることで申告漏れ等を未然に防止し、公平公正な賦課徴収に寄与するために支払者に課せられた義務であると認識しております。

本町におきましても、個人所得となる給料、報酬、報償費、手当等につきましては、これまでも源泉徴収を行い国に納付してきたところであります。

しかしながら、業務委託契約に基づく委託料及び手数料の支払いについて、建築士、設計士、土地家屋調査士、弁護士等の個人事業主に対しては源泉徴収をしておらず、平成22年2月から平成26年12月までの間に7名から計347万8,074円の所得税の源泉徴収漏れがあったことで、それらの是正手続をとらせていただいたところであり、その内容につきましては、3月16日、全員協議会において途中経過についてのご説明と、9月14日全員協議会において手続完了の報告をさせていただいたとおりであります。

次に、5年分の修正申告に至った理由についてのおたかしであります。本町ではこれまで業務委託契約に基づく委託料や手数料の支払いについては、報酬や謝礼とは違い、法人個人の別を問わず源泉徴収すべきとの考えはなく、これらの考え方は、福島県及び県内の多くの市町村も同様でありました。

そのため、平成26年8月28日付白河税務署長通知による調査では、本町では該当なしとの報告をしましたが、福島県及び一部の市町村で源泉徴収漏れがあったことを報告し、これが報道等で公表されました。

それを受けて本町も再度調査をした結果、同様の事案があることが判明し、今回の手続に至ったものであります。

今回の事案に該当のあった各事業主の皆様には、その内容の説明をさせていただき、その上で本来源泉徴収すべきであった所得税額過去5年分について、町で一旦税務署に納め、納めた額については、既に自主申告により納付されている所得税と重複した形となり、還付金が発生しますので、過年度を含め5年分の更正の請求を行っていただき、各事業主に還付されたものを町へ返納していただくという手続を行っていただきました。

本来源泉徴収後の申告となるべきところを、町が源泉徴収せずに支払ったため、税務署の行政指導により正規の事務手順に是正したものであります。

今回の源泉徴収漏れは、個人の所得申告漏れや納付漏れがあったということではなく、全国の地方自治体において認識の違いが散見されたため、国税庁が行政指導を行い、同様な事務の是正を行ったということで、5年分の更正の請求というのは、時効を迎える前の5年分であり、法令に基づくものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、アンケートの「町民と役場が一体だと思う人」の割合が低いことについてのおたかしであります。本アンケートは平成26年度に「矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケート」として、第6次矢吹町まちづくり総合計画への反映を目的に、町内に居住する16歳以上の町民3,000人を対象に実施したものであり、回収率は28.1%となっております。

アンケートの結果であります。議員おたかしの「矢吹町が町民と役場が一体となった町だと思いますか」の問いについては、「はい」が3.7%、「どちらかといえばはい」が14.3%、「どちらかといえはいいえ」が19.1%、「いいえ」が32.2%、「わからない」が27.6%となっております。

これを詳しく男女別、年代別で見ますと、男性は「いいえ」が最も多く、女性は「わからない」が最も多い状況にあり、年代別では、10代から30代が「わからない」が最も多く、40代以上は「いいえ」が最も多い状況

にあります。

「わからない」との回答も多いことから、関心の多寡や質問の問い方に問題があるかもしれませんが、一方では、「いいえ」について特に40代以上の男性に多い傾向にありますので、十分に取り組みが認識されていない、あるいは協働のまちづくりへ向けた課題が散見できると考えております。

また、同じアンケートを平成18年度と平成22年度にも実施しておりますが、その結果を見ますと、平成18年度は「町民と役場が一体であると感じている人の割合」が16.3%、平成22年度は11.3%でありますので、現在が18.0%であることから、平成18年度との比較では1.7%改善し、平成22年度との比較では6.7%改善しております。つまり、「町民と役場が一体であると感じている人の割合」がここ10年を見ても、わずかではありますがふえている状況にあり、特に東日本大震災を経て状況が改善しておりますので、この点は評価すべきと考えております。

このようなアンケートは、私が町長に初めて就任した後の、第5次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想として掲げたものであり、まちづくりには目標が必要であることから、理想的なまちづくりを目指して「こんな町いいな」指標を定めたところであります。

「こんな町いいな」と思える町とは、みんなが幸せに暮らし、活気のある町であり、私たちが日ごろ感じる町のよさ、こんな町だったらうれしい、これだけは町に絶対必要といった日常のまちづくりに関する要素を指標化し、目標値にしたものであります。

アンケートの結果に一喜一憂するものではありませんが、まちづくりについて指標化し、現状と目標を明らかにすることで、理想とする「こんな町いいな」をみんなで目指すことが、私が考えるまちづくりであり、私の政治姿勢でもあります。

現在、第6次矢吹町まちづくり総合計画においても、「こんな町いいな」指標を定め、4年後、8年後の目標を定めることにしておりますので、基本構想で掲げる協働のまちづくりを目指し、引き続き町民と役場、議会が一体となったまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公共施設の更新費用縮減への取り組みについてのおたかしであります。本町の公共施設における維持管理費につきましては、物件費及び指定管理料等を含めた一般会計の総額として、平成25年度は3億7,755万1,000円、平成26年度は3億9,294万5,000円となっており、いずれの施設においても年々増加傾向にあります。

さらに、今後はこれまでに整備してきた公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産が、一斉に改修・更新時期を迎え、このまま町内の公共施設等を全て保有し続けた場合、今後40年間で約960億円、年平均約24億円という多額の更新費用が必要になると見込まれております。

本町の厳しい財政状況の中、これら公共施設等の老朽化に伴う改修、維持管理費をいかにして縮減し、適正な水準に抑えていくかが、財政負担、町民負担を考慮した喫緊の課題であると認識しております。

このことから、本町では現在、「公共施設等総合管理計画」の本年度中の策定に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

計画策定の基本方針は、公共施設やインフラそれぞれの管理ではなく、全体を捉えて戦略的に管理していくものであり、「新しく造ること」から「賢く使うこと」にシフトし、長期的な視点をもって民間委託や代替サ

ービスのソフト化、統廃合、共有化、広域化、多機能化、予防保全等による対策を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化に向けた公共施設等の最適な配置を実現するものであります。

また、本計画を推進するに当たっては、最上位計画である「第6次矢吹町まちづくり総合計画」を初め、「第6次矢吹町行財政改革大綱」や「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ることはもちろんのこと、都市計画の方針を定める「矢吹町都市計画マスタープラン」や、施設ごとの長寿命化計画とも整合性を図りながら、施設ごとの特性等を踏まえた一体的な維持管理、更新等を進めてまいりたいと考えております。

さらに、厳しい財政状況の中、対処する取り組みとして、引き続き徹底した行財政改革を行うとともに、指定管理者制度、PPP、PFI手法等の活用、国の財源措置の有効活用による事業推進に取り組むほか、公共施設等の整備・維持保全等を目的とした新たな基金の創設による財源確保も検討してまいります。

いずれにしても、町民の財産である公共施設の安心・安全な施設利用の確保、持続可能なあり方を示し、計画に基づいた取り組みにより、財政負担の軽減、平準化を図り、町民負担の圧迫を強いることのない行財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） まず、三区自治会の問題ですけれども、たまにはコピーの領収書でやっている場合もあるということでしたが、今回その報告書作成に当たり、領収書をコピーで可とした理由とそれを決定したものは一体誰なのかをお伺いいたします。

次に、この問題は県と協議等をなされていると思いますが、県とは、告発しないことに対して協議は行ったのか。また、それに対して県の見解はどのようなものかをお尋ねいたします。

それと、三区自治会住民の全てがこの事件を穏便に済ませたいと思っているとはとても思えないんです。この事件は、故意に領収書を偽造した、悪質な事件だと住民の要請があり、私も一般質問として取り上げているわけですから、この事件をどのように捉えて、今後どのように対処するのか、町の考えを改めてお伺いします。

さらに、告発という問題で、この事件、本来相談するのは検察じゃないかと思うんです。検察に相談することが相当と思われます。なぜならば、弁護士と検察では立場が真逆になることがあるんです。事件を取り扱う際、真逆の立場で事件を見ますので、当然検察からの判断を仰ぐ必要性が強く感じられます。

なぜ告発しない。なぜ告発できないのかとやっぱり多くの町民が言っているわけです。その中には、町にも落ち度があったんじゃないとか（不本意な発言により発言取消）町長の出身区だからとか、個人名が出るとまずいとか、加害者をかばっているんじゃないとか、事件になって告発され立件されると騒ぎが大きくなり、困ることがあるんだろうなどと多くの町民から聞かれます。

○議長（諸根重男君） 加藤議員、今ちょっと、（不本意な発言により発言取消）それはちょっと発言注意してください。

○3番（加藤宏樹君） 場合によっては削除してもらって結構です。

○議長（諸根重男君） それはちょっと。行き過ぎているところがあります。注意してください。

○3番（加藤宏樹君）　という、これは町民の声ですから。あくまでも。

このような疑惑、疑念を払拭するためにも、また、町民への説明責任を果たし、確固たる信頼を得るためにも、きちんと告発し、検察と司法に判断を委ねるべき事件として取り扱うべきだということを進言して町の所感をお伺いいたします。

それと、源泉徴収についてなんですが、最初の調査では、ないという調査報告をしたがために、今回のようなことになったのかなと思いますが、調査の依頼の内容というのはどのようなものだったのか。また、税務署からの通知、時系列でいいますと調査が6月ごろですか。税務署からの通知が10月ごろ来たかと思うんですが、その内容はどのようなものだったかを教えてください。

あと、これはある業者さんの話なんですが、これ、矢吹町だけが5年分の修正をさせられたと聞いております。町では、他市町村の動向については把握しているのか。また、矢吹町だけが不備があったのかをお伺いいたします。

（議長が取消を命じた発言）

○議長（諸根重男君）　答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長　野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君）　3番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の三区自治会の件でございますが、領収書さらには告発について県と協議をしているのか。三区自治会、穏便に済ませたいと考えているのかというような内容だったと思います。

まず、1点目のコピーについては、県の要綱に基づき町で決定し、町の要綱で制定をして取り扱いをさせていただいているところございました。また、県との協議について、県は告発しないかということでござい

すが、県は告発しないと。町の判断を尊重したいというような、そんな見解を町のほうに報告がございました。三区自治会の多くの町民が穩便に済ませたいと考えてはいないということでございますが、一方でこの件については、先ほども答弁させていただいており、不正請求補助金額が全額返還されている。今回の件については当時の役員が非常に反省している。再発のおそれがないなどということで、こうした対応でいいんじゃないかという、そういう町民の多くの声があることについてもご理解をいただきたいと思います。

町の考え方の基本は、前々から話をさせていただいております。町のほうから補助金を交付した時点で、このお金は三区行政区の持ち物になります。したがって、当時の役員がこうしたルールにのっとった形でお金を使うことがされていなかったということについては、三区行政区と当時の役員間の問題であるというふうと考えております。現時点で町は告発を考えておりません。

検察と相談すべきではないかということにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、町の顧問弁護士と相談をした内容に基づきまして、そういう検察とも相談すべきではないというふうに思っておりますし、相談する、そういう立場にないということについても明らかにしておきたいと思います。

2点目の源泉徴収の問題でございますが、調査の内容、調査の時系列的なそうした内容等について教えてください。さらに、矢吹町は5年分の修正を申告したが、他市町村の内容についてはどうなのか。把握しているのか。矢吹町だけではないのかといったおたかしについては、この点については、総務課長より詳細答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

総務課長、藤田忠晴君。

〔総務課長 藤田忠晴君登壇〕

○総務課長（藤田忠晴君） 3番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

税務署からの依頼の内容についてということでございますが、税務署からは、町受付で平成26年8月29日に白河税務署から依頼がありました。その内容について、全体をお読みいたします。

ご承知のように、源泉徴収義務が給与や報酬、料金等を支払った場合には、その支払いの際に所定の所得税を源泉徴収して納付していただくことになっております。当方におきましては、これら源泉徴収が適切に実施されるよう、従来から各種説明会の実施や国税庁ホームページによる情報提供などを通じ、源泉徴収制度の周知に努めているところですが、源泉徴収事務に従事する職員の認識不足や解釈誤りなどにより、特に測量士や建築士、土地家屋調査士などに対する支払いといった報酬、料金等について源泉徴収漏れとなっている事例が一部で把握されているところであります。このような状況を踏まえ、貴殿におかれましても、これら報酬、料金等を中心に源泉徴収が適切に行われているか、別添源泉徴収、源泉所得税の見直し等に係る実施要領を参考に自己点検を行っていただき、その結果を回答するようにという依頼がございました。

それらの中で、当初は先ほど町長答弁のように、矢吹町はないものというように認識をしており回答いたしました。途中、新聞記事によりますと、これは福島民友新聞の12月9日付でございますが、白河市において1,303万円の源泉徴収漏れということで、白河市は平成22年から26年、5年分の18人の源泉所得漏れがあった。それから、12月9日付の産経ニュースでは、福島県が3,000万円の源泉徴収漏れということで、同じく平成22年から平成26年までの5年分についての源泉徴収漏れがあったという新聞記事等を町のほうでも確認したとこ

ろで、直ちに西郷村、泉崎村、中島村等近隣町村の状況についてもお伺いし、先ほど町長が答弁したような、議会全協でも途中経過の説明と、最終的にはそれが全て完了したというふうなことでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） それでは、また三区の話ですけれども、今回の事件を三区自治会の単独の問題として処理をするのにはかなり問題があり、無理があると。確かに三区に渡ったお金は三区のものと。三区のものになった時点では三区が目的に従って適切に使用されるべきと思いますが、今回は不正事件となったわけですから、この段階では町にも県にも、さらには国にも関係する事件と考えるのが当然と一般の町民の訴えがあります。なぜ、告発できないのか。法的根拠を示していただいて、町の認識を町民が納得できる形で説明していただきたいと思います。

さらに、今後万が一同様の事件が発生した場合、再発防止には努めていただけると思いますが、今回の結果が前例となります。要するに、返せばいいのかと。返せば全てが済んでしまい、責任は問われず免責となってしまいます。このような前例を野崎町政がつくったとの判断でよろしいかをお伺いいたします。

次に、源泉徴収制度についてでございますが、5年分の修正をさせられたということは、一般的には所得税法違反で処罰されたように思われるんです、一般的に考えれば。町のその辺の考えをお伺いします。

さらに、当然、これには347万円の修正ということで、不納付加算税が課せられたかと思うんですが、これらについては、当然町民に与えた損害だと思われまうけれども、その辺について町の考えをお伺いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

三区自治会の問題でございますが、今回の不正は三区自治会単独の問題ではない。お金を出している国・県・町全体の問題だと。法的に町民が納得する形を示してほしいということでございますが、これらについては、先ほどから再々話をさせていただきましたとおり、これらについて町の顧問弁護士の指導を仰ぎながら、こうした対応について町がとることについては問題ないというような、そういう見解に基づいて先ほどから答弁をさせていただいているところでございます。もちろん、再発防止については全力を傾けていく。こうした前例というものにならないように徹底をしていきたいと。

ただ、この前例が、野崎町長が前例をつくったのかということのおただしですが、これについては、先ほど、今も言っているとおり、きちっと法的な解釈に基づいて、弁護士の判断に基づいて町が判断をさせていただいたということでございますので、そうした認識を、改めて加藤議員も持っていただくようお願いをしたいと思います。

所得税の源泉徴収の問題でございますが、これについては所得税法違反ではないかということでございますが、違反ではない。先ほども答弁させていただきました。事務手続上の指導が税務署からあって、こうした手

続をとらせていただいたということでございますし、また、今回で不納付加算税、延滞税合わせて26万3,600円出ております。町から。これについては町民の税金を無駄に使ったのではないかなというようにござい
ますが、今回の件については、責任があるのではないかなということでございますが、これについては、同様の
税務署の是正処置の指導があった白河市、西郷村、泉崎村も含めて全国で指導を受けた自治体があります。そ
こでも当然そのような税金が発生しております。したがって、町はそうした他の市町村との内容に同じ対
応をとらせていただいた。これについての責任についてですが、弁護士にも相談をさせていただきました。こ
の問題について、それぞれの市町村、矢吹町においても責任問題には当たらないというような回答を受けてお
りますので、そうしたことでご理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、私か
らの再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、3番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

（午前11時49分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告8番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

今定例会におきましては、最後の一般質問となります。

早速ですが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、前回の定例会からの引き続いての質問となりますが、三区自治会への補助金交付に関する不正受給
への対応についてお尋ねいたします。

去る8月1日の新聞報道では、町は告訴するかどうかを検討しているとありましたが、その後一月余りの9
月の前定例会におきましては、一般質問において、顧問弁護士に相談し法的手続の可否等について検討。警察
署とは告訴、告発の流れについて話を聞いたと、若干、一歩足を下げたようなニュアンスの表現というふう
になりました。そしてまた、続いて前定例会2日目の一般質問におきましては、被害者は三区自治会、町は不正
受給の責任の所在を把握していない。町は被害者ではないので告訴する権利はないとして、最終的な判断も来
年の三区自治会の総会における意思を尊重し、見きわめていくということで、法的手続という言葉自体が影を
潜めました。

また、そのときの質問でございましたが、刑事訴訟法との関連において、職務上正当と考えられる程度の裁
量まで許さないものではない。職務上正当か否かは、例えば中学校の生活指導担当の教諭が、喫煙している
生徒を見つけたが、いまだ生活指導の余地ありと教育上の見地から告発しないことは、事情によって職務上正

当と認められる。告発しないことは事情によって、職務上の正当と町は判断というふうに当初からの発言、答弁要旨が変説してきた経過がございます。これらに関しましては、町長も町民の意見として告発しないというような意見が聞かれているということもおっしゃいましたが、私どものほうにも、やはりちょっと立場が違いますが、真逆の意見等がやはりございまして、その辺は歩み寄る余地が全くないのかなというように思ったりもしております。

そこで、確認の意味もありまして、町長が発しました、法的根拠をもとにした被害者は三区自治会。どんな法的根拠があるのかちょっと明確ではなくて、町民の方々も難しいと。もっとわかりやすく言ってもらったほうがわかるんだけど、というような声があります。また、告発しない理由として挙げた、職務上の正当における生活担当の教諭というのは誰に値し、教育上の見地、生活指導の余地というのは何の例えで、どういったことを意味するのか。中学生の喫煙と自治会でおきた不正請求受給事件というのが同じレベルの問題であるのか、ちょっと町民がわからないというふうに言うものですから、町民の方にわかりやすく説明されるようお尋ねする次第であります。

次に、大正ロマンの館の運営計画について伺います。

今回の議会において、大正ロマンの館に関する条例制定の議案が上程されています。

大正ロマンの館の運営計画については、町が350万円を自費で土地を買い取り、建物は寄附により取得した経緯があります。そして、その利活用、運営はワークショップ等での題材としてテーブルに幾度か上がっておりますが、具体的な明確な姿をあらわしての運用、カフェにするとかそういう具体的な形にしての運用、利活用というものは例示されていないのが実情でございます。その辺が町民の皆さんの言葉をかりますと、不透明であって知らないうちに決められている町政というような批判を、議員としての私にもよく言われて、批判をされるところでございます。

まして、費用対効果いわゆるコストパフォーマンス、はっきり言えばこれを町民の負担なり、これだけのお金を投資してやることによって、どれだけの効果があって、例えば中心市街地が活発化して、お店にどれだけのお金が全体として落とされますよといった、そういうコストパフォーマンス等の例示がなく、ただ箱物がまた一つふえただけというような印象が際立ってしまうといった声が多く聞かれるんです。

どのように改修するのか、あるいは当然目的があって、その目的に沿った改修計画となるべきものですが、運営計画とかも明確に示されていないということが繰り返し言われるわけですが、条例の制定が先行するということ、このような手法は、結局既成事実をつくり上げて、こういうふうなものがあるから、これをやらなくちゃならないという、いわゆる押しつけ的な、そういう手法にならざるを得ない、そういう傾向がございます。箱物があるから、それじゃ何々をやろうということでは、箱物ありきということで、本末転倒な手法になっていくということが懸念されるということでございます。

よって、改修費用、町民の負担、具体的な利活用、運営を形ある姿で町民に示され、この施設運営によってこれだけの利益供与が商店街あるいは町民にもたらされるというコストパフォーマンスをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、まちづくり総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等についてお尋ねします。

町の最上位の計画となる第6次矢吹町まちづくり総合計画、基本構想案が示されました。この中で、8年後、

平成35年度の財政指数等の目標値として、経常収支比率が80%、実質公債費比率が13%と設定されております。どのような財政運営を行ってこれらの数値がはじき出されたのか。この値となる根拠をお示しいただきたいと思います。

また、矢吹町の強みとして、リーサス、地域経済分析システムのデータが参考とされていますが、矢吹町の経済的な、各分野の売上高とか、そういったものも示されたりしております。ただ、観光地としてどの地区からどれだけ人が流れているというような、その辺はちょっとなかったかと思います。グーグルで探せば、これも中身は見られるんですが、要は、交通の利便性が他地域よりも際立って高い評価というのが示されているわけございまして、これが矢吹町の強みというのか、物流拠点として具体的な計画とか、そういったものを示されずに、単に交通の利便がいいというような希望的観測にとどまっているという感が否めないんです。

やはり、このデータを使うのであれば、これを具体化して町民にとっての雇用、あるいは生活面において、どのような実益というものをもたらすのかというものを示していただければ、お願いしたいと思います。

そして、まちづくりに関して3番目の質問となりますが、人口減少、高齢化社会における、いわゆるキーワードというものは、健康と医療そして子育て、教育といったものが挙げられます。まちづくりの理念として、自助、共助、公助という考え方を挙げておりますけれども、アンケート等を見ますと、町民は安定した雇用の支援、子育て世代への税制優遇や補助金を望んでおりまして、子育てにはお金がかかり過ぎるとの不満もアンケート等からは、かいま見ることができるわけでございます。

高齢化、人口減少あるいは流出によって、この柱とする自助、共助の部分が弱体化していくことは明白であるわけであります。当然ながら公助の部分、いわゆる行政の扱う範囲の公助の部分のボリュームが大きくなっていき、財政を圧迫していくことは、これは誰にでもわかることです。

このような中、従来の野崎町政、今3期ですが、受益者負担というような政策、あるいは従来申しておりますが、小さな政府というものをこれからも続けていくのか。または、現行の今行っている福祉行政や今ある構造、システム、あるいは仕組みですね。こういったものを変えていくような奇抜な政策、妙案というものを町長は4期目に向けて持ち得ているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

最後に、国からの地方創生策定実情というものに関して、どのように捉えて、その対応を今後どのようにしていくのか、お伺いします。

以上、ご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、三区自治会への補助金交付に関しましては、さきの9月定例議会でも答弁させていただいたとおり、町顧問弁護士の専門的な意見を踏まえ、当該案件における町の考え、姿勢につきましては何ら変わっておりませんことを前もって述べさせていただきたいと思います。

さて、三区自治会への補助金交付に関し、被害者は三区自治会とする法的根拠はとのおただしであります。まず、補助金交付の流れの中で、町は補助事業実施主体である三区自治会に補助金を交付いたしました。三

区自治会に補助金が交付された段階で、補助金は町の公金ではなく、三区自治会が補助事業のルールにのっとり三区自治会の裁量で自由に使える私的なお金となります。

民法の三大原則の一つである私的自治の原則によれば、「私人間の経済活動などは、公人や公的機関は介入すべきではない」とされ、これは、私人個々の自己責任により自由な意思決定ができることを意味するものがあります。

このことから、三区自治会に交付された補助金は三区自治会の自己責任により自由な決定が可能となり、町の手が離れた私的なお金という考え方になります。

そのようなことから、今回のような案件での被害者は誰かという点で考えますと、それは、当該補助金を運用し、補助事業を行っている三区自治会ということになります。

職務上の正当につきましては、さきの議会でも答弁させていただいたとおり、この問題については「当行政区における、今後のよりよい地域のこと、地域活動、地域運営を考えて」ということになると考えております。

また、「生活担当の教諭」は、「町」であります。

「教育上の見地・生活指導の余地」とは、今回の議員のご質問にもある「共助による活発な地域活動、地域運営」ではないかと考えております。

町の最終的な判断につきましては、加藤議員への答弁と重複いたしますが、不正請求補助金額が全額返還されていること、今回の件について当時の役員が非常に反省し謝罪していること、また、今後再発のおそれがないことなどを総合的に勘案し、三区自治会の総会における住民の意思を見きわめながら慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館についてのおただしであります。当該建物は、東日本大震災により大きな被害を受けた中心市街地の復興のシンボルとして、また、にぎわい創出の場として利活用することで、これまで開催したワークショップや矢吹町復興まちづくり協議会において協議を進めてまいりました。

また、昨年春に土地を購入し、建物本体についても、このほど所有者であった屋形裕之様よりご寄附をいただき取得したところであります。

そして、今議会において、本施設を町の中心市街地活性化施設として位置づける「矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例」を上程させていただいたところであり、本案が議決をいただきました暁には、平成28年1月より管理運営を担う指定管理者の公募を実施する予定であります。

その後、選考委員会による審査を経て指定管理候補者を選定し、6月の定例議会において指定管理者の議決をいただきたいと考えております。

こうした作業と同時に、本施設の改修事業にも着手しており、現在基本設計及び実施設計を行っているところであります。

議員おただしの改修費用についてであります。総事業費としては国土交通省所管の補助事業である空き家再生事業による平成26年度の繰越予算及び平成27年度予算の合計2,010万円、さらには平成28年度の都市再生整備事業による2,000万円の合計4,010万円であり、うち補助金は空き家再生事業については2分の1の1,005万円、都市再生整備事業については4割の800万円、合計1,805万円であります。

なお、都市再生整備事業については、補助金確定時期が来年6月のため、今後若干の変動が生じる可能性も

ございますが、その確定額に合わせ改修作業を進めてまいる予定であります。

なお、改修完了は平成28年10月、同11月には指定管理者による同施設の運営開始を予定しております。

次に、具体的な利活用や運営手法についてであります。さきに述べたとおり、去る平成25年に開催したワークショップにおいて、同施設の新しい使い方が話し合われ、その中での提案をもとに募集条件を設定してまいります。民間の柔軟な発想・アイデアを取り入れた指定管理者制度の特徴を最大限発揮するためにも、当該ワークショップにおいて少数意見として出された活用案も含めて例示しつつ、応募団体の運営手法に対する考えも選考委員会の審査対象として決定してまいりたいと考えております。

最後に、条例制定の時期や町民の皆様に対する周知の充実、さらにはコストパフォーマンスについてのおたしであります。これまでにご説明したとおり、今後指定管理者の公募及び改修事業が本格的に始まるに当たり、大正ロマンの館が町の施設であることを条例により明確に示した上で、これら作業を進めてまいるべきと判断し、今回の条例案の上程をさせていただいたものであります。

今後は指定管理者募集及び管理者選定作業を通じて、具体的な運営形態を町民の皆様へ周知してまいります。

また、コストパフォーマンスについてであります。中心市街地の活性化やにぎわい創出という目的での運営であるため、具体的な数値目標等を現段階で示すことは大変難しいことはご理解いただきますようお願い申し上げます。

ただし、応募のあった団体が考える運営形態がわかり次第、年間維持管理費用については一定のめどが立つものと思われま。

さらには、その費用についても収益を求めることが可能である施設であることを鑑み、相当程度に圧縮されるものと思われま。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成35年度の財政指数等の目標値についてのおたしであります。議員ご承知のとおり、経常収支比率については、ピークであった平成19年度89.6%から比較すると、平成26年では82.0%で7.6%減少しております。

実質公債費比率については、ピークであった平成18年度25.1%から比較すると、平成26年度は14.6%で10.5%減少し、早期健全化基準を大きく下回り、一步一步着実に財政運営における健全性が増しております。

しかしながら、先日公表された県内の健全化判断比率においては、他自治体においても同様の再建努力がされており、実質公債費比率を順位で見た場合には高い位置にありますので、引き続き改善努力を行うとともに、状況について注意深く見守りたいと考えております。

このようなことから、今回、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、基本構想において、財政規律を高めるための目標値を定め、計画期間最終年度である平成35年度における目標値を、経常収支比率80.0%、実質公債費比率13.0%とさせていただいたところであります。

昨今の地方財政の状況を鑑みると、厳しい経済、雇用情勢、少子高齢化の進展等に伴い、児童福祉、障害者福祉を初めとした扶助費が年々増加する傾向にあります。

今後も、将来的に扶助費の増加が見込まれておりますので、財源確保に努めながら中長期的な税財政基盤を確立し、地方債借入額の抑制、歳出の重点化、徹底した経費削減等により適切な財政運営を図ってまいります。

議員おたしの、目標値の根拠についてであります。これまでの推移状況、改善状況からの目標設定であ

り、財政シミュレーションを踏まえた目標設定であります。

自立した財政運営の指標として、財政の柔軟性・弾力性を示す経常収支比率と実質公債費比率を設定することで、進行管理、目標管理を図り、改善の仕組みを定着させたいと考えております。

復興事業に取り組んでいる中であって、厳しい数値目標ではありますが、目標の達成に向けて経常経費のさらなるマイナスシーリングの実施、事務事業の見直しによる不要不急な事業の精査に努め、政策の実現とともに、1ポイントでも目標値に近づける努力をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、平成28年度からの新たな第6次矢吹町まちづくり総合計画では、事業の優先順位、業務内容の精査、地方債借入額の抑制を図りながら、計画的な財政運営に取り組み、次世代に高負担を強いることのない、持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町の強みとして、リーサス、地域分析システムのデータ活用についてのおただしであります、今回、第6次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想案では、矢吹町の強みとして、国から配布された通称リーサス、地域分析システムを活用し、矢吹町の産業の特性についてまとめております。

リーサスについては、地方公共団体の地方創生に係る戦略策定を支援するため、各地域の産業構造や人口動態、人の流れなどに関するビッグデータを集約し可視化するシステムであり、具体的には「産業マップ」「観光マップ」「人口マップ」「自治体比較マップ」の4つのマップで構成されております。

本町ではこのシステムを活用し、地域産業の特徴として次の2点についてまとめております。

1点目は、最も売上高が多い産業は製造業で262億円、次に卸売業、小売業で63億円、次に運輸業・郵便業で56億円と続いていること。

2点目は、取引流入額として矢吹町以外から稼いだキャッシュが最も大きい産業は運輸業で76億円であることであります。

議員ご指摘の、リーサスのデータが希望的観測にとどまっていらないかとのおただしであります、リーサスは統計データ等を活用したものであり、国が作成し配布したシステムであることから、恣意的なものではなく、希望的観測の要素は排除されることになります。

また、矢吹町の強みが具体的にどのような実益をもたらすのかについてであります、戦略を立てる上では、地域の強み、弱みなどの特性を踏まえ、さらに産業構造や人口動態、人の流れなどの現状実態を正確に把握することが重要となります。

したがって、矢吹町の強みを踏まえることは、あくまでも戦略を立て課題を導く方法論でありますので、直接実益をもたらすものではありません。

しかしながら、今回の分析により矢吹町がすぐれた立地環境にあり、物流が盛んな地域であることが改めてリーサスによって確認できましたので、この産業の特徴を生かした政策、まちづくりを行うことにより、雇用の創出等に結びつけていくことが可能になるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢化、人口減少が進む中、まちづくりの理念である自助、共助が弱体化し、公助のボリュームが大きくなるが、これに対する方策、妙案はあるのかとのおただしであります、本町における高齢化の状況につきましては、本年9月末現在で人口1万7,748人に対する65歳以上の高齢者数は4,811人であり、全体に占める

高齢化率は27.1%となっております。

これが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢となる平成37年度には、人口1万6,241人に対し、65歳以上の高齢者数は5,162人となり、全体に占める高齢化率は31.8%まで増加すると見込まれております。

また、人口減少につきましては、さきの9月定例議会でも答弁させていただいたとおり、国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま人口が減少していくと、平成72年度には矢吹町の人口は1万1,694人となり、地域が大きく縮小することが予想されております。

このような現実と見通しが示された中、本町では、本年10月に今後の地方創生の基本方針となる重要な計画「矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口ビジョンを達成するための4つの基本目標を定めたところであります。

1点目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

2点目は、矢吹町における安定した雇用を創出する。

3点目は、矢吹町への交流・流入人口をふやす。

4点目は、矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る。

等基本的な方針を示させていただきました。この基本目標に基づき、人口減少問題を解決するための施策を推進し、人口減少と地域経済縮小の克服を目指してまいりたいと考えております。

一方、これら見通しが現実的なものとなった場合を想定した対策についても、あわせて検討を進めていく必要があると強く認識しております。

それがまさしく、「自助」「共助」「公助」の再構築であります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想では、「自助・共助・公助の考え方」として、住民一人一人が自分が生活する上で努力することを「自助」とし、近隣の方々、また、町民が豊かな地域づくりを協力・協働することを「共助」とし、公的機関によって提供される援助のことを「公助」としております。

ご指摘のとおり、高齢化、人口減少等によって自助が弱体化する懸念はありますが、公的機関によって支える住民サービスにも財源の面から限界があります。

本町では、行政区や各種まちづくり団体、さらには福祉・教育・子育てボランティア等、多くの方が支え合い、矢吹町は成り立っております。

しかしながら、今後、高齢化や人口減少が進む中では、支え合いの地域づくりを強化し、共助を拡大する、すなわち「協働のまちづくり」を推進する必要があると考えております。

町といたしましては、協働のまちづくりを推進するに当たり、さらなる体制の強化を図るとともに、公助の責務も十分に果たせるよう、知恵を絞り、職員の能力を高めながら、有利な補助事業や交付金事業に取り組みよう、さまざまな方策を講じ財源確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地方創生策定の実情と対応についてのおただしであります。今回、町では、本町の人口減少の克服と将来の持続的発展のため、「矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んでいるところであります。

人口ビジョンにつきましては、人口の現状分析を行い、このまま対策を打たない場合、平成72年には人口が1万1,694人まで減少することになりますが、対策を講じ、現在の合計特殊出生率1.6を2.1まで上げることで

平成72年には人口が1万3,306人まで上昇すること、さらに合計特殊出生率を2.1とし、かつ人口移動の転入転出がゼロになった場合には、平成72年の人口が1万4,186人まで上昇することのシミュレーションを行いました。

今回の地方創生は、人口問題が出発点となっており、人口減少社会を見据えた地域づくり、地域の特性を生かしたまちづくりが求められており、これらを戦略的に推進するため、アンケートの実施や、リーサス、地域経済分析システムを活用しながら、「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

本町では、既に交付金事業に積極的に取り組み、地方創生先行型として、「消費喚起プレミアム商品券発行事業」に3,360万3,000円、「矢吹町総合戦略策定事業」に1,000万円、「企業誘致促進事業」に490万円、「道の駅を含めた地域資源を活用した観光振興事業」に1,454万9,000円の採択を受けており、その後、上乗せ交付金として、タイプⅠの「矢吹町から未来を拓く『日本三大開拓地』ブランド化事業」に2,500万円、タイプⅡの「情報発信事業」に1,000万円の事業採択を受けており、総額で9,805万2,000円となっております。

このように、全額補助金の交付金を活用し、事業に取り組んでおり、今回の地方創生は「第6次矢吹町まちづくり総合計画」と政策や事務事業の調整を図ることで、まちづくりの方向性とあわせた中で進めているため、より効果的に地方創生の施策に取り組むことが可能となりました。

来年度の国の方針であるまち・ひと・しごと創生基本方針2015によると、28年度以降は、地方創生の深化を目指すこととしており、生産性の高い、活力にあふれた地域経済の構築として「稼ぐ力」を引き出すこと、「地域の総合力」を引き出すため「頑張る地域」を支援することなどが示されております。

町といたしましては、28年度には新型交付金が創設されることから、地方創生を積極的に利用し、活用できる事業は活用することで財源確保を図り、「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現、そして新たなまちづくりの将来像として、原案として「未来を拓く『日本三大開拓地』 さわやかな田園のまち・やぶき」を掲げながら「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 再質問をいたします。

まず、三区自治会補助金の問題、あと大正ロマンの館に関しまして、なかなか歩み寄りができないのかなというふうに思っているんですが、立場的なものなのかもしれませんけれども、補助金を交付した段階で三区のほうにお金に移ったということで、あとは自由に使うのは三区であるというようなことで、町のほうとしてはその段階で別物になるんだというようなことをおっしゃったかと思いますが、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律というものがございまして、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的または間接補助金等の交付もしくは融通の目的に従って誠実に補助事業等または間接補助事業等を行うように努めなければならないというようなことがございまして、これは前にも申し上げましたんですが、これらとの関係、整合性というものに関してはいかがであったのかというようなことを前にも聞きました。

それから、あと今回私のほうで質問した内容は、刑事訴訟法での公吏、官吏の告発義務というものに関して、それを要しないというふうにする理由を前回の定例会でも町長さんおっしゃっていて、それに関する質問を先ほどしたんですが、それはちょっと答弁になかったのかなというふうに思います。答弁をされないのならば、されないというふうにおっしゃっていただければよろしいかと思いますし、町長さん、同僚議員からの質問にもありましたが、多くの町民から告発しないというような意見、そういったものを聞いているということです。私のほうでも、逆に、正しいことは正しい、間違ったことは間違ったことと。やはり、違法な行為は許すべきではないし、補助金の情報公開を求めるとか、そういったものの意見も来ております。弁護士さんの話を例として、町長さんの考え方を正当化する理由として挙げているんですが、弁護士さんは普通、非のあるものを弁護するのが主な仕事なのかなと思って見ると、ちょっと立場的に違うんじゃないかなというように思ったりもしております。

ですから、その辺も踏まえて、町民の皆様の意見というものが、その弁護士さんの助言等に関して、それでいいというような意見は町長さんのほうにも行っているんでしょうし、私のほうにはまた逆のほうの意見でもって来ているというようなことで、それらについてはやはり町長さんの立場として、私が決めるというのなら私が決めるで明確におっしゃっていただきたいなというふうに思います。

それと同様に、すみません、同様にといいますか、大正ロマンの館に関してもそうなんですが、どうも立ち位置が違うのか、歩み寄りが恐らくできないのかなというふうな気もするんですが、条例化を先にして、その後公募をかけて、その公募での提案を待つという、そういう手法をとられるというのが今回の町長さんの考えみたいなんですが、私どものほうでやはり町民の意見としては、何をやるのかわからないのに、先にありき、先にアリバイ的につくってしまっただけで条例化をしてやっていくというのは、やっぱりちょっと違うんじゃないのかと。結局、町民の知らないうちに物事が進められていくというようなイメージがちょっと残ってしまうので、そこは改善してくれないかというような話があるわけなんです。

私どもで1週間前に、実は中心市街地でもって会田病院さんからずっと、中町の伊勢野ガス屋さんのほうまで、また、旭町、本町、中町の商店街さん、あるいは民家も含めて、アンケートをとらせていただきました。結構、大正ロマンの館に関して、期待される部分が多いのかなと思ったんです。実は、ワークショップなんかもあり、前回も2年ほど前にやりましたが、ある程度そういう方々の活動が醸成されて支持される方々が結構おるだろうと、ある程度拮抗するんじゃないかというふうに思ったんです。

ところが、実際に来てみましたらば、200件ほどアンケートを配りまして、78通、39%なんです、返ってきたのが。非常に高い率なんです。しかも、そのうちの44通が全て意見を書き込んでくれているんです。

それらを踏まえていきますと、肯定的な意見は、正直言って3通しかなかったんです。特に、条例が先にできてしまっただけで、何をやるかというものに関して、やはりこれは問題があるだろうというのが70件ほどありまして、わからないというのが5件、あと無回答があり、問題ないとするのは1件もなかったんですね。

ですから、結局私のほうで申し上げたいのは、やはりもう少し情報公開といいますか、やっぱり住民の方々なり、そういう対象となる方々の啓発といいますか、やはりもっと機運を盛り上げていって、みんなでもってつくっていくというような方向へ持っていけないとまずいんじゃないかというふうに思うんです。

特に、その後のまちづくり、地方創生にも関係するんですが、大事なものは、やはり参加する方々、いわゆる

住民の方々の理解をもらえなければ、できないんじゃないかと思うんです。

特に、意見をいただいた中で、やはり活性化につながるかどうかは、町民の熱意、創造と協力かと存じますと。まさしくそうなのかなと。形になるのは5年、10年の歳月も必要なのかということで、力添えくださいというような、そういう意見もいただいたんです。

考えてみますと、全国的に成功した海士町がよくテレビで紹介されますが、やはりあそこは内発的な発展を希望する住民の意識が一番強いんです。ですから、それが醸成されないとやはりやっても無駄なんじゃないだろうか。いわゆる外的発展のそういう機運だけでは、やはりちょっと、まとまっていけないんじゃないかなということが懸念されるんです。やはり住んでいる方々の意欲、意志でもって盛り上げてもらわないと、何ともしようがない部分だろうと。

そういう意味においては、今回のアンケートに関しては予想外の、私としては、結果だったんですが、やはりこれはこれとして踏まえるならば、再度改めて住民の方々から協力を得られ、皆さんと一緒に進められるようなことを、再度計画をし直していただけないかということを、この一般質問の中で要請という形で行いたいというふうに思っておりますので、それについてのご意見を頂戴したいと思います。

それから、実質公債費比率と、第6次矢吹町まちづくり総合計画等における実質公債費比率13%、経常収支比率80%という根拠はお聞かせいただきましたが、これに関して、矢吹町の公共施設の更新費用というものが非常にかかってきていると。前回の質問でもお聞きしましたが、やっぱり経常的なものとしては11億ぐらいかかってきて、過不足が12億生じると。なおかつ、今後、総合運動公園はどうするんだ。それから、中畑小学校、善郷小学校の建物はどうするんだ。あるいは、道の駅、または複合施設とか、そういったものはめじろ押しに計画されていくという中にあって、この経常収支比率80%、実質公債費比率13%というのは、本当に、その根拠、これからのことを考えられた数値として具体的に出てきたのかなというのがちょっと疑問なものですから、その辺もお知らせいただければありがたいというふうに思います。

特に、まちづくりの部分でもって、同僚議員からお話がありました。ふるさと納税と一緒に交流人口をふやしてはどうか。例えば町の施設への宿泊券をふるさと納税につけてみるとか。いわゆる交流人口をふやすということも大事なんです。だから、夜間人口あるいは定住人口も大事な分野だとは思いますが、昼間の人口、あるいは交流人口というものをふやしていくことも立派なまちづくりでありまして、それは箱物に依存するのかどうかと、また別な観点からも考えなくちゃいけないんですが、そのような政策を考えていってはいかがかと。

特に、あゆり温泉に関しての位置づけというものがちょっと希薄かなという気がいたしております。私どもの産業のほうで研修に行きました昼神温泉は、この矢吹町と温泉の質が似ているんです。pHが9.7、矢吹は9.4ぐらいですから、ちょっと矢吹が低いぐらいですが、湯質は全く同じであり、昼神温泉は全国で20番に入る名湯で位置づけられている。全く湯質的にも変わらないですから、その辺をもう一度考えていただければありがたいのかなというふうに思ったりします。

そして、先ほど申し上げましたが、まちづくり等におきましては、やはり住民、あるいは町民なりの本気度といいますか、内発的、内側から持ち上げていくという、そういう情熱なり創意工夫というものがネックになるわけでありまして、それらを喚起するにはどうしたらいいのかと。

一つの事例としては、金山町の赤カボチャなんかは、やはりそういった部分で成功の一つの事例であり、おやきなんかなおですね、あれもそんな事例なんです。そういったものをこの矢吹町でもできないのかと。町長さんも桑の実などを始められたようなことも話を聞きますが、柿之内ではあれをようかんにする方がいまして、これがまた美味なんです。ですから、そういったことも踏まえながら、どのようにしてまちづくりをしていくかということは、やはり住民の方々のそういう個人的なパワー、意欲、そういったものを醸成していくことが大事だと思いますので、今後そちらにお力をお入れいただくのであれば、お願いしたいということも、これもあわせて一般質問の中の要請という形でもって、ご検討いただければありがたいと思います。

〔「要請、要望はできないから、もっと……」と呼ぶ者あり〕

○6番（青山英樹君）　そうですか、わかりました。

じゃ、質問いたします。

交流人口をふやすという、先ほどお話をしましたけれども、そこについての所感というものをお聞かせ願いたいということをお尋ねします。

それとあと地方創生に関しましては、先ほど町長が同僚議員のときにも答弁をされましたが、やはり国としては、地方創生に関しては策がないのかなという気がするんです。ですから、地方を競わせるというような状況である。そうしますと、このような勝ち負けの中でも、多くの自治体はやっぱり負け組になっちゃうわけでありまして、そういう中で地方創生をするのに、具体的に何をこれからメインとしてやっていきたいのかということをお示しいただければお願いしたい。わかる範囲でお願いします。

以上です。

○議長（諸根重男君）　答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長　野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君）　6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

毎回のことですが、質問が多岐にわたって、また内容も深いので、全て1回で答えられるかどうかわかりませんけれども、抜け落ちた部分については、これは後、ご指摘をしていただきまして、また再度答弁をさせていただきますと思います。

まず初めに、三区自治会の件でございます。

お互い歩み寄れないのか、立場的なものがあるのかということでございますが、決してそうではないと思います。歩み寄るというよりも、法的な原則に基づいて執行されていることについて、青山議員のほうで理解をしていただければ十分に解決できるのではないかというふうに思っております。

今回の答弁でわかっていただきたいと思いますのは、先ほどから答弁をさせていただいておりますように、もう既にこの方たち、返済をしている。十分に反省をしている。社会的な制裁も受けている。全額返済していただいている等々を含めて、町は顧問弁護士の適切なアドバイスによって告発をしないということを、加藤議員にも述べさせていただいた。その考えに変わるものではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

多くの方たちが、正しいものは正しい、悪いことは悪いこと。これは当然でございます。しかし、その中で

青山議員が話をしておった中に、こうした悪いことをした人は許すべきではないというようなことを言っておりますが、私は決してそうではないというふうに思っております。私たち人間社会において、それぞれ人が生きていく上で大きなミスもありますし、大きな過ちがあります。ただ、地域社会、市町村を仲よく一緒に暮らしていくためには、許し合う気持ちというのが非常に大切なんではないかなというふうに思っております。いがみ合いをするのではなくて、そして、いつまでもそうしたことで指摘を続けるのではなくて、そういった相手方の立場を考えて許す必要があつてこそ、矢吹町も含めて人間社会の中では発展をし続けていくんだらうというふうに思っております。

青山議員も読んだことがあると思います。親鸞の悪人正機説、私自身も読ませていただきました。これについて読んでいくと、例えば悪人というような話をさせていただきましたが、この中では、まずもって「善人なおもって往生をとぐ。いわんや悪人をや。」というようなことで始まるわけでございますが、仏教の中で本願というものは、悪人を救うために仏教がある、悪人こそが救済の対象であるという考え方に成り立つ説であります。そもそも世の中には善人と悪人というような区別をするわけですが、全てのこの世の人間というのは凡夫、愚者であり続けるわけでありまして、そういう意味では、その人たちが悪人ということを指すわけでございますが、ただ、善人の定義についてもおもしろい例え方をしております、解釈をしております。善人とは真実の姿がわからず、善行を完遂できない身であることを気づくことができない、やはり悪人だというようなことを言っております。

したがいまして、これによって何が言えるかということは、凡夫は因果がもたらされた縁によって思わぬ結果を生む。つまり、よいと思つて行つたことが因果、縁によつては善をもたらしこと、善果もあれば悪をもたらしこともあるということでございます。どのような果を生むか、わからないのも善人ではなくて悪人だというような言い方をしている。なるほどなということをつくづく考えさせていただきました。

また、私はキリスト教の信者ではないんですが、キリスト教の中にも救済というようなことで、人間の罪や悪から解放し、真実の幸福を与えること、許すことを最大の布教のテーマにしている。私たちにおいても、この許すことが非常に大切だということについては、冒頭に申し上げたとおりでございます。

したがいまして、今回、私たちは町を、そして議会を代表する方、そして今、議論になっているのは三区自治会、行政区でありますし、また、その一方の当事者が町民であること。その方たちは私たちもよく知っている方々たちでございます。善良な町民であるというような意識の中で私たちはおつき合いをさせていただきました。家業に精を出して幸せな家庭も築いている。したがって、こうしたことで彼らを、そして三区行政区の行いをこの良識の府、町議会の議場の中で延々とお互い傷を、罪を暴き合いをするような、そんなことについては私はあつてはならないことだというふうに思っておりますし、今後もそうしたことで青山議員にもご理解をいただきたいと思います。反省もしております。当事者は相当傷ついているんだらうというふうにも思っております。

したがいまして、こうしたことについては、今回を機にお互い冷静になって解決の糸口を見つけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

大正ロマンの館に移らせていただきたいと思います。

そもそも、やはり認識の違いがあるのかなというふうに思っております。青山議員は、この運営について、

何の利益が出るか、コストパフォーマンスはどうあるべきかというような、そういったことで、そうした経済的な価値の問題を一つの争点にしておりますけれども、町自身、そしてこのワークショップやさまざまな団体、そしてこの価値を見出していただいた東京大学生産技術研究所の皆さんは、歴史的な価値、文化的な価値、そうしたものを前面に出しながら、この大正ロマンの館の整備について、さまざまな形で町のほうにアドバイスをいただいておりますし、町はそうした考え方のもとでこれを保存、そして今後の運用を考えていきたいというふうに考えております。

したがって、町民の熱意、工夫、創意、住民の意識をもって醸成がされた後にというようなことがございましたが、それは十分考えておりますし、先ほど話をさせていただきましたように、この後、指定管理者が決まって運用の内容等が固まり次第、その内容等については十分に住民に説明をしながら周知を図り、そして、ご理解をいただくよう努力を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

実質公債費比率、将来負担比率については、先ほど青山議員のほうから具体的に、今後、中畑小や善郷小、道の駅、さまざまな事業が予定されているが、そうしたものは勘案されているのかというようなことでございますが、それらについては勘案をした、そうしたものを入れ込んだ内容で目標値を定めていることについて、私のほうからあえて答弁をさせていただきます。

詳細な説明については、別紙資料をもって後ほど青山議員のほうにお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ふるさと納税については、ご提案ありがとうございます。同僚議員さんということで、前に質問いただいた方にも答弁をさせていただきましたが、こうした工夫についても、この提案を受けて検討してまいりたいと思っておりますし、地方創生、あゆみ温泉、ということでよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 以上で答弁の時間はもう終わりですが、質問は多少ありますか。再々質問ありますか。

6 番。

○6 番（青山英樹君） 答弁のない、答えのない質問をさせていただきます。

三区自治会に関して、何か争点といいますか、許すか許さないかになっていること自体が私はちょっと違和感を感じていまして、これはやっぱり許すか許さないかが論点ではないというふうに思うんです。そこについてのご意見をお聞きしたかったというのがまず 1 点。

それとあと、大正ロマンの館に関しましても、これから説明をしていくということなんですが、素朴な数値が出てきたわけで、これに関して町長の考えを聞きたかったものですから、それもあわせて何かの折にはお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 以上で、6 番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午後 1 時 5 分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 2 時 0 5 分）

◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第72号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第62号、第63号、第64号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、11月20日までに受理した陳情は、会議規則第95条において準用する第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
まことにご苦労さまでした。

(午後 2時09分)

平成 2 7 年 1 2 月 7 日（月曜日）

（ 第 4 号 ）

平成27年第392回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年12月7日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第62号・第63号・第66号・第67号・第68号・第70号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第64号・第71号

陳情第 6号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第69号

審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第 5 議案第72号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 6 同意第 4号 矢吹町名誉町民の推挙につき同意を求めることについて

日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 発議第 9号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書(案)

日程第 9 発議第10号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君

13番	柏村 栄君	14番	藤井 精七君
15番	鈴木 一夫君	16番	諸根 重男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企画経営課長 阿 部 正 人 君
総 務 課 長 藤 田 忠 晴 君	税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君
町民生活課長 氏 家 康 孝 君	保健福祉課長 泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君	都市建設課長 補 佐 兼 野 木 朋 彦 君 管 理 係 長
上下水道課長 小 針 良 光 君	教育次長兼 学校教育課長 佐 藤 豊 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 白 坂 恵 悟 君	生涯学習課長 兼中央公民館 梅 原 喜 美 君 館 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫	主任主査兼 次 長 角 田 哲 也
----------------	----------------------

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、日程に先立ち、諸般の事情により、説明員として都市建設課長福田和也君にかわり都市建設課長補佐兼管理係長の野木朋彦君が出席しておりますので、ご報告いたします。

それではこれより日程に入ります。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（諸根重男君） それでは、去る12月1日の本会議において各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果について各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第62号、第63号、第66号、第67号、第68号、第70号の委員長報告、質疑、 討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第1、これより議案第62号、第63号、第66号、第67号、第68号、第70号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会より審査結果を報告いたします。

総務常任委員会審査結果報告書。

第392回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書でございますが、1から6までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7の審査結果からですが、記入漏れがちょっとありますので追加していただきたいと思います。

2ページの一番下の「議案」と「62号」の間に「第」が抜けておりますので、記入をお願いしたいと思います。その1点だけでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第62号、第63号、第66号、第67号、第68号、第70号の審査結果は次のとおりであります。

議案第62号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災はもとより地方分権、地方創生、少子高齢化、人口減少問題と社会環境の変化に対応した効果・効率的な行政運営に伴う組織機構の改革をするため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本案は、地方税法施行規則等の一部を改正に伴い、申告書等の様式にマイナンバー制度による個人番号等を記載する欄等を追加するため、既定の税条例の一部を改正する条例について所要の改正をするものであります。

討論に入り、安井委員から、マイナンバー制度は個人情報の漏えいやプライバシー侵害などが危惧されるため対策が十分ではなく、既に導入しているアメリカや韓国でも情報の漏えいがあり、最近ではマイナンバー制度をめぐる詐欺などが多発しており、町民に被害が及ぶことも懸念されることから反対する意見、一方で熊田委員からは、マイナンバー制度は全国に共通する制度であり今後の各種手続等を容認するという利点もあるため本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー制度の規定に基づき、当該法律に指定された業務以外に本町が独自に要する業務及び提供する特定個人情報について条例で定めるものであります。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年1月1日から施行するものであります。

討論に入り、安井委員から、マイナンバー制度に関してはセキュリティ面での問題があり、既に導入しているアメリカや韓国でも個人情報の漏えいがあり、町民に被害を及ぼすことも懸念されることから反対する意見、一方で熊田委員からは、マイナンバー制度は町民の安全や安心のために有効に使われるもので、個人情報についても個人情報保護法により十分に守られているため本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

本案は、高度・専門的な知識経験等を活用して一定期間の任期を定め採用する職員の任用に当たり、関係法律の規定に基づき、その職員の任用・勤務状況等に関し条例で定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 矢吹町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例。

本案は、町の常勤職員の補助的・補完的な業務に従事する規定の嘱託職員等の任用に当たり、地方公務員法の規定に基づき任用する一般職非常勤職員として、その任用・勤務条件等に関し条例を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定について。

本案は、既定の集会施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり地元の行政区による指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1 番、安井君。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

議案第63号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び議案第66号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に、反対の立場で討論を行います。

両議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の導入に関連して条例の改正及び制定を行うものでありますが、マイナンバー制度は個人情報の漏えいやプライバシー侵害の危惧があり、国や利用範囲の拡大が今後行われる民間企業においても、セキュリティ面での対策が十分ではないという問題があります。共通番号制度を先駆けて導入しているアメリカでは成り済まし詐欺などの事件が多発し、韓国でも共通番号や個人情報が大量に流出しております。我が国でもマイナンバー制度をめぐって詐欺事件が多発しており、町民に被害が及ぶことが懸念されます。

以上の理由によりまして反対をいたします。委員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

5 番、鈴木君。

〔5 番 鈴木隆司君登壇〕

○5 番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第63号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、平成27年9月に公布された地方税法規則等の一部を改正する条例でございます。また、特定の個人を識別の番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制に則した措置でございます。今後、町民の利便性及び行政事務の効率化の観点からしても必要かつ重要であると考え、本案に賛成いたします。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

9 番、熊田君。

〔9 番 熊田 宏君登壇〕

○9 番（熊田 宏君） 議場並びに傍聴席の皆様、こんにちは。特に傍聴席の方におかれましては、傍聴にお越しいただきありがとうございます。感謝と敬意を表させていただきます。

私は、議案第66号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナン

バー制度として社会保障、税、災害対策分野において、個人番号を付番することで住民の利便性の向上と行政事務の効率化及び社会保障の不正受給や税の過少申告等を防止し、より公正な給付と負担の確保による公正・公平な社会の実現を目的として、平成25年5月に制定されたものであります。

この法律により町民一人一人に個人番号が付番されるため、その番号により個人が特定されることから、町民のさまざまな個人情報が住民の意図しないところでみだりに使用されることがないように、個人情報保護法及び矢吹町個人情報保護条例の中で厳格に規定されております。今回の条例は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し適正な取り扱いを確保するため、町長または教育委員会が個人番号を利用する事務及び機関同士で情報の照会、提供が可能な事務を明確に定めたものであり、適正かつ厳格な個人情報の保護措置の一つということであります。

本条例は、今後マイナンバー制度による町民の利便性や行政事務の効率化などを図るためには必要かつ重要なものであることから、本案に賛成するものであります。議員皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。ご賛同よろしくお願いします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第62号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第66号 矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第67号 矢吹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第68号 矢吹町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第64号、第71号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより議案第64号、第71号及び陳情第6号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは報告させていただきます。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第392回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは、記載のとおりですので割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第64号、第71号及び陳情第6号の審査結果は次のとおりであります。

議案第64号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カード及び個人番号カードの紛失等による再交付における手数料を定めるため、所要の改正をするものであります。

なお、通知カードの再交付申請は改正条例の公布の日、個人番号カードの再交付申請については平成28年1月1日からそれぞれ施行するものであります。

討論に入り、藤井委員から、マイナンバー制度は個人情報漏えい、プライバシーの侵害、セキュリティ面での問題を抱え、既に導入しているアメリカでは成り済まし詐欺などが多発し、韓国でも個人情報の漏えいがあり、日本でもマイナンバーをかたった詐欺が頻発している状況もあることから反対する意見、一方で鈴木委員からは、マイナンバー制度は既に通知カードが発送され、来年1月からは個人番号カードも申請により発行されます。本案は、カードを紛失した場合による再発行の手数料を定めるものであります。また、マイナンバー制度は法律で定められたものであり、制度に対しさまざまな意見があるものの、既にその運用が開始されている制度であることから本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定について。

本案は、既定の矢吹町福祉会館に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり非公募による既定の受諾者による指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書。

本件は、国の関係機関に、子供たちへのきめ細やかな指導の維持向上のため公立小中学校の教職員数の充実等について意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者の方、本当にありがとうございます。

それでは議案第64号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の導入に関連して条例の改正及び制定を行うものでありますが、マイナンバー制度は個人情報の漏えいやプライバシーの侵害の危惧があり、国や利用範囲の拡大が行われる民間企業においてもセキュリティ面での対策が十分ではないという問題があります。そうした問題を指摘してマイナンバー違憲訴訟が、全国5地裁で一斉に12月1日に行われております。「マイナンバーなんて役人と役所のためのもの」「国民にとって何一つ

いいことはない」これはマイナンバー汚職で逮捕された厚生労働省の役人の言葉だそうですが、我が国でもマイナンバー制度をめぐって詐欺事件が多発しており、町民に被害が及ぶことが懸念されます。

マイナンバー制度の導入に関連する議案64号に、反対をする旨のものでございます。皆様ご賛同のほどよろしくをお願いします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） 皆様こんにちは。

私は、議案第64号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど同僚議員からもありましたように、個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度に関して、このマイナンバー制度は社会保障、税、災害対策等で利用されることになっており、行政手続の添付書類の削減、行政機関等がマイナンバーを利用して連携することにより行政の効率化が推進され、持続可能な社会保障制度を構築するものでございます。

さて今回の改正内容は、この法律に基づき交付される通知カードや個人番号カードを、その本人が紛失したり損傷した場合に再発行をする場合の手数料に係る条例でございます。その額はカードの原資、ＩＣカードの原価などから総務省が算出した手数料相当額となっております。町民の利便性向上、行政の効率化、公平公正な社会実現を目指すマイナンバー制度の導入に伴う本条例改正は制度上必要であることから、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第64号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第6号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案第69号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第392回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番までは、記載のとおりでございますので割愛をさせていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました案件、第69号の審査結果は次のとおりであります。

議案第69号 矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例。

本案は、既存施設を中心市街地活性化の推進のため、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として同法第244条の2第1の規定に基づき、その名称及び管理運営等について条例で定めるものであります。

討論に入り、青山委員から、施設の具体的な利活用法、費用対効果等の数値が明確でないこと、さらに独自アンケートによると問題あるとする町民の意見も多く、まちづくりは条例の先行ではなく住民との醸成であると考え本案に反対する意見、一方柏村委員から、本案施設は設置運営は中心市街地の活性化に寄与するとの期待がされ地主から無償で提供された建物でもあり、町は有効に活用すべきものと考え、本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により本案は可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6 番、青山英樹君。

〔6 番 青山英樹君登壇〕

○6 番（青山英樹君） 議案第69号 矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、町民及び観光旅行者を中心市街地に集客し、それぞれの交流を促進することにより中心市街地の活性化を図るため大正ロマンの館を推進施設と位置づけ、その業務を地域に育まれた食及び地域の特産物の提供、文化活動の場を提供、地域情報の発信ほか目的達成に必要とする業務とし、指定管理者に委託する内容であります。しかしながら、施設の利活用、運用をどのようにするのかに関しては具体的な姿、形あるものとして例示、明示することはなく、指定管理者の公募による提案を待つとしております。この手法によれば、具体的に何をするのかは不明、また費用対効果、コストパフォーマンスを示すこともなく、メリットがどのような形で町民にもたらされるのか見えてくるものではありません。先に指定管理者への委託を条例制定によって箱ものありきという既成事実化することであり、後から何をするかがついてくることとなります。町民からは「私たちが何も知らないうちに勝手に進められていく町政としか映らない」との批判が多く聞かれます。

次に、私どもの会派で行った中心市街地及び周辺地域を含めたアンケート調査では、200件中79件の回答、約40%の回収率がありました。「今回の計画による中心市街地の活性化、にぎわいの創出は可能か」との問いには「可能」との回答は6件のみで、59件は否定しております。さらに、条例制定を先行し何をするかを後で決める手法には「問題ない」とした回答はゼロ、皆無であり、71件が問題ありとの指摘をしております。また、今回のアンケート調査では、回答いただいた皆様の6割近い人々が意見を書き込みしてありまして「無駄であり、ほかにお金の使い道があるのではないか」との意見が大半を占めています。

3 点目としましては、まちづくりに成功したと言われる自治体では、多くの場合、内発的な発展を遂げているのが実情であります。つまりは住民、自治体の職員、議員など多くの町民の内発的なアイデア、意欲、これらが創出されて醸成する土台ができ上がることが前提であるとの事例報告があります。

日本海に浮かぶ隠岐諸島の1つである海士町の取り組みなどが有名ですが、今回のアンケート調査の結果からは内発的なアイデアや住民意識を感じ取るには至りませんでした。アンケートには未回答ながらも「活性化につながるかどうかは町民の熱意、想像と協力かと存じます」との意見もいただきました。地域住民の内発的な取り組み姿勢の醸成に努める課題が浮き彫りにされた思いであります。

最後に、経常的な投資的経費について、公共施設の近年5年間平均の既存更新費用は約11億6,000万円であり、今後の更新費用の過不足は約12億4,000万円が不足見込みと報告されております。財政圧迫の大きな要因である公共施設維持管理費を抑えるためにも、公共施設の機能再編・縮減などが課題である今日、同様の目的を有する既存の箱もの施設との兼ね合いも議論なしに新たに箱ものをふやし、また年々増加する指定管理料にさらに輪をかけて追認することは看過されるものではないと判断されます。

以上によりまして、議案第69号 矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例について反対いたします。皆様の慎重な審議をお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

13番、柏村栄君。

〔13番 柏村 栄君登壇〕

○13番（柏村 栄君） 議場の皆様、こんにちは。

議案第69号に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

本案は、さきの東日本大震災により大きな被害を受けた中心市街地の活性化を図る真意で提案されたものであり、これは矢吹町復興計画に位置づけられた5つの最重点課題の1つであります。中心市街地復興まちづくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組みに、まさしく合致するものであります。また、大正ロマンの館に関してもその歴史的価値や建設様式の美しさから、町内外に広く知れわたっております。震災前には矢吹町商工会によるライトアップ事業が行われ、また震災後には矢吹町復興まちづくり合同会議により矢吹町復興のシンボルとして位置づけられるなど、多くの町民から親しまれている建物であります。

こうした大正ロマンの館に対する町民の愛着、熱意に押される形でこれまでの所有者であった屋形裕之氏からの建物のご寄附に至り、町についても今回の本案の上程並びに今後の指定管理者募集の動きに至ったものであると私は強く認識しております。

繰り返し申し上げますが、中心市街地の復興は矢吹町全体の復興の中核を成すことは明白であり、その実現に向け町が動き始めた事実は大いに評価するに値し、多いに期待し得ると考え、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第69号 矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○ 9 番（熊田 宏君） 第392回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

12ページの報告書、1 番から 6 番につきましては記載のとおりでありますので、ご一読をお願いし割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号の審査結果は次のとおりです。

議案第73号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ51万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,749万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税890万1,000円、繰入金1,307万4,000円などを減額し、共同事業交付金2,206万5,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費27万3,000円、保健事業費24万円をそれぞれ増額し、共同事業拠出金はその財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ144万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,687万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金135万5,000円などを減額するものであります。

歳出の内容は、総務費15万3,000円を増額し、事業費160万1,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ46万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,867万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金46万2,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費46万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,820万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,721万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、保険料2,070万8,000円、県支出金322万4,000円、繰入金128万6,000円などをそれぞれ増額し、支払基金交付金758万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費1,028万3,000円、諸支出金791万8,000円などをそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ227万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,313万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料227万3,000円、繰越金16万5,000円を増額し、繰入金16万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金227万3,000円を増額し、総務費の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の収益的収支の予定額のうち収入予定額に126万7,000円を追加し、収益的収入予定総額を4億1,441万5,000円に、支出予定額には296万円を追加し、収益的予定支出総額を4億6,185万5,000円とするものであります。

収益的収入補正の内容は、営業収益66万円、営業外収益を60万7,000円それぞれ増額し、収益的支出補正の内容は営業費用296万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第73号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第78号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第72号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第72号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第392回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から7番までは、記載のとおりですので割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第72号の審査結果は次のとおりです。

議案第72号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,566万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億5,982万2,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方消費税交付金3,400万6,000円、県支出金1億1,360万6,000円、寄附金1,010万9,000円、繰入金6,479万1,000円、町債1,353万4,000円などをそれぞれ増額し、使用料及び手数料207万3,000円、6,637万1,000円、国庫支出金1,299万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金基金原資積立金等により6,914万3,000円、障がい者自立支援事業等により民生費が3,213万円、放射線対策事業等により衛生費が8,760万4,000円、機構集積協力金事業等により農林水産業費が1,389万5,000円、教育費が子ども・子育て新制度による事業組み替え等により2,851万2,000円などをそれぞれ増額し、土木費は社会資本整備総合交付金事業等により1,061万3,000円を減額するものであります。地方債の補正では、臨時財政対策債及び農業施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額し、一般補助施設整備等事業債の限度額を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

17ページの審査結果の9行目、使用料及び手数料207万3,000円の次の6,637万1,000円は記載の誤りでございますので、削除をお願いいたします。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） もう一回言って。

○事務局長（水戸邦夫君） それでは事務局のほうからご報告いたします。

審査結果報告書で17ページ、審査結果の内容であります。審査結果から9行目、その上段であります使用料及び手数料207万3,000円とありまして、その後カンマがありまして6,637万1,000円とありますが、これについては記載誤りということで削除願いたいと思います。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第72号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2時00分）

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時27分）

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） それでは報告させていただきます。

会期中に町長から提出されました同意1件、諮問1件による人事案件の計2件並びに議員から発議2件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会及び議会広報編集委員会のそれぞれの委員長から、閉会中の会期外付託調査の申し出並びに議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め協議をさせていただきました。その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより同意第4号 矢吹町名誉町民の推挙につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第4号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは説明させていただきます。

同意第４号 矢吹町名誉町民の推挙につき同意を求めることについてであります。本案は本定例会において、さきに可決をいただきました矢吹町名誉町民条例第３条の規定に基づき、本町出身で今シーズンまで横浜ＤｅＮＡベイスターズの監督をされていた東京都調布市若葉町３丁目２５番１号、中畑清氏を矢吹町名誉町民として推挙することについて議会の同意を求めるものであります。

中畑氏は昭和５１年に読売巨人軍に入団し、７年連続ゴールデングラブ賞を受賞のほか、大舞台に強い中心選手として長年にわたりご活躍をされ、平成元年の現役引退後は野球解説者、巨人軍打撃コーチ、アテネオリンピック日本代表チームのヘッドコーチとしてプロ野球界の発展に大きく貢献をされました。平成２４年からは、横浜ＤｅＮＡベイスターズの監督に就任されチームの優勝に向けて奮闘されましたが、ファンに惜しまれながらも１０月に監督の職を退任されました。野球ファンとともに、プロ野球界を初めスポーツ界の活性化にご尽力された功績は多大なものがあり、出身地の矢吹町の名声を大いに高めていただいた方であります。

また、本町においては中畑氏が名誉大会長となり中畑清旗争奪ソフトボール大会を開催しており、本年度で３２回目となりました。本大会は小中学生が憧れる県内最大級の大会として競技人口の増加、競技力の向上に大きく寄与し、県内スポーツの振興に多大な貢献をしているところであります。

以上のことから、これまでの幅広いスポーツ振興への貢献と本町のスポーツ文化の発展に多大な貢献をされた功績を顕彰するため、矢吹町名誉町民として推挙するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第４号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、同意第４号 矢吹町名誉町民の推挙につき同意を求めることについては同意することに決しました。

◎諮問第２号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第７、これより諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第２号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は平成25年4月から人権擁護委員に就任していただき平成28年3月31日をもって任期が満了となります。矢吹町三城目53番地、大滝勝永氏を再度、同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

大滝氏は任期中、卓越した識見と誠実さをもって人権相談や人権啓発活動にご尽力されており、地域からの信望も厚く、今後も引き続き同委員として再任いたしたく、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本件も人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

ここで同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時38分）

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時39分）

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより発議第9号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第9号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書（案）。

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら一人一人の子供へのきめ細やかな対応や、子供たちが主体となる豊かな学びの推進が求められています。特に、東日本大震災原子力災害の発生以降、新生福島を目指し、学校、保護者、地域、そして子供たちが復興・再生に向け邁進しています。10月26日に財政制度審議会は現在の教職員環境を継続させながら教職員数を3万7,000人減らすとする、教職員定数のベースライン案を公表しました。本案に対し中央教育審議会は異例の緊急提言を行い、教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保するべきであるとの見解を明らかにしました。現在、公立小中学校では授業だけでなく生活指導、進路指導など、さまざまな個別指導を行い、その比重は増えています。また、特別な支援を必要とする子供の増加など学校現場が抱える課題は多様化しています。保護者からのきめ細やかな指導を求める要望も大きくなっています。今後も子供たち一人一人に対応した教育を推進し、保護者を初めとする地域住民からのニーズに応えるためにも教職員数の充実・確保を図ることが必要です。

このような理由から、下記の事項による実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

子供たちへのきめ細やかな指導を維持・向上させるために、公立小中学校の教職員数を充実・確保すること。

平成27年12月7日、内閣総理大臣殿、文部科学大臣殿、財務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第9号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 中身については何ら言うことはありませんけれども、今までのこの意見書案として出ていますけれども、大概「内閣総理大臣殿」ではなくて、現在の総理大臣でしたら「安倍晋三殿」とか、文科省でしたら文科省の大臣の名で上がっているはずなんですけれども、これが案だとすればちょっと腑に落ちないということがありましたもので、今までの意見書の案とは、要望とは違っているものですからその点にちょっとお伺いしたいと思いました。

以上です。

○議長（諸根重男君） それでは答弁を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 吉田議員の質問に答えたいと思います。

確かに意見書を提出する場合は、今までも総理大臣名、あるいは大臣名の、名前を表記しておりました。最終的に意見書を提出する場合に、その名前も入れて提出したいと思いますのでよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第9号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書案は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより発議第10号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

事務局長に発議第10号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 発議第10号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提案理由を申し述べさせていただきます。

本案は、委員会付託制をとる本町議会の形態を重視し、委員会の活性化と審査活動の充実から改選後の議員定数の削減と行政組織機構の改革を踏まえ、既定の3常任委員会を2常任委員会に改めるとともに、その名称と所掌する事項を改編するものであります。あわせて資格審査委員会の定数と常任委員会等委員の人員についても拡充するため、所要の改正をするものであります。

なお、施行期日については平成28年4月1日からの適用とするものであります。

皆様のご理解とご賛同をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） これより発議第10号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、これを可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第10、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付しました資料のとおり、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第11、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の議案審議は全部終了いたしました。

これをもって本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において議会全員協議会を、そして議会全員協議会終了後は第4会議室において議会広報編集委員会を開催いたしますのでご協力願います。

これにて第392回矢吹町議会定例会を閉会といたします。
ご協力まことにありがとうございました。

(午後 2時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28 年 3 月 18 日

議 長 諸根 重男

署 名 議 員 角田 秀明

署 名 議 員 吉田 伸